

社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成31年度 No.1 Ver.1/2019.4.19

新着情報

◇政策トレンド

	社会保障・社会福祉制度改革等の工程表（主な事項）		P1
	介護分野における外国人の受入れについて		P15
			P16
【財政・税制、経済・成長】	➤ 平成31年第5回経済財政諮問会議：経済・財政一体改革（社会保障①）等	2019.4.10	P17
（社会保障全般含む）	➤ 幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案 衆議院可決	2019.4.9	P18
	➤ 財政制度等審議会 総会：2020年度予算方針、歳出改革部会、法制・公会計部会の設置	2019.4.4	〃
	➤ 児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム（第2回）	2019.3.28	〃
【規制改革】	➤ 規制改革推進会議 第9回医療・介護ワーキング・グループ：オンライン医療の普及促進	2019.4.10	P39
	➤ 規制改革推進会議 第13回保育・雇用ワーキング・グループ：ジョブ型正社員（勤務地合意・職務合意正社員）の雇用ルールに関するヒアリング	2019.3.29	〃
【地方創生・地方分権等】	➤ 第32次地方制度調査会 第13回専門小委員会：2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応	2019.4.8	P42
	➤ 国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について（設置要綱） 通知	2019.3.29	P43
【社会福祉法人等】	➤ 第2回成年後見制度利用促進専門家会議：成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等	2019.3.18	P47
【高齢者】	➤ 平成30年度介護従事者処遇状況等調査結果 公表	2019.4.10	P52
	➤ 認知症施策推進のための有識者会議（第2回）：認知症に係るエビデンスについて	2019.3.29	〃
【障害者】	➤ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案 衆議院可決	2019.4.11	P62
	➤ 「平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果 公表	2019.4.10	〃
【子ども・家庭福祉】	➤ 平成31年度公定価格単価（告示）及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布	2019.3.29	P69
	➤ 企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告 公表	2019.3.18	〃
【生活困窮・生活保護】	➤ 第2回「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」：住宅政策との連携	2019.4.8	P84
	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成31年1月）	2019.3.29	〃
【人材確保等】	➤ 介護分野における特定技能協議会 設置	2019.3.29	P94
	➤ 平成30年末現在における在留外国人数	2019.3.22	〃
【予算】	➤ 平成31年度予算 成立	2019.3.27	P98
【災害対策】	➤ 第28回復興推進委員会：『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて（骨子案）	2019.1.21	P102
	➤ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定	2018.12.14	〃
【その他】	➤ 人口推計（平成30年10月確定値、平成31年3月概算値）公表	2019.4.12	P106
	➤ 中高年ひきこもり61万人 内閣府調査	2019.3.29	〃
	➤ 平成30年中における自殺の状況	2019.3.28	〃

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

目 次

◇政策トレンド	P 1
社会保障・社会福祉制度改革等の工程表(主な事項)	P 15
介護分野における外国人の受入れについて	P 16
[分類・事項]	
1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)	P 17
2. 規制改革	P 39
3. 地方創生・地方分権等	P 42
4. 社会福祉法人等	P 47
5. 高齢者	P 52
6. 障害者	P 62
7. 子ども・家庭福祉	P 69
8. 生活困窮・生活保護	P 84
9. 人材確保等	P 94
10. 予算	P 98
11. 災害対策	P 102
12. その他	P 106

政策トレンド

【財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)】

◆財政制度等審議会 総会:2020 年度予算方針、歳出改革部会、法制・公会計部会の設置

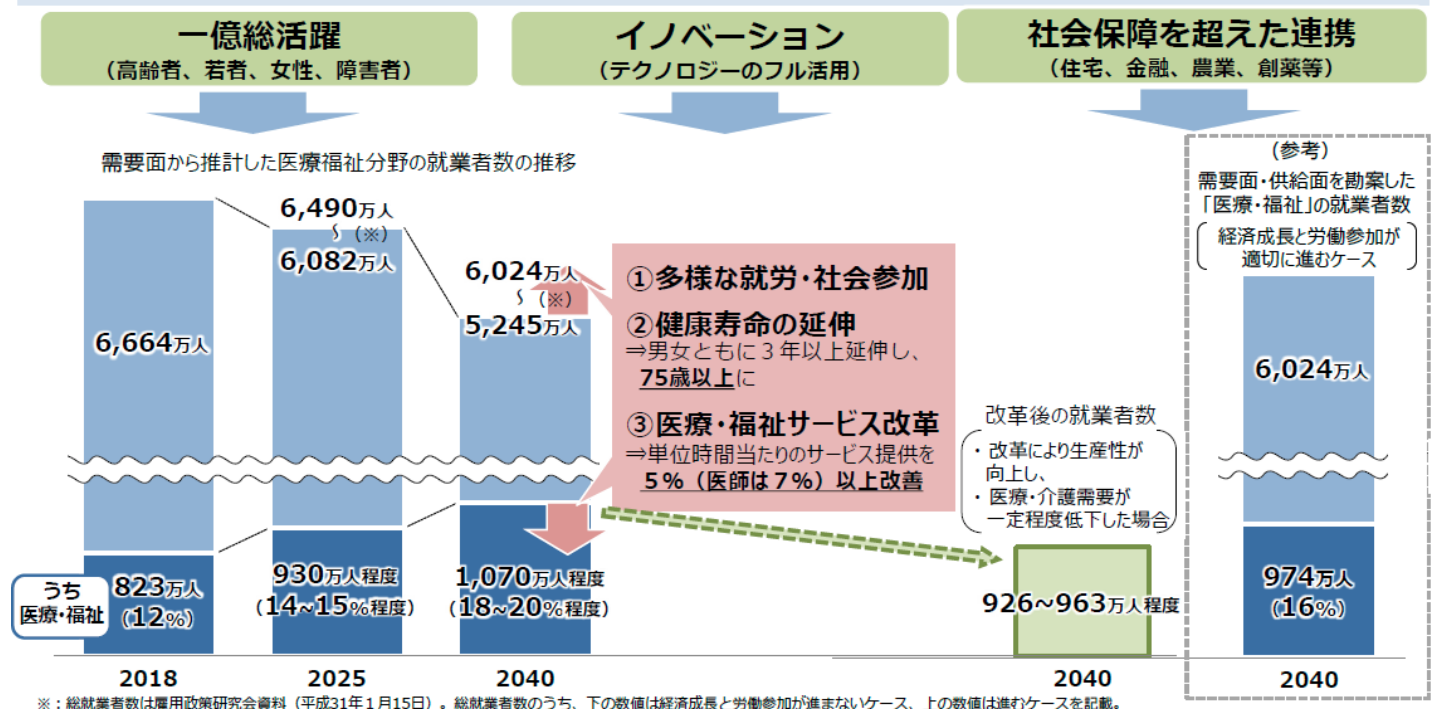
- 4 月 4 日、財政制度等審議会 総会が開催され、引き続き、榊原定征東レ株式会社特別顧問が会長に選出された。
- また、歳出増加に歯止めをかけることを念頭に、財政制度分科会の下に新たに「歳出改革部会」を設けることとされ、増田寛也元総務相が部会長に就任した。「財政総論」や「社会保障総論」など全体の議論をする財政制度分科会に対し、部会では個々の歳出の論点について検討をするとした。

◆平成 31 年第 5 回経済財政諮問会議:経済・財政一体改革(社会保障①)等

- 4 月 10 日、平成 31 年第 5 回経済財政諮問会議が開催され、夏の骨太方針の策定に向けて、社会保障制度改革、ジョブ型雇用時代の人的資本投資について議論が行われた。
- 社会保障制度改革の論点としては、①地域医療構想の実現、②2020 年度診療報酬改定、③介護保険制度の見直し、④次世代型行政サービスの推進等があげられている。
- 今夏に策定するとされている「健康寿命延伸プラン」及び「医療・福祉サービス改革プラン」(2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について 5%(医師については 7%)以上の改善を目指す)等を踏まえた、改革後の 2040 年における医療・福祉の就業者数の推計が示された。
 - ・ 医療・福祉の就業者数 1,070 万人程度 → 改革後 926~963 万人程度

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代(担い手)が急減する。
→「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今夏に向けて、「健康寿命延伸プラン」と「医療・福祉サービス改革プラン」を策定。



④ 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

- 社会保障制度改革について、「新経済・財政再生計画の着実な実行・推進が不可欠であり、地域医療構想の実現に向け、効率的・効果的な医療・介護サービス供給体制の構築や、医療・介護費の地域差の縮小に取り組むべき」、「次世代型行政サービスの推進のため、全国保健医療ネットワークの本格稼働を実現

すべき」といった意見があった。

- また、ジョブ型雇用時代の人的資本投資については、新卒時にバブル崩壊等が生じていた就職氷河期世代を対象に、就職支援・能力開発等、今後 3 年程度で集中的に再チャレンジを支援する仕組みを、今夏に打ち出すとされた。この世代は景気回復後も無業状況や短時間労働など不安定就労状態を続けている人々が多く存在し、現在 30 代半ばから 40 代半ばに至っていることから、同世代を「人生再設計第一世代」と位置付け、より安定的に正規化する仕組みを構築することで、いくつになっても充実した働き方ができる社会をつくるとしている。

◆ 幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案 衆議院可決

- 4 月 9 日、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案が、衆院本会議で可決され、参議院に送付された。
- 本年 10 月から、3～5 歳は幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化し、0～2 歳児は住民税非課税の低所得世帯を対象に無償化する。認可外保育施設などは一定の上限額を設けて費用を補助する。
- 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)および「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)により制度の具体化に向けた検討が進められ、平成 30 年 12 月 28 日に、「幼児教育・高等教育無償化の具体化に向けた方針(関係閣僚合意)」が公表されている。
- 「方針」では認可外保育施設について、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たす場合に無償化の対象となるが、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間を設けるとされた。ただし、「法律の施行後 2 年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を、子ども・子育て支援法改正法案の附則に置くこととされていた。
- なお、地方との協議を踏まえ、改正法案では、市町村が条例を定めることで、基準を満たしていない認可外保育施設を無償化の対象外とすることができるとしているが、基準を満たす認可外保育施設を条例で無償化の対象外とすることはできないとされた。

< 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要 >

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨→ 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5 歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化

※ 開始年齢… 原則、小学校就学前の 3 年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満 3 歳から無償化

※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象

※ 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5 歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続

し、免除対象者を拡充(年収 360 万円未満相当世帯)

- 0～2 歳: 上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化

(3) 認可外保育施設等

- 3～5 歳: 保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額 3.7 万円)までの利用料を無償化

※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

- 0～2 歳: 保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等

(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)

・給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置

・都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策

・5 年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定

・「協議の場」での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方: 自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合: 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等 10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い: 初年度(2019 年度)に要する経費を全額国費で負担
- 事務費: 初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担すべく措置
- システム改修費: 平成 30 年度・平成 31 年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期 2019 年 10 月 1 日

6. その他

○ 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討

- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

◆大学等における修学の支援に関する法律案(高等教育の無償化)衆議院可決

- 4月10日、大学等における修学の支援に関する法律案が、衆院本会議で可決され、参議院に送付された。
- 法案の趣旨では、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することとしている。
- 対象となるのは、要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生。
- 修学の支援のため、以下の措置が講じられる。
 - ①授業料及び入学金の減免(授業料等減免)制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給(給付型奨学金の支給)の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用し、国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行する。
- 2019年夏以降に対象大学等を公表し、2020年4月以降学生への支援を開始する。

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

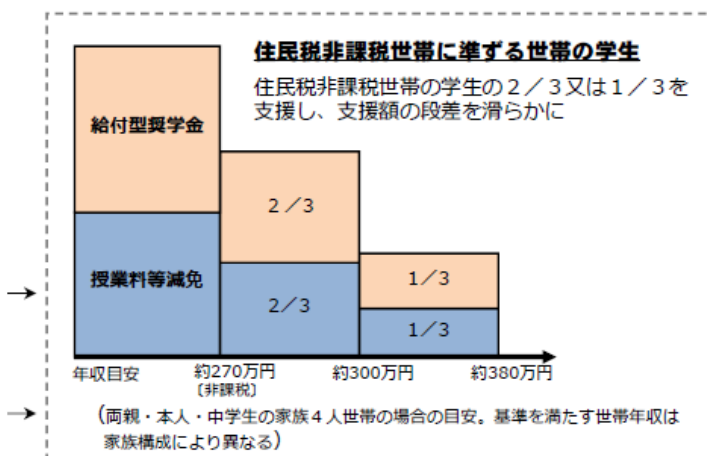
給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円

※高等専門学校の学生は、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

◆児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 閣議決定

- 3月19日、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が閣議決定された。改正案は、児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化等の措置を講ずる、としている。

◆児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム(第2回)

- 3月28日、児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム(第2回)が開催された。
- 厚生労働省は、児童相談所が継続して関与している子ども3万7,806人について安全確認の結果を公表した。虐待のリスクが高まったとして児童養護施設などに26人を入所させ、144人が一時保護された。

- また、文部科学省は、学校を長期欠席している子ども 18 万 7,462 人の緊急点検結果を公表した。面会を試みたうえで、虐待が疑われるとして学校が児童相談所などと情報共有した子どもは 1 万 2,545 人。
- 面会ができた 16 万 7,156 人のうち、「虐待の恐れがある」と判断されたのは 2,656 人。内訳は小学校が最も多く 797 人、次いで中学校 722 人、保育所 683 人。
- 面会ができなかった 2 万 306 人のうち、受験や海外渡航中など「合理的な理由」が認められたのは 1 万 417 人で、これを除く 9,889 人は「虐待が否定できない」として、計 1 万 2,545 人について情報共有がされた。

【規制改革】

◆規制改革推進会議(第 41 回):規制改革推進会議 第 3 期後期の重点事項

- 2 月 26 日、規制改革推進会議(第 41 回)が開催され、規制改革推進会議 第 3 期後期の重点事項が示された。
- 「革新的ビジネスを促す規制・制度の改革」においては、①教育における AI、ビッグデータなどの最新技術の活用、②フィンテックによる多様な金融サービスの提供、③総合取引所の実現、④電力小売市場の活性化、⑤医療・介護分野における生涯にわたる医療等データを活用した健康づくり(データポータビリティの実現)、⑥デジタル化による事業者負担の軽減があげられた。
- 「働き方改革に資する規制・制度の改革」では、①ジョブ型正社員のルールづくり(職務・勤務地・労働時間を限定したジョブ型正社員の雇用ルールについて法制化を含めて検討)、②介護離職ゼロに向けた対策の強化(育児・介護休業法に基づく各種制度を利用しやすくし、キャリアを中断することなく働き続けられる環境整備を進める)、③副業・兼業やテレワーク等におけるルールの明確化、④各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大(保育士・介護福祉士など新姓への書換えが義務付けられている資格等について、女性の仕事の継続性の観点から旧姓使用の範囲を拡大)があげられた。
- このほか「重点フォローアップ事項」として、学童保育対策があげられ、年度内に、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施する「一体型」の政府目標達成工程表を策定し、小学校の施設整備指針にも追記する、とした。

◆規制改革推進会議 第 13 回保育・雇用ワーキング・グループ:ジョブ型正社員(勤務地合意・職務合意正社員)の雇用ルールに関するヒアリング

- 3 月 29 日、規制改革推進会議 第 13 回保育・雇用ワーキング・グループが開催され、ジョブ型正社員(勤務地合意・職務合意正社員)の雇用ルールに関するヒアリングが行われた。
- 厚生労働省から、ジョブ型正社員(勤務地合意・職務合意社員)の議論に関する資料が示された。
 - ・就業規則の策定状況および労働条件の書面交付状況
 - 就業規則を定めている企業は 97.6%
 - 雇用者規模が小さいほど、就業規則の策定割合も低下傾向
 - ・勤務地を約した社員制度導入および勤務地条件の書面確認状況
 - 従業員 300 人以上の企業の 3 割は勤務地を約した正社員制度を設けている
 - 勤務地の約しがあっても、7 割の企業は書面(就業規則・労働契約書)記載なし
 - ・有期雇用契約者、無期雇用契約者の状況 … 無期雇用契約者は約 200 万人増加
 - ・無期雇用転換ルールの認知度は低く(知らない 68.3%)、雇用契約への認識が弱い
 - ・勤務先から無期転換の説明を受けた有期社員は 4 割に留まる
 - ・契約期間が不明な雇用者は約 478 万人
 - ・正社員の 4%、非正規社員の約 16%は、「自身の契約内容がわからない」と回答

◆規制改革推進会議 第 9 回医療・介護ワーキング・グループ:オンライン医療の普及促進

- 4 月 10 日、規制改革推進会議 第 9 回医療・介護ワーキング・グループが開催され、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」について中間報告がされた。
- オンライン診療の適切な推進に向けては、①オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータや事例の収集、実態の把握を進める、②オンライン診療の普及状況、技術の発展やデータ等の収集結果に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について、定期的に内容を見直す、③診療報酬においては、「オンライン診療料」等の普及状況を調査・検証し、その結果等を踏まえて、次期以降の診療報酬改定に向けて必要な検討を行うこととしている。

【地方創生・地方分権等】

◆国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について(設置要綱) 通知

- 3 月 29 日、国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について(設置要綱) が通知された。
- 地方裁量型認可化移行施設は、平成 30 年の国家戦略特別区域諮問会議において、新たな規制改革事項として大阪府から提案があり、厚生労働省から対応案が提示されていたもの。
- 国家戦略特別区域において、待機児童が多い都道府県が、保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型又は保育所型事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設や、保育士不足のため、認可保育所、認定こども園又は保育所型事業所内保育事業としての事業を維持できず休止し、再度、これらの事業を開始することを目指して認可外保育施設として事業を続ける施設について、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことにより、保育の受け皿整備を図ることを目的とする。
- 設置及び運営の主体は、市町村を実施主体とする認可化移行運営費支援事業による支援を受ける認可外保育施設を設置及び運営する事業所であって都道府県が適当と認めたもの。
- 設置基準について、必要職員数のうち 6 割以上が保育士資格又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者、とされた。
- 既存の施設から地方裁量型認可化移行施設に移行する場合、「保育士確保に関し緊急の対応が必要な施設」として判断されることが必要であるが、判断に当たっては、都道府県において、以下①から③までに掲げる事項について確認をする。
 - ① 当該施設において、保育士確保のための取組(ハローワークや保育士・保育所支援センターでの一定期間以上の求人等)を行った上で、なお、保育士の確保が困難な状況であること。
 - ② 利用児童数と定員数が乖離していないこと(利用児童数が定員数を超過しているなどの場合は、適切に定員数を見直すこと)。
 - ③ 当該施設の職員の給与が、他の認可施設と比して著しく低くないこと。
- なお、事業実施に当たっての特例として、通常の「認可化移行運営費支援事業」において、各施設等は、5 年間の上限とする認可化移行計画を策定することを原則としているが、地方裁量型認可化移行施設にあっては、計画の期間の上限を設けないこととされた。

◆第 32 次地方制度調査会 第 13 回専門小委員会:2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応

- 4 月 8 日、第 32 次地方制度調査会 第 13 回専門小委員会が開催された。
- 第 32 次地方制度調査会第 2 回総会において、諮問事項のうちまず審議を進め取りまとめることとされた、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題」とその対応に関して検討を行っている。第 13 回専門小委員会は、有識者からの意見聴取、現地調査の報告、と

りまとめに向けた検討の進め方について協議された。

- 夏頃のとりにまとめに向けた検討について、①2040 年にかけての変化・課題、②地域ごとの変化・課題の現れ方、③2040 年にかけて求められる視点の 3 つの観点から検討するとされた。

【2040 年にかけての変化・課題】

- 年齢構造に起因する自然減を主因として、全国的に一貫して人口減少・少子高齢化が進行し、人口構成が大きく変化する見通し。特に、年少人口(5～14 歳人口)は、1980 年代から一貫して減少しており、2040 年にはピーク時(1961 年)の半分以上となる。8 割以上の市区町村が、公立小中学校の適正規模に関して、教育環境維持の観点から課題があると認識しているが、その約 2 割では検討の予定が立っていない。公立高等学校についても、近年、生徒数は一貫して減少しており、再編整備が進められているが、統合等に伴い高等学校がなくなった地域における社会活力の低下等が懸念される。
- 18 歳人口の減少に伴い、2018 年以降、大学進学率が上昇しても、大学進学者数は減少局面に突入するものと予測される。特に、定員割れにより、地方部の小規模私立大学の経営環境は厳しくなっており、地方部における高等教育の場の減少が懸念される。
- 三大都市圏及び指定都市を除く県庁所在地では、1970 年から 2010 年までに DID(人口集中地区)の面積が 2 倍になり、市街地が拡散しているが、2040 年には 1970 年と同水準の人口になる。また、空き地・空き家の増加に伴う都市のスポンジ化も懸念される。財政状況が厳しい中、市街地の低密度化が進行すると、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になるおそれがある。また、公共施設やインフラの維持管理に係る将来世代の負担増大も懸念される。
- 中山間地域などでは、地域活力の維持、住民の日常生活に必要な機能やサービスの確保、それらを担う人材の育成等が困難になるおそれがある。

【地域ごとの変化・課題の現れ方】

- 2040 年にかけての変化・課題の主たる要因は人口構造の変化、施設・インフラの老朽化と技術革新であり、その現れ方は地域によって大きく異なる。とりわけ地域ごとの人口構造の変化は、行政サービスの需要と供給の両面に大きな影響を与える。また、課題に対応するために活用可能なリソースも地域によって異なる。近年、地方創生の取組として地域の人口減少に歯止めをかけるための対策が講じられ、成果を上げる事例も見られる。今後、各地方公共団体が、幅広い分野にわたって生じる変化・課題を的確に把握し、効果的な対策を講じるためには、地域の人口構造の変化に対応した行政サービスの提供のあり方をそれぞれ検討することが重要になる。

【2040 年にかけて求められる視点】

- 生産年齢人口が減少する中でも、労働力を確保し、人材不足を克服するためには、性別や年齢、国籍のほか、結婚・出産・育児といったライフイベントや生活形態等に関わらず、働く意欲のある人の就労を実現できるよう、高齢者、女性、就職氷河期世代、外国人等の就労環境の整備を進めることが考えられる。
- 具体的には、
 - ・働く意欲のある高齢者のセカンドライフ就労(生きがい就労)の促進とそのための研修機会の充実
 - ・保育園・学童保育の一体的整備や病児保育の広域的な確保などによる子育て支援の充実
 - ・地方版ハローワークによる丁寧な相談対応・マッチング等、行政による雇用のマッチングの充実
 - ・生活全般の相談対応や日本語習得支援など、外国人材の定着に資する取組の充実
 - ・テレワーク環境の整備などによる時間や場所にとらわれない働き方の定着などを図ることが考えられるのではないかな。
- 近年の高齢者の体力の若返りや潜在的な就労意欲等を踏まえ、高齢者の働く意欲を削がないよう、生涯現役を前提とした社会・仕組みに変えていくことが考えられるのではないかな。
- 行政区域に関係なく、通勤や企業活動等が行われていることを踏まえ、人材のマッチング等について、行政区域をまたいでの広域的な産業・雇用施策を進めることが考えられるのではないかな。

【社会福祉法人等】

◆厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議 開催：社会福祉充実残額がある法人は 11.2%

- 3月5日、厚生労働省は、社会・援護局関係主管課長会議を開催した。
- 社会福祉法人関係では、社会福祉法人制度改革の趣旨・概要があらためて確認されるとともに、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、規制改革実施計画に関する対応、未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討等について説明がされた。

【社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画】

平成 30 年度における社会福祉充実残額の算定状況が報告され、社会福祉充実残額がある法人は、19,652 法人のうち 2,192 法人(11.2%)であり、総額は 4,939 億円。平成 29 年度においては、17,899 法人のうち 2,084 法人(12%)であり、総額は約 4,662 億円であった。

【規制改革実施計画に関する対応】

規制改革実施計画において社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直しが指摘されたことを踏まえ、社会福祉法人が民間金融機関から単独で基本財産を担保に融資を受ける場合の所轄庁の承認については、以下の条件を満たす場合に不要とする予定であるとされた。

- 社会福祉施設の整備に対する融資であること
- 社会福祉法人が自治体の施設等担当部局の意見書を所轄庁に届け出ること

【未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討】

「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成 30 年 11 月 26 日未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議)において、「経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する」とされた。

これを踏まえ、厚生労働省において、希望する法人が他法人と円滑に連携していくための環境整備等について、夏頃を目途に一定の方向性を得ることを目標に、検討を行うこととされた。

◆第 2 回成年後見制度利用促進専門家会議：成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等

- 3月18日、第 2 回成年後見制度利用促進専門家会議が開催され、成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等について報告があり、KPI(重要業績評価指標)の設定と平成 31 年度中間検証について意見交換された。
- 「適切な後見人の選任のための検討状況」について、最高裁と専門職団体に議論が行われており、以下の後見人等の選任の基本的な考え方が、平成 31 年 1 月に各家庭裁判所へ情報提供がされている。
 - 本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましい
 - 中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討
 - 後見人選任後も、後見人の選任形態等を定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う
- 今後は、各家庭裁判所において中央での議論等を踏まえ、自治体や各地の専門職団体等とも意見交換の上、検討が進められ、最高裁においても、引き続き専門職団体との間で検討が実施される。

【高齢者】

◆指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

- 3月28日、10月1日から施行される2019年度介護報酬改定の内容を定める「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」が公布された。
- 主な改正内容は、①新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善（介護職員等特定処遇改善加算）、②消費税率10%引き上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取り扱い（本体報酬の引き上げ、食費・居住費の基準費用額の引き上げ等）。
- パブリックコメントで示された内容から変更はなく、「介護職員等特定処遇改善加算」（新加算）の加算率については、介護老人福祉施設で新加算（Ⅰ）：2.7%、新加算（Ⅱ）で2.3%、通所介護で新加算（Ⅰ）：1.2%、新加算（Ⅱ）：1.0%、認知症対応型共同生活介護で新加算（Ⅰ）：3.1%、新加算（Ⅱ）：2.3%。
- 消費税率10%引き上げに対応した基本報酬への上乗せは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、「従来型個室」、「多床室」では、要介護3：695単位⇒697単位（+2単位）、要介護4：763単位⇒765単位（+2単位）、要介護5：829単位⇒832単位（+3単位）への引き上げ。「ユニット型個室」では、要介護3：776単位⇒778単位（+2単位）、要介護4：843単位⇒846単位（+3単位）、要介護5：910単位⇒913単位（+2単位）への引き上げ。
- また、食費・居住費の基準費用額については、食費（日額）を、1,380円⇒1,392円（+12円）への引き上げ。居住費（日額）については、多床室（特養）は840円⇒855円（+15円）、従来型個室（特養）は1,150円⇒1,171円（+21円）、ユニット型個室は1,970円⇒2,006円（+36円）へ引き上げ。
- なお、「介護職員等特定処遇改善加算」の具体的な運用等については、4月上旬に別途示される予定。
- あわせて、2月13日から3月14日のまでの期間で実施されたパブリックコメントの結果が公表され、現行の処遇改善加算と同様に法人単位での申請を認める方向で検討していることが示された。

◆平成30年度介護従事者処遇状況等調査結果 公表

- 4月10日、厚生労働省は、「平成30年度介護従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表した。
- 介護職員処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得（届出）している」事業所は91.1%。また、加算の種類別（Ⅰ～Ⅴ）の取得状況をみると、加算（Ⅰ）を取得している事業所が69.3%。このうち「介護老人福祉施設」の取得状況は、「取得（届出）している」が98.5%で、「加算（Ⅰ）を取得している」が84.7%となっている。
- 介護職員処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由（複数回答）をみると、「事務作業が煩雑」が53.2%、「利用者負担の発生」が33.1%、「対象の制約のため困難」が25.8%となっている。「介護老人福祉施設」の状況をみると、「対象の制約のため困難」が44.6%と最も高くなっている。
- 介護サービス施設・事業所における介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法（複数回答）をみると、「定期昇給を実施（予定）」が69.9%、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が31.3%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）」が21.1%となっている。「介護老人福祉施設」の状況をみると、「定期昇給を実施（予定）」が89.7%、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が33.3%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）」が12.7%となっている。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、290,120円から300,970円へ10,850円増加している。同じく平均基本給額については、3,230円増となっている。

【障害者】

◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 閣議決定

- 3月19日、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された。
- 障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるとした。

◆2019年度障害福祉サービス等報酬改定の内容 告示

- 3月25日、10月1日から施行される2019年度障害福祉サービス等報酬改定の内容を定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」が公布された。
- 主な改正内容は、①新しい経済政策パッケージに基づく更なる処遇改善（福祉・介護職員等特定処遇改善加算）、②消費税率10%引き上げにあわせた障害福祉サービス等報酬に係る消費税の取り扱い（本体報酬の引き上げ）、③訪問系サービスの福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率の見直しの3点。
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（新加算）の加算率については、生活介護で新加算（Ⅰ）：1.4%、新加算（Ⅱ）で1.3%、就労継続支援B型で新加算（Ⅰ）：2.0%、新加算（Ⅱ）：1.7%、福祉型障害児入所施設で新加算（Ⅰ）：5.5%、新加算（Ⅱ）：5.0%、施設入所支援で1.9%（1段階の加算率）。
- 消費税率10%引き上げに対応した基本報酬単位数への上乗せは、生活介護（利用定員41人以上60人以下）では、区分6：1,104単位⇒1,111単位（+7単位）、区分5：819単位⇒824単位（+5単位）、区分4：570単位⇒573単位（+3単位）、区分3：504単位⇒507単位（+3単位）、区分2以下：461単位⇒464単位（+3単位）。
- なお、2月15日から3月16日までの期間で実施されたパブリックコメントの結果が公表され、今回の更なる処遇改善の「国費90億円」について、障害福祉人材約6万人（平成31年度の勤続10年以上の介護福祉士等の見込み数）×8万円×5月×約8割（福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得見込み率）×1/2（国費分）の計算方法により算出していることが示された。
- 支給方法については、現行の福祉・介護職員等特定処遇改善加算において、賃金改善は、基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）の改善を実施しており、新加算においても同様の取扱いとする方向で検討していることが示された。

◆「平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果 公表

- 4月10日、厚生労働省は、「平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表した。
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得（届出）している」事業所等が82.8%、処遇改善特別加算を「取得（届出）している」事業所等が1.4%、加算を「取得（届出）していない」事業所等が15.7%。加算の種類別では、加算（Ⅰ）を取得している事業所等が61.0%。
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等を取得（届出）していない事業所全体における加算を取得しない理由（複数回答）をみると、「事務作業が煩雑」が25.6%、「対象職種の制約のため困難」が15.1%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が14.1%となっている。一方、「入所施設」の状況を見ると、「対象の制約のため困難」が33.3%と最も高くなっている。
- 各事業所等における障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法（複数回答）をみると、「定期昇給を実施（予定）」が66.7%、「各種手当を引上げまたは新設（予定）」が29.1%、「定期昇給以外の賃金水準を引上げ（予定）」が25.9%となっている。「入所施設」の状況を見ると、「定期昇給を実施（予定）」が85.9%、「各種手当を引上げまたは新設（予定）」が27.9%、「一時金の支給金額を引上げまたは新設（予定）」が17.4%となっている。

- 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、平成29年9月の284,716円から平成30年9月の297,761円へ13,045円増加している。一方、平均基本給額については、4,144円増となっている。

◆旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案 衆議院可決

- 4月11日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案が、衆議院において全会一致で可決され、参議院に送付された。被害者へのおわびと、一時金320万円の支給を柱とする。対象は、法施行時に生存している本人に限り、記録のない人についても医師の所見や本人、家族の証言などを元に判断するとしている。

【子ども・家庭福祉】

◆企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会

- 3月18日、企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会の4回にわたる検討を経て、検討会報告が公表された。

＜検討会報告 ※今後の方向性、抜粋＞

- 保育事業者設置型の新規参入は、自治体における認可保育所の事業者の選定例を参考に、一定の事業実績(5年以上)のある者に限るべきである。単独設置型・共同設置型・共同利用型の設置者が、今後、保育事業者へ委託する場合も同様とする。
- 保育事業者設置型については、定員20名以上の施設は、保育士割合を75%以上(現50%以上)に引上げるべきである。本事業の既存施設には、3年程度の経過措置を設けることが適当である。
- 平成31年度以降の企業主導型保育事業の実施体制については、国と実施機関(※現行は、公益財団法人児童育成協会)との役割分担を明確にしつつ、実施機関に求められる役割とその要件を整理すべきである。本年夏を目途にあらためて国において本事業の実施機関を公募し、選定することが適当である。平成31年度分の新規の企業主導型保育事業の実施施設の募集については、選定された実施機関のもとで、実施されることとなる。

◆平成31年度公定価格単価及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布

- 3月29日、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件(告示)」及び「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布された。
- 今回の改正では、子ども・子育て会議における議論等を踏まえ、保育士等の処遇改善、講師配置加算の創設、居宅訪問型保育の給付の算定方法の見直し等の改正を行うもの(施行日:31年4月1日)。
- 保育士等の処遇改善については、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、保育士等の処遇の1%(3,000円相当)の改善を行うため、処遇改善等加算Ⅰの加算率のうち賃金改善要件分が1%引き上げられた。
- また、基本分単価には非常勤講師の配置費用が含まれているが、幼稚園及び認定こども園において必ずしも配置されていない実態を踏まえ、当該費用を基本分単価から切り出し、配置がある場合の加算として「講師配置加算」が創設された。
- さらに、現行の公定価格告示における「平均勤続年数」という表現について、立法趣旨としては、特定の施設における勤続年数ではなく、保育士等としての経験年数を意味し、運用上でもそのように取り扱われていることから、用例を踏まえ、「平均経験年数」に改められた。

【生活困窮・生活保護】

◆第5回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会

○ 1月26日、第5回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会が開催された。

○ 第4回で行われた無料低額宿泊事業の最低基準の考え方に関する議論を踏まえ、あらためて最低基準の考え方(案)が示された。

＜第4回から加筆・修正等が行われた主な点＞

【多人数居室に係る経過措置】

○ 施行日以前より存在する無料低額宿泊所の多人数居室については、3年の間に解消を図ること。

※ 多人数居室の解消に向けて、福祉事務所は、

・他に利用可能な施設等がない場合などやむを得ない場合を除き、生活保護受給者に多人数居室を紹介しないこと

【簡易個室に係る経過措置】

○ 施行日以前より存在する無料低額宿泊所(簡易個室)については、3年の間に解消を図ること。

※ 簡易個室の解消に向けて、福祉事務所は、

・他に利用可能な施設等がない場合などやむを得ない場合を除き、生活保護受給者に簡易個室を紹介しないこと

・既に簡易個室に入居している者について、施行後1年以内に転居先の提示等を行うなど、居宅への移行や、個室への転居を推進すること

【入居申込者等に対する説明等】

○ 契約において、1年を超えない範囲の契約期間及び解除に関する事項を定めなければならないこと。

○ 入居者の希望及び関係機関の意見を十分に勘案し、必要と認められた場合は、1年を超えない範囲で契約の更新又は新たに契約を行うことを妨げないこと。

【入浴】

○ 1日に1回の頻度で入浴の機会を提供すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、入居者に対し説明を行うことで、1週間に3回以上の頻度とすることができること。

【状況把握】

○ 入居者に対し、訪問等の方法による状況把握を原則として1日に1回以上行うこと。

▶ なお、無料低額宿泊所のうちサテライト型住居の取扱いについて、地域事情により運営の実態が異なる(無料低額宿泊所のほとんどがサテライト型の地域がある)ことから、事業の位置づけ等についてあらためて整理した上で、次回検討会に示すこととされた。

◆第2回「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」：住宅政策との連携

○ 4月8日、第2回「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」が開催され、住宅政策との連携をテーマに関係者からのヒアリングが行われた。

ヒアリング出席者：

伊藤 大輔氏(旭化成ホームズ株式会社執行役員 設計本部長シニア・中高層事業担当)

奥田 知志氏(認定 NPO 法人抱樸理事長)

岸 英恵 氏(積水化学工業株式会社住宅カンパニー高齢者事業推進部長兼セキスイオアシス株式会社代表取締役)

下河原忠道氏(株式会社シルバーウッド代表取締役)

高野 茂幸氏(ヤマトホールディングス株式会社地域共創プロジェクトシニアマネージャー)

○ 居住支援法人制度について、32 都道府県で 138 法人が指定(平成 30 年 9 月時点)されているが、株

式会社及び NPO 法人が全体の約 75%、社会福祉法人の指定数は 17(12%)となっている。

- 今後の取り組みとして、福祉・住宅行政の連携の強化が挙げられており、特に福祉サイドからの、社会福祉法人等への居住支援法人の指定促進を働きかけが必要とされている。

【人材確保等】

◆介護分野における特定技能外国人受入れに関する運用要領 公表

- 3 月 20 日、法務省は、介護分野における特定技能外国人受入れに関する運用要領を公表した。
- 運用要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としている。
- 具体的には、①特定技能外国人が従事する業務、②特定技能外国人が有すべき技能水準、③特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準、④上陸許可に係る基準が示されている。
- 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において、実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければならず、訪問介護などの訪問系サービスについては、利用者、1号特定技能外国人双方の人権擁護、適切な在留管理の観点から、受け入れ対象にはならない。
- 1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人「等」の常勤の介護職員の総数を超えないこととされている。この日本人「等」については、①介護福祉士国家試験に合格した EPA 介護福祉士、②在留資格「介護」により在留する者、③永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者とされている。このため、日本人「等」の中には、技能実習生、EPA 介護福祉士候補者、留学生は含まれない。
- また、初めて介護分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければならない。

◆介護職種の技能実習生に関する日本語要件緩和に関する告示(N3要件の撤廃)

- 3 月 20 日、介護職種の技能実習生に関する日本語要件緩和に関する告示が公布された。
- これまで介護職種の技能実習生の日本語要件は、入国時(1 年目)が日本語能力試験「N4」程度、入国 2 年目が日本語能力試験「N3」程度とされていた。
- 今回の改正では、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、介護の技能実習生について入国 1 年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みについて検討を進めるとされたことを踏まえ、入国 1 年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とすることとされた。
 - ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
 - ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければならない。

◆介護分野における特定技能協議会 設置

- 3 月 29 日、介護分野における特定技能協議会が開催された。
- ①構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ること、②各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずることを目的としている。

- 在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人・機関は、初めて 1 号特定技能外国人を受け入れた日から 4 か月以内の間に、同協議会の構成員になることが必要となる。

【災害対策】

◆第 28 回復興推進委員会：『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて(骨子案)

- 1 月 21 日、第 28 回復興推進委員会が開催され、『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて(骨子案)が示された。
- 復興・創生期間における政府の基本姿勢について、「地震・津波被災地域は、地域ごとに復興の進捗状況が異なることから、遅れている地域について復興を加速化させ、復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなる復興の実現を目指す」とし、「福島原子力災害被災地域においては、本格的な復興に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、風評の払拭に向けた取組等を進める。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む」としている。
- 復興庁の後継組織について骨子案では、「今後、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、後継組織のあり方について検討する」としている。

【その他】

◆平成 30 年中における自殺の状況

- 3 月 28 日、厚生労働省は、平成 30 年中における自殺の状況を公表した。
- 平成 30 年の自殺者数は 20,840 人となり、対前年比 481 人(約 2.3%)減。平成 22 年以降、9 年連続の減少となり、昭和 56 年以来、37 年ぶりに 2 万 1,000 人を下回った。
- 男女別にみると、男性は 9 年連続の減少となった一方、前年過去最少だった女性の自殺者数は、55 人の増加となった。また、男性の自殺者数は、女性の約 2.2 倍となっている(男性 68.6%、女性 31.4%)。
- 年齢階級別自殺者数は、平成 30 年は 29 年と比較して、10 歳代、70 歳代及び 80 歳以上では前年より増加し、それ以外の年齢階級では減少した。
- 自殺の要因別にみると、経済・生活問題は 9 年連続、家庭問題は 7 年連続、健康問題は 5 年連続で減少した。平成 30 年は 29 年と比較して、健康問題が最も大きく減少し、355 人の減少となった。

◆中高年ひきこもり 61 万人 内閣府調査

- 3 月 29 日、内閣府は、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の 40～64 歳が、全国で推計 61 万 3,000 人いるとの調査結果を発表した。7 割以上が男性で、ひきこもりの期間は 7 年以上が半数を占めた。15～39 歳の推計 54 万 1,000 人を上回り、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になった。中高年層を対象にしたひきこもりの調査は初めて。
- 内閣府はひきこもりを、自室や家からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が 6 カ月以上続く場合と定義。専業主婦・主夫は過去の同種調査では含めなかったが、今回は家族以外との接触が少ない人はひきこもりに含めた。

◆人口推計(平成 30 年 10 月確定値、平成 31 年 3 月概算値)公表

- 4 月 12 日、総務省は、人口推計(平成 30 年 10 月確定値、平成 31 年 3 月概算値)を公表した。
- 平成 30(2018 年)10 月 1 日時点の外国人を含む総人口は、1 億 2,644 万人(前年同月比▲26 万 3,000 人)。減少は 8 年連続で、減少率は 0.21%。
- 1 年間の出生数から死亡者数を差し引いた人口の自然増減は 42 万 4,000。自然減は 12 年連続で高齢者の増加と出生数の減少が背景。

介護分野における外国人の受入れについて

政策企画部

	E P A（経済連携協定）	在留資格「介護」	技能実習制度への介護職種の追加	新たな在留資格「特定技能」
制度趣旨	二国間の経済連携強化が目的の特例的受入 （インドネシア、フィリピン、ベトナム）	専門的・技術的分野への外国人人材の受入	日本から相手国への技能移転	深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受入
制度創設 （受入開始）	2008（平成 20）年度～ インドネシア(尼) 2009（平成 21）年度～ フィリピン(比) 2014（平成 26）年度～ ベトナム(越)	入管法一部改正法 2016(平成 28)年 11 月 成立 → 2017（平成 29）年 9 月 1 日施行	「技能実習法」2016(平成 28)年 11 月成立 → 2017（平成 29）年 11 月 1 日施行 ※ 11 月 1 日に対象職種に介護を追加	入管法一部改正法案が成立（12.8） → 2019 年度から施行予定 （介護や建設等、14 業種で受入）
要件、資格等	各国の高等教育機関（3～4 年）卒業 ＋ 各国の介護士認定又は看護課程修了、卒業等	・外国で学校教育 12 年の課程を修了した者 ・上記相当の学力認定試験合格者で 18 歳に達した者（※介護協ガイドライン）	・18 歳以上であること ・(団体監理型技能実習)本国の公的機関の推薦を受け技能実習を行おうとする者 等	・業別に所管庁が技能と日本語試験を実施 ・「介護」について、特定技能 1 号は技能実習 3 年修了相当（厚労大臣記者会見）
訪日前(日本語)研修	有 尼、比：マッチング後に 6 か月 越：マッチング前に 12 か月	無 留学時に日本語能力試験 N2 未満の場合は、 法務大臣告示の日本語教育機関で学習	(有) 1 か月以上かつ 160 時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は 1 か月に短縮可、等	－
日本語能力	尼、比：日本語能力試験 N5 程度以上のみ 越：日本語能力試験 N3 以上のみ	・原則として日本語能力試験 N2 以上合格者（※同）	第 1 号技能実習(1 年目)：N4 合格者(同等者) 第 2 号技能実習(2 年目)：N3 合格者(同等者)	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない 程度の日本語能力を有することが基本
在留資格	特定活動（EPA）	留学 → 介護	技能実習 1 号～3 号	特定技能 1 号 ：相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 特定技能 2 号 ：熟練した技能を要する業務に従事する外国人
家族(配偶者・子)の 帯同	可	可	不可 （「短期滞在」による家族の訪問等は可）	特定技能 1 号：不可 特定技能 2 号：可
在留期間の定め等	上限 4 年 ＋ 滞在延長 1 年(一定の要件有) 国家試験合格者：「特定活動」で引続き従事	在留資格「介護」：5 年、3 年、1 年又は 3 月 ※ 在留期間の更新可、更新回数の制限無	最長 5 年 （技能実習 2 号終了時、一旦帰国 （1 か月以上）	特定技能 1 号：通算 5 年を上限 特定技能 2 号：事実上の永住を認める
受入れ人数	平成 29 年度までに 3 か国から計 3,529 人 うち、544 名が資格取得	177 人（平成 30 年 6 月末現在） ★ 法務省入国管理局による速報値	平成 30 年 10 月末までに 986 人の申請があり、認定された 472 人のうち 247 人が来日	(見込み) 2019 年度～5 年間で 26 万 2,700～ 34 万 5,150 人／うち介護は 5～6 万人
受入れの流れ （概略）	就労コース(就学コースは平成 23 年から実績なし) インドネシア・フィリピン・ベトナム ↓ マッチング 訪日前後の日本語等研修(12 か月程度) ↓ 受け入れ施設における就労・研修【特定活動】 (3 年以上) ↓ 介護福祉士国家試験の受験 ↓ 合格 ← 不合格 ↓ ↓ 介護福祉士として就労【特定活動】 帰国	日本語能力試験 ↓ N2 以上 N2 未満 ↓ ↓ 介護福祉士養成校(2 年以上)【留学】 日本語学校 (半年～2 年) ↓ ↓ ※2021 年までの経過措置 卒業後介護福祉士資格取得 (5 年期限) ↓ 介護福祉士国家試験の資格取得(登録) ↓ 介護福祉士として就労【介護】	送り出し機関での教育(6 か月) ↓ 入国後講習(2 か月) 技能実習 1 号(10 か月) ↓ ・日本語能力試験 ・技能試験 ↓ 技能実習 2 号(2 年) ↓ ・技能試験 ↓ 一旦帰国 ↓ 技能実習 3 号(2 年) ↓ 技能試験 ↓ 帰国 送り出し機関 ↑ ↓ 契約 ↓ ↑ 3 か月に 1 回 巡回指導 監理団体	(制度案) 送り出し国は当初 9 か国 ↓ ・日本語能力試験(「N4」レベルを基本) ・技能試験(介護技能評価試験(仮)) ↓ 特定技能 1 号 (通算 5 年) ↓ (介護福祉士資格取得) ↓ 在留資格【介護】 技能実習 2 号修了 ← ※全体の約 45%が 技能実習生から移行 するとの見込み
【 】は在留資格				

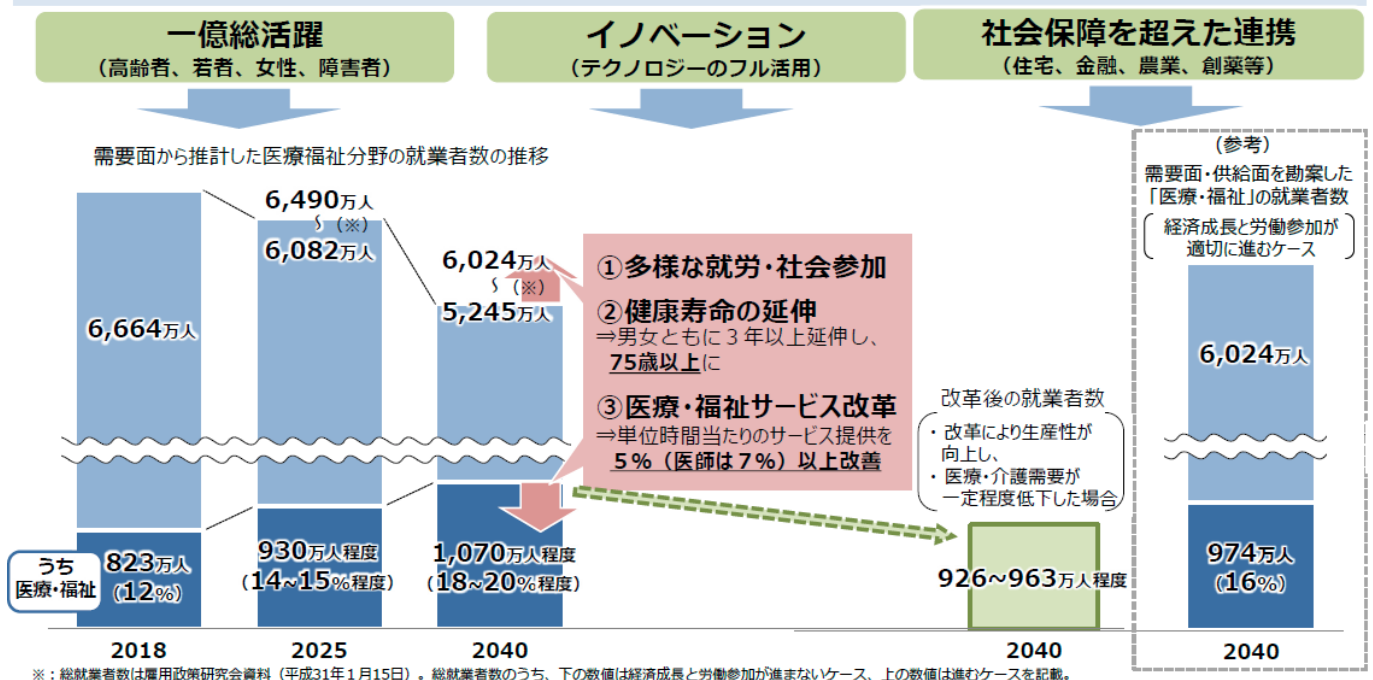
1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

▶ 2019.4.10 平成 31 年第 5 回経済財政諮問会議:経済・財政一体改革(社会保障①)等

- ▶ 4 月 10 日、平成 31 年第 5 回経済財政諮問会議が開催され、夏の骨太方針の策定に向けて、社会保障制度改革、ジョブ型の雇用時代の人的資本投資について議論が行われた。
- ▶ 今夏に策定するとされている「健康寿命延伸プラン」及び「医療・福祉サービス改革プラン」(2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について 5%(医師については 7%)以上の改善を目指す)等を踏まえた、改革後の 2040 年における医療・福祉の就業者数の推計が示された。
 - ・ 医療・福祉の就業者数 1,070 万人程度 → 改革後 926~963 万人程度

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代(担い手)が急減する。
→「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今夏に向けて、「健康寿命延伸プラン」と「医療・福祉サービス改革プラン」を策定。



④ 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

- ▶ 社会保障制度改革について、「新経済・財政再生計画の着実な実行・推進が不可欠であり、地域医療構想の実現に向け、効率的・効果的な医療・介護サービス供給体制の構築や、医療・介護費の地域差の縮小に取り組むべき」、「次世代型行政サービスの推進のため、全国保健医療ネットワークの本格稼働を実現すべき」といった意見があった。
- ▶ また、ジョブ型雇用時代の人的資本投資については、新卒時にバブル崩壊等が生じていた就職氷河期世代を対象に、就職支援・能力開発等、今後 3 年程度で集中的に再チャレンジを支援する仕組みを、今夏に打ち出すとされた。この世代は景気回復後も無業状況や短時間労働など不安定就労状態を続けている人々が多く存在し、現在 30 代半ばから 40 代半ばに至っていることから、同世代を「人生再設計第一世代」と位置付け、より安定的に正規化する仕組みを構築することで、いくつになっても充実した働き方ができる社会をつくるとしている。

➤ 2019.4.9	幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案 衆議院可決
▶ 4月9日、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案が、衆院本会議で可決され、参議院に送付された。	
▶ 改正案は、3～5歳児は原則全世帯、0～2歳児は低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園、認定こども園の費用を無償化し、認可外保育所やベビーシッターなどは一定の上限額を設け、利用料が補助される。	
➤ 2019.4.4	財政制度等審議会 総会：2020年度予算方針、歳出改革部会、法制・公会計部会の設置
▶ 4月4日、財政制度等審議会 総会が開催され、引き続き、榊原定征東レ株式会社特別顧問が会長に選出された。	
▶ また、歳出増加に歯止めをかけることを念頭に、財政制度分科会の下に新たに「歳出改革部会」を設けることとされ、増田寛也元総務相が部会長に就任した。「財政総論」や「社会保障総論」など全体の議論をする財政制度分科会に対し、部会では個々の歳出の論点について検討をするとした。	
➤ 2019.3.28	児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム(第2回)
▶ 3月28日、児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム(第2回)が開催された。	
▶ 厚生労働省は、児童相談所が継続して関与している子ども3万7,806人について安全確認の結果を公表した。虐待のリスクが高まったとして児童養護施設などに26人を入所させ、144人が一時保護された。	
▶ また、文部科学省は、学校を長期欠席している子ども18万7,462人の緊急点検結果を公表した。面会を試みたうえで、虐待が疑われるとして学校が児童相談所などと情報共有した子どもは1万2,545人。	
▶ 面会ができた16万7,156人のうち、「虐待の恐れがある」と判断されたのは2,656人。内訳は小学校が最も多く797人、次いで中学校722人、保育所683人。	
▶ 面会ができなかった2万306人のうち、受験や海外渡航中など「合理的な理由」が認められたのは1万417人で、これを除く9,889人は「虐待が否定できない」として、計1万2,545人について情報共有がされた。	
➤ 2019.3.28	経済・財政一体改革推進委員会 第30回社会保障ワーキング・グループ：2019年前半の検討課題に係る関係省庁ヒアリング
▶ 3月28日、経済・財政一体改革推進委員会 第30回社会保障ワーキング・グループが開催され、厚生労働省から、「経済財政諮問会議における2019年度前半の検討課題」について、資料が提示された。	
▶ 2040年には高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代(担い手)が急減することから、「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要であり、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保に取り組んでいくとして、健康寿命の更なる延伸(健康寿命延伸プラン)、労働力制約が強まる中での医療・福祉サービスの確保(医療・福祉サービス改革プラン)、地域医療構想の推進、介護保険制度の見直し、多様な就労・社会参加に向けた年金制度の見直し等が課題にあげられている。	
▶ 医療・福祉サービスの主な取組の中では、「経営大規模化・協働化」について、経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討するとしている。	
<健康寿命の更なる延伸(健康寿命延伸プラン)>	
○今夏に向けて、「健康寿命延伸プラン」を策定。	

(2040 年の健康寿命延伸に向けた目標・2025 年までの工程表)

- 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、①次世代をふくめたすべての人の健やかな生活習慣形成等、②疾病予防・重度化予防、③介護予防・フレイル対策、認知症予防の 3 分野を中心に取組を推進。

＜労働力制約が強まる中での医療・福祉サービスの確保(医療・福祉サービス改革プラン)＞

- 今夏に向けて、「医療・福祉サービス改革プラン」を策定。

(2040 年の生産性向上に向けた目標・2025 年までの工程表)

→2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について 5%(医師については 7%)以上の改善を目指す

- ①ロボット・AI・ICT、データヘルス改革、②タスクシフティング、シニア人材の活用推進、③組織マネジメント改革、④経営の大規模化・協働化の 4 つの改革を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図る。

【経営の大規模化・協働化(社会福祉法人)】

現在の取組…平成 30 年度から複数法人が参画するネットワークを構築し、法人間の連携により、合同研修や人事交流等効率的な人材の確保・定着のための取組を支援・推進

今後の課題、取組予定…

- ・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、夏頃を目途として、一定の方向性を得る
- ・合併等の際の会計処理の明確化等を目的に、会計専門家による検討会を開催
- ・希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、手引き作成等による環境整備

➤ 2019.3.27 平成 31 年第 4 回経済財政諮問会議:Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり(生産性、人的資本等)

- ▶ 3 月 27 日、平成 31 年第 4 回経済財政諮問会議が開催され、Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり、国際経済の変動に強い経済構造の構築について議論が行われた。
- ▶ Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくりについては、技術革新が進んでいく中で、一人ひとりの生産性を高めていくには、より充実した働き場所と、より高い能力を発揮できるようにするための人的資本投資が重要であり、「ジョブ型雇用への転換を図りながら、人的資本の形成・蓄積を促すべき」、「大学・研究機関等における人的資本を活用していくべき」、「就職氷河期世代などの所得格差が固定化しないよう、出口一体型、つまり教育がきちんと仕事に結び付くリカレント教育、能力開発等の促進策を拡充すべき」、「教育システムを複線型に転換し、多様性を追求できる仕組みとすべき」とする意見があげられた。
- ▶ 国際経済の変動に強い経済構造の構築については、「海外リスクの動向にしっかり目を配り、経済の回復基調が持続するよう経済運営に万全を期すべき」、「グローバル・インバランスについてしっかりと監視し議論すべき」、「ミドルパワーの形成を通じて、経済紛争を起点にしたショックが生まれにくい国際システムの構築に貢献すべき」といった意見があげられた。

➤ 2019.3.26 第 19 回休眠預金等活用審議会:日本民間公益活動連携機構の事業計画(案)等②

- ▶ 3 月 26 日、第 19 回休眠預金等活用審議会が開催された。
- ▶ 指定活用団体である日本民間公益活動連携機構から、前回の協議を踏まえ、2019 年度事業計画・収支予算案の提示があり、了承された。

＜2019 年度事業計画のポイント＞

○優先的に解決すべき社会の諸課題について

①子ども及び若者の支援に係る活動

- ・経済的困窮など、家庭内に問題を抱える子どもの支援

- ・日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ・社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

②日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動

- ・働くことが困難な人への支援
- ・社会的孤立や差別の解消に向けた支援

③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動

- ・地域の働く場づくりの支援
- ・安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

○2019 年度採択事業における助成方針 ⇒ 最長 3 年間の複数年を基本とする

【社会の諸課題を解決するための手法としての 5 つの助成事業】

- (1)草の根活動支援事業 (2)新規企画支援事業 (3)ソーシャルビジネス形成支援事業
(4)災害支援事業 (5)基盤強化支援事業

➤ 2019.3.22 第 25 回経済・財政一体改革推進委員会：先進事例等の全国展開、見える化の推進

- ▶ 3 月 22 日、第 25 回経済・財政一体改革推進委員会が開催され、先進事例等の全国展開、「見える化」の推進・充実の取組の具体化等について協議された。
- ▶ 新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 に記載された項目について、第 24 回委員会において提示された課題を踏まえ、課題への具体的な対応及び残る課題・論点が示された。社会保障関連では以下の 5 点があげられた。

- ①糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進
- ②「特定健診・特定保健指導事業の医師会モデル」の全国展開
- ③国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進、先進・優良事例の全国展開
- ④予防・健康づくり推進について、それに要する費用を含めた医療費全体の抑制効果
- ⑤がん検診受診率(分母・分子の定義の明確化)

➤ 2019.3.20 未来投資会議(第 25 回)：全世代型社会保障における疾病・介護の予防・健康インセンティブ

- ▶ 3 月 20 日、第 25 回未来投資会議(議長：安倍 晋三 内閣総理大臣)が開催され、全世代型社会保障における疾病・介護の予防・健康インセンティブについて検討が行われた。また、厚生労働大臣提出資料として、社会福祉法人の経営統合、運営の共同化の方策等への取組状況が示された。
- ▶ 全世代型社会保障における疾病・介護の予防・健康インセンティブでは、医療・介護について、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていく必要があるとし、まずは 70 歳までの就業機会の確保等と併せ、保険者努力支援制度や介護インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金)の強化を検討する必要があるとされた。
- ▶ そのうえで、介護予防については、保険者(市町村)や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図ることが必要であるとされた。
- ▶ また、厚生労働大臣から、2040 年の生産性向上に向けた目標・2025 年までの工程表を示す「医療・福祉サービス改革プラン」を、本年夏頃を目途に策定することが示された。①ロボット・AI・ICT 等、データヘルス改革、②タスクシフティング(業務の移管)、シニア人材の活用推進、③組織マネジメント改革、④経営の大規模化・協働化等の改革を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることとしている。
- ▶ 厚生労働大臣提出の参考資料では、社会福祉法人の経営統合、運営の共同化の方策等の取組状況が示され、社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、本年夏頃を目途として、一定の方向性を得ることとされた。また、合併等の際の会計処理の明確化を図ること等を目的に、会計専門家による検討会を開催することとされた。

➤ 2019.3.19 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 閣議決定
▶ 3月19日、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が閣議決定された。改正案は、児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化等の措置を講ずる、としている。
➤ 2019.3.13 第18回休眠預金等活用審議会：日本民間公益活動連携機構の事業計画(案)等
▶ 3月13日、第18回休眠預金等活用審議会が開催された。 ▶ 指定活用団体である日本民間公益活動連携機構から、2019年度事業計画案等について提示があり、各委員からの意見を踏まえ、次回、事業計画、収支予算案について示すとされた。
➤ 2019.3.12 第4回産業構造審議会「2050経済社会構造部会」：疾病・介護予防に関する政策提案等
▶ 3月12日、第4回産業構造審議会 2050経済社会構造部会が開催され、疾病・介護予防に関する政策提案、労働市場の構造変化と課題について協議された。 ▶ 予防・健康づくりの方向性について、人生100年時代の安心の基盤は「健康」であり、予防・健康づくりには①個人のQOLの向上・将来不安の解消、②健康寿命の延伸による社会保障の「担い手」増、③健康格差拡大の防止等の多面的な意義があるとし、加えて、「生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要の適正化が図られれば、社会保障制度の持続可能性にもつながり得る」としている。 ▶ 介護予防の促進に関する政策提案については、先進自治体のモデルの横展開を進めるために地方自治体のインセンティブを高めることが必要であり、保険者機能強化推進交付金の強化を図りつつ、交付金の配分基準のメリハリを強化し、介護予防等に資する取組を重点評価しては、としている。 ①介護予防 ・運動など高齢者の心身の活性化につながる優れた民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する「通いの場」の拡大・充実 ・ポイントの活用や、保健事業と介護予防の一体的実施 ②高齢者就労・活躍促進 ・高齢者の介護助手の育成数・参加率(三重県の取組を横展開)、 ・ボランティアや介護助手へのポイント付与 ③介護離職ゼロ ・地域包括支援センターと社労士等の連携等による介護する側への相談体制の強化
➤ 2019.2.26 経済財政諮問会議(平成31年第3回)：次世代型行政サービスへの改革、地域活性化について
▶ 2月26日、平成31年第3回となる経済財政諮問会議が開催された。 ▶ 今夏の骨太方針策定に向けたキックオフとして、「次世代型行政サービスへの改革」と「地域活性化」の2つのテーマについて議論が行われた。 ▶ 「次世代型行政サービスへの改革」については、①利用者目線で、国と地方の行政のデジタル化を早急に実現すべき、②国と自治体の情報システムやデータを集約・標準化・共同化・オープン化し、誰もが利用できるようにすべき、③公共サービスにおける多様な連携を推進するとともに、スマートシティの先進・優良モデルを全国展開すべき、等の意見が提起された。 ▶ 「地域活性化」については、地域外から人・カネ・サービスを自律的に引き寄せるための取り組みの加速、インバウンド観光、農林水産業の輸出、対日直接投資の施策の一体的な実行を通じて、持続可能な地域の稼ぐ力を強化していくべき、との意見が出された。
➤ 2019.2.19 第17回休眠預金等活用審議会：2019年度休眠預金等交付金活用推進基本計画(案)
▶ 2月19日、第17回休眠預金等活用審議会が開催され、2019年度休眠預金等交付金活用推進

基本計画(案)について協議された。

＜2019 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画(案)概要＞

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて

立法当時の議論および基本方針を踏まえ、2019 年度休眠預金等交付金の額は 40 億円以下とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について

基本方針「第1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、「社会の諸課題の解決」、「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築」に必要な制度運用の基盤を整えるとともに、具体的事例の創出を目指す。

3. 民間公益活動促進業務について(法第 19 条第2項第2号)

指定活用団体は、2019 年度に制度が本格的にスタートすることを踏まえ、基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(1)基本的業務」の基礎を適切に構築すべく取り組む。「(2)業務の充実に向けて期待される業務」についても、具体的な検討を進め、可能なものから着手する。

指定活用団体は、本年秋には資金分配団体に対する助成等関係業務を開始できるよう取組を進める。

2019 年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみ。

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について

指定活用団体は、資金分配団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定める。

「事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等」の休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みが組み込まれていること等に十分留意して対応する。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について

指定活用団体は、成果に係る評価の方針を評価指針として定める。

➤ 2019.2.15 児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム(第 1 回)

- ▶ 2 月 15 日、千葉県野田市の事件を受け、児童相談所や教育現場の対応を検証し、再発防止策を検討する厚労省と文部科学省の合同プロジェクトチームが設置され、第 1 回会合が開催された。
- ▶ 合同プロジェクトチームでは、①野田市の事案の検証、②児童相談所及び学校等における子どもの緊急安全確認等の取組結果の共有と分析・検討、③これらの検証・分析結果を踏まえた更なる対策の検討を行うとされた。
- ▶ 野田市の事案の検証については、5 月末を目途に中間的な取りまとめを行い、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議に報告し、同会議において更なる対策が検討される予定。

➤ 2019.2.13 第 3 回 産業構造審議会「2050 経済社会構造部会」：予防・健康づくりの意義と課題

- ▶ 2 月 13 日、第 3 回産業構造審議会 2050 経済社会構造部会会合が開催された。
- ▶ 第 3 回では、予防・健康づくりの意義と課題、ウェアラブルやデータ活用による疾病・介護予防や次世代ヘルスケアについて協議した。
- ▶ 先進国と比較して我が国の予防支出が低い水準であることをあげ、予防・健康づくりの意義について①個人の健康を改善することで、個人の QOL を向上し、将来不安を解消する。
②健康を理由にした早期退職や欠勤、生産性低下を防ぐとともに、就労の拡大や労働生産性の向上を通じて、経済成長につながる。
③疾病の中心が生活習慣病に変化する中で、生活習慣の改善や早期予防を通じて、こうした疾病の医療需要の適正化に資する。
④高齢化や認知症の方の増加等により介護需要の拡大が見込まれる中で、介護・認知症の予防を通じて、伸びゆく介護需要の適正化に資する。

といった論点を示し、人生 100 年時代に、出来るだけ多くの方が長く健康に活躍できる社会を作るため、社会全体で予防・健康づくりを拡大すべきではないかと提案した。

➤ 2019.2.12 幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案 閣議決定

- ▶ 2月12日、政府は幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案を閣議決定し、国会に提出した。
- ▶ 本年10月から、3～5歳は幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化し、0～2歳児は住民税非課税の低所得世帯を対象に無償化する。認可外保育施設などは一定の上限額を設けて費用を補助する。
- ▶ また、同日、低所得世帯の学生を対象に、大学や短大などの高等教育機関の無償化を図る新たな法案も閣議決定した。授業料や入学金を減免するほか、返済不要の給付型奨学金を支給するもので、来年4月の施行をめざすとしている。

➤ 2019.2.12 大学等における修学の支援に関する法律案（高等教育の無償化）閣議決定

- ▶ 2月12日、政府は大学等における修学の支援に関する法律案を閣議決定した。
- ▶ 法案の趣旨では、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することとしている。
- ▶ 対象となるのは、要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校。
- ▶ 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生。
- ▶ 修学の支援のため、以下の措置が講じられる。
 - ①授業料及び入学金の減免（授業料等減免）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- ▶ 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用し、国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行する。
- ▶ 2019年夏以降に対象大学等を公表し、2020年4月以降学生への支援を開始する。

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

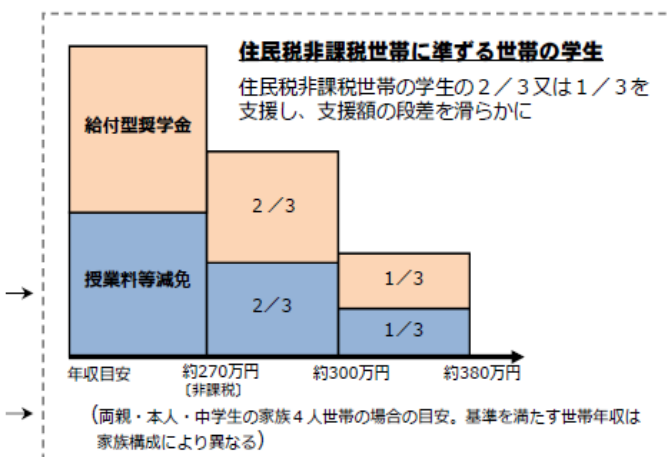
給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約35万円
	自宅外生	約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約46万円
	自宅外生	約91万円

※高等専門学校の学生は、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

➤ 2019.2.4 財政制度等審議会 財政制度分科会：平成31年度予算等について

- ▶ 2月4日、財政制度等審議会財政制度分科会（分科会長：榊原定征東レ株式会社特別顧問）が開催され、平成31年度予算の編成等に関する建議の反映状況が報告されるとともに、財政制度等審

議会の改革の方向性等について検討が行われた。

- ▶ 平成 31 年度予算の編成等に関する建議の反映状況については、平成 30 年 11 月 20 日のとりまとめた建議において、社会保障関係費の伸びを「高齢化による増加分(平成 31 年度:4,800 億円程度)に相当する水準におさめる」という方針で改革を実現していく必要があると提言したところ、平成 31 年度予算では、社会保障関係費の実質的な伸びは、対前年度+4,774 億円であり、方針に沿うものであった、としている。
- ▶ また、介護サービスの経営主体の統合・再編に関しては、建議において、「介護サービスの経営主体の統合・再編を促す施策を講ずるべきである」と提言したところ、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」(平成 30 年 12 月 20 日)に以下の内容が盛り込まれ、建議の内容が反映されたものとしている。
 - 事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、検討。
 - 2018 年度に実施する調査研究をもとに効率的な体制構築方策をガイドラインとして取りまとめ、横展開。
 - 医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。
- ▶ さらに、財政制度等審議会の改革の方向性等について、委員から出された意見の整理が示された。
- ▶ 意見では、財政制度等審議会が財政規律を保つ「砦」として、財政健全化に向けた国民のコンセンサス醸成に一定の寄与をしてきたと評価する一方で、平成における財政状況の一段の悪化に歯止めをかけられなかった事実は謙虚に受け止めなければならないとし、財政の深刻な状況や社会保障制度の持続可能性等の課題について、国民全体に広く浸透し、国民が十分に自らの問題として受け止めているとまでは決していえない、としている。
- ▶ その上で、今後の財政制度等審議会の改革の方向性として、①発信力の強化、②体制や運営の在り方を挙げている。
- ▶ 発信力の強化については、大きなフレームワーク(政策目的と手段の体系)の提示、より踏み込んだ歳出抑制策の検討や、年 2 回の建議という現状からの発信回数の増加等を通じて、発信力を強化することを検討すべきであるとしている。また、建議等による指摘事項のその後の政策への反映状況等についてフォローアップしていくことも欠かせないと提案している。

➤ 2019.2.1 **第 28 回社会保障審議会:2040 年を展望した社会保障改革について**

- ▶ 2 月 1 日、第 28 回社会保障審議会が開催された。任期(2 年)満了に伴って委員が変更され、新会長に遠藤久雄氏(国立社会保障・人口問題研究所所長)、会長代理に増田寛也氏(東京大学公共政策大学院客員教授)が就任した。
 - ▶ 同日は、厚生労働省から、2040 年を展望した社会保障改革に向けた厚生労働省の取り組みや、新経済・財政再生計画改革工程表に盛り込まれた社会福祉分野の取り組み項目とともに、2019 年度厚生労働省予算案について報告された。
 - ▶ 厚生労働省の提示した資料では、2040 年度に医療・福祉等人材は現状ベースで 1065 万人必要と推計。一方で、労働力需要・労働力供給を勘案した「医療・福祉」の就業者数は 2040 年度に 974 万人にとどまる見込み(雇用政策研究会:1 月 15 日)で、ICT やロボットの活用、高齢者の活用などによって生産性を向上していくことが求められるとしている。
- 2040 年を見通すと現役世代(担い手)の減少が最大の課題となる一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇することから、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進めるとしている。

【2040 年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現—主な取り組み】

○多様な就労・社会参加の環境整備 ▶ 働く意欲がある高齢者が、その能力を十分発揮し、働く人の個々の事情に応じて活躍できるよう、多様な雇用・就業機会を充実 等 ○健康寿命の延伸 ▶ 身近な場所で高齢者が定期的に集い、身体を動かす場等の大幅な拡充、介護予防事業と高齢者の保健事業(フレイル対策)との一体実施の推進(インセンティブ措置の強化) ▶ 認知症予防を加えた認知症施策の推進(身体を動かす場等の拡充、予防に資するエビデンスの研究等) ○医療・福祉サービスの改革による生産性の向上 ▶ 介護・看護・保育等の分野において、介護助手等としてシニア層を活かす方策の検討 ▶ 介護施設における業務フローの分析・仕分けを基に、①介護助手、②介護ロボット(センサーを含む)、③ICT の活用等を組み合わせた業務効率化のモデル事業を今年度中に開始	▶ 2019.1.30 経済財政諮問会議(平成 31 年第 2 回):中長期の経済財政運営について
▶ 1 月 30 日、経済財政諮問会議(平成 31 年第 2 回)が開催され、中長期の経済財政運営について、「中長期の経済財政に関する試算(2019 年 1 月:内閣府)」等をもとに議論した。 ▶ 国・地方のプライマリーバランスの黒字化の達成時期について、成長実現ケースでは 2026 年度に 1.8 兆円程度の黒字となり、前回の試算よりも 1 年早く黒字化する一方、ベースラインケース(現状が続く場合)では、2028 年度時点でも 5.8 兆円程度の赤字で、黒字化達成には至らないとした。 ▶ 中長期試算等を踏まえた主要な課題として、有識者議員が提出した資料では、「社会保障関係費の伸びは、団塊の世代が後期高齢者になる 2022 年度以降大きく高まるが、それまでの数年間に全世代型社会保障の実現やワイズスペンディング(財源の有効活用)等の取組を強化する必要がある」と指摘している。 ▶ また、中長期の観点での重要課題として、全世代型社会保障の実現をあげ、「年齢が働くことの制約とならないよう、これまでの考え方や諸制度を見直し、働き方や何歳まで働くかを自由に選べる中で社会保障の支え手を拡大するとともに、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度の整備(年金受給開始時期の選択範囲の拡大等)を推進すべき」、「65 歳以上高齢者への医療・介護等の現物給付が 20 年前の4倍となる中、社会保障サービスの生産性向上、給付の質の改善に向けて、社会保険等のデジタルガバメント化やマイナンバーの利活用拡大を推進すべき」と提案している。 ▶ 茂木敏充経済財政政策担当大臣は、「経済財政諮問会議における 2019 年前半の検討課題」を提示し、全世代型社会保障の推進、新経済・財政計画の着実な推進等をあげ、社会保障制度改革の着実な検討、予防・健康づくりや雇用改革等の効果分析を通じた課題と政策優先順位の検討を進めていく方向性を示した。	▶ 2019.1.25 未来イノベーションワーキンググループ(第 1 回):2040 年にめざす将来像の検討
▶ 1 月 25 日、厚生労働省と経済産業省は、次世代ヘルスケア産業協議会・次世代医療機器開発推進協議会・次世代医療 ICT 協議会の下に「未来イノベーションワーキンググループ」(座長:佐久間一郎 東京大学大学院工学系研究科 教授)を設置し、第 1 回会合が開催された。 ▶ ワーキンググループは、2040 年を見据え、医療福祉分野で求められる技術や社会システムについて有識者から意見を聞き、中長期的な戦略のもとに具体的な将来像やロードマップを提示する。 ▶ 3 月には中間とりまとめを行い、厚生労働省は本年夏にまとめる医療・福祉サービス改革プランにワーキンググループの議論を反映させることをめざす。	▶ 2019.1.18 経済財政諮問会議(平成 31 年第 1 回):経済財政諮問会議の今年の検討課題
▶ 1 月 18 日、「平成 31 年第 1 回経済財政諮問会議」(議長:安倍 晋三 内閣総理大臣)が開催され、経済財政諮問会議の今年の検討課題等について検討が行われた。	

- ▶ 有識者議員 4 名から、2019 年の「骨太方針」の取りまとめに向けて「いつまでに何を実現するか」を明確にし、それにコミットする前提で議論を進めるべきである、と意見が出された。そして、「平成」の次の時代を見据え、人口減少・高齢化という難題を抱えながらも、Society5.0 や全世代型社会保障を着実に実現させる、大胆な取組を促す「骨太方針」とすべきであるとした。
- ▶ その上で、経済財政諮問会議における 2019 年前半の検討課題には、好循環拡大のための政策として、予防・健康づくりの推進や長生きがリスクにならない、人生 100 年時代の安心の充実等の「全世代型社会保障の推進」、社会保障制度改革の着実な検討等の「新経済・財政再生計画の着実な推進」が挙げられている。
- ▶ また、世耕弘成経済産業大臣からは、全世代型社会保障への改革に関して、今年の夏の成長戦略の取りまとめに向けて、経済産業省「産業構造審議会」において具体策の検討を進めていくことが報告された。そして、病気や介護の予防の保険制度への取り込み、70 歳までの就業機会の確保など、厚生労働大臣とも連携しつつ、「明るい社会保障改革」の具体化を進めていくこととした。

➤ 2019.1.11 **休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について 公表**

- ▶ 1 月 11 日、内閣府は、休眠預金等活用法に基づく指定活用団体について、「一般財団法人日本民間公益活動連携機構」(経団連主導により 2018 年に設立)を指定した。
- ▶ 平成 30 年 12 月 4 日及び 6 日に休眠預金等活用審議会が開催され、指定申請団体 4 団体(一般財団法人社会変革推進機構、一般財団法人日本民間公益活動連携機構、一般財団法人みらい財団、一般財団法人人民都大阪休眠預金等活用団体)に対して面接が行われ、業務実施体制や能力の適確性、組織運営体制や役職員の中立性・公正性に関する規程整備や具体性等について評価し、内閣府としての総合的な判断により指定されたもの。
- ▶ 一般財団法人日本民間公益活動連携機構は、ビジョン(目指す方向性・長期目標)を『誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りへの触媒に。』とし、①子ども及び若者の支援、②日常生活を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の担い手をオールジャパンで支えることを掲げている。
- ▶ 一般財団法人日本民間公益活動連携機構はプレゼンテーションにおいて、全体の助成スキームを 5 つのプログラムに分け毎年展開するとした。

(1)草の根活動支援プログラム:NPO 等の草の根活動の加速化と基盤強化を支援

所要資金規模:20 億円/年 資金分配団体 20 団体 民間公益活動実行団体 10 団体

(2)新規企画支援プログラム:革新的手法で社会課題解決を促進する新企画を支援

所要資金規模:5 億円/年 資金分配団体 5 団体 民間公益活動実行団体 3~5 団体

(3)ソーシャルビジネス形成支援プログラム:社会課題の解決を促進する革新的ビジネスモデルの創出を支援

所要資金規模:3 億円/年 資金分配団体 3 団体 民間公益活動実行団体 3~5 団体

(4)緊急災害支援プログラム:社会的弱者等を中心に大規模災害時の緊急支援、復旧支援

緊急災害支援と復旧支援を行う団体の緊急要請に応え資金の助成を行う資金分配団体を対象(資金分配団体として予備選考し、資格を付与→緊急体制に備える)

所要資金規模:3 億円/年 資金分配団体 3 団体 民間公益活動実行団体 5 団体

・ 1 災害時、1 実行団体 1000 万円、年間 2 回程度の出動

・ 当面は年間 3 億円規模→超大規模災害への備えとして残金は「災害準備金」としてプール

(5)基盤強化支援プログラム(研修・伴走支援):プログラム・オフィサー育成等による民間公益活動の底上げ、自立化を支援

所要資金規模:0.5 億円/年

- ▶ 今後は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構は、平成 31 年 4~5 月に資金分配団体の公

募を行い、審査会議等を経て平成 31 年 12 月～翌 3 月に助成等を実施する。

➤ 2018.12.28 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」公表

- ▶ 平成 30 年 12 月 28 日、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(関係閣僚合意)」が公表された。
- ▶ 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)および「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)により制度の具体化に向けた方針が示され、法制化に向けた検討を進めることとされた。
- ▶ 認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たす場合に無償化の対象となるが、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間を設けるとされた。ただし、「法律の施行後 2 年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を、子ども・子育て支援法改正法案の附則に置くこととされた。

＜幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要＞

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨→ 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5 歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化
- ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円(注：国立大学附属幼稚園 0.87 万円、国立大学付属特別支援学校幼稚部 0.04 万円)まで無償化
- ※ 開始年齢… 原則、小学校就学前の 3 年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満 3 歳から無償化
- ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
- ※ 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5 歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収 360 万円未満相当世帯)
- 0～2 歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化
- ※ 保育の必要性の認定… 2 号認定又は 2 号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5 歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額 3.7 万円)までの利用料を無償化
- ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として 5 年間の猶予期間を設定

- 0～2 歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - (①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・「協議の場」での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1)負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等 10/10

(2)財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度(2019 年度)に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担すべく措置
- システム改修費：平成 30 年度・平成 31 年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

○ 2019 年 10 月 1 日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断
- 認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

➤ 2018.12.21 2019 年度税制改正の大綱 閣議決定

- ▶ 平成 30 年 12 月 21 日の閣議において、「2019 年度税制改正の大綱」を決定した。来年 10 月の消費税率 10%への引き上げに伴う駆け込み需要や反動減対策に重点を置き、車と住宅は消費税

増税後に購入すればメリットが得られる措置を拡充した。19 年 10 月の消費税増税後の単年度ベースで車と住宅あわせて 1,670 億円の減税。

- ▶ 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる、とした。
- ▶ また、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付について、当該貸付に係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価値については、所得税、個人住民税を課さないこととされた。

➤ 2018.12.20 経済財政諮問会議(平成 30 年第 17 回):経済・財政一体改革(「新経済・財政再生計画改革工程表」決定)

- ▶ 平成 30 年 12 月 20 日、経済財政諮問会議(平成 30 年第 17 回)が開催され、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」を決定するとともに、「消費税率引上げに伴う対応」及び「平成 31 年度の経済見通し(12 月 18 日閣議了解)」について議論が行われた。「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」は、経済・財政一体改革推進委員会での議論を踏まえ、諮問会議として取りまとめたもの。
- ▶ 社会保障のうち医療・福祉サービス改革では、「事業所マネジメントの改革等を推進」「介護助手・保育補助者など多様な人材の活用」「介護の経営の大規模化・協働化」等が挙げられており、取組事項について実施年度及び KPI(重要業績評価指標)を示している。

<取組事項 40: iv 介護の経営の大規模化・協働化>

[2019 年度]	[2020 年度]	KPI(第 1 階層)	KPI(第 2 階層)
○事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、検討。 ○2018 年度に実施する調査研究をもとに効率的な体制構築方策をガイドラインとして取りまとめ、横展開。 ○医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。	検討結果に基づき、第 8 期介護保険事業計画期間に向けて、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、必要な措置を講ずる。	効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数【2019 年度までに 10 例】	○1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数【2020 年度末までに増加】 ○社会福祉法人数及び1 社会福祉法人当たりの職員数(常勤換算数)【見える化】

「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」【ポイント】

- 1) 骨太方針 2018 に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応と KPI、政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋を示す
- 2) 骨太方針 2015 の「経済・財政再生計画」のうち、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込む
 - 社会保障分野の全 44 項目について取組状況や成果等を明示。また、各分野の措置済みではない事項や複数年に及ぶ事項について、改革工程表に盛り込み、進捗を管理することにより、実現に向けて着実に推進
- 3) 行動変容に働きかける取組の加速・拡大→予算の重点配分を推進
 - ・歳出効率化や経済効果の高いモデル事業の戦略的全国展開
 - ・地域差や取組状況等の見える化と改革努力の目標としての活用

➤ 2018.11.26 経済政策の方向性に関する中間整理

- ▶ 平成 30 年 11 月 26 日、経済財政諮問会議・未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・規制改革推進会議 合同会議が開催され、成長戦略、地方創生、規制改革など、安倍内閣の主な経済政策について、今後の方向性の中間的な整理が行われた。
- ▶ 今回とりまとめられた「経済政策の方向性に関する中間整理」では、今後の経済政策の中核をなす成長戦略について、①Society5.0 の実現、②全世代型社会保障への改革、③地方施策の強化の 3 本柱で、未来を見据えた構造改革に取り組んでいくこととされ、具体的な施策の方向性が示された。
- ▶ 全世代型社会保障への改革に関して、健康・医療の分野では、人生 100 年健康年齢に向けて、寿命と健康寿命の差をできるだけ縮めるため、糖尿病・高齢者虚弱・認知症の予防に取り組み、自治体などの保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討することとされた。
- ▶ その上で、次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）の検討項目の 1 つとして、複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等が挙げられ、「経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する」こととされた。
- ▶ その他、全世代型社会保障への改革の具体的な施策の検討項目として、「フレイル（高齢者虚弱）対策・認知症予防」が挙げられており、「デイサービス事業者に対して、利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善度合いに応じた介護報酬の加算により、インセンティブ措置の強化を検討する」とされた。

➤ 2018.11.20 財政制度等審議会「平成 31 年度予算の編成等に関する建議」を公表

- ▶ 平成 30 年 11 月 20 日、財務省は、財政制度等審議会「平成 31 年度予算の編成等に関する建議」を公表した。
- ▶ 冒頭の総論では、「平成財政の総括」として「平成という時代は、厳しい財政状況を後世に押し付けてしまう格好となっている」と指摘、我が国の社会保障制度は、国民自らが高齢や疾病等のリスクを分かち合い支え合うとの考え方の下、受益と負担の対応関係が明確な社会保険方式を基本としているものの「本来税財源により賄われるべき公費の財源について、特例公債を通じて将来世代へ負担が先送られているため、受益と負担の対応関係が断ち切られている」ために牽制作用が期待できないことが財政悪化の最大の要因であるとしている。
- ▶ そのうえで、「新たな時代においては、財政健全化どころか一段と財政を悪化させてしまった平成という時代における過ちを二度と繰り返すことがあってはならず、手をこまねくことは許されない」と指摘している。
- ▶ 平成 31 年度は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太 2018）に定める「新経済・財政再生計画」における基盤強化期間の初年度にあたり、建議では社会保障関係費の伸びを「高齢化による増加分に相当する水準におさめる」という方針の下、手を緩めることなく改革に取り組む必要があるとしている。
- ▶ 「介護事業所・施設の経営の効率化」として、介護サービス事業所の経営の効率化・安定化の観点に加え、今後も担い手が減少する中、人材の確保・有効活用やキャリアパスの形成によるサービスの質の向上といった観点から、介護サービスの経営主体の統合・再編を促す施策を講ずるべき、とした。
- ▶ 子ども・子育て支援制度における施設型給付等について、一部が実際の運営以外に回っている実態を踏まえ、公定価格の水準の見直しは不可欠であるとし、実態が伴っていない基本額の見直し（加算化・減算化）、各施設類型における単価設定の水準の見直しを行う必要や、さらに、対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべき、とした。

➤ 2018.10.22 厚生労働省 2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部を設置

- ▶ 平成 30 年 10 月 22 日、厚生労働省は、根本 匠 厚生労働大臣を本部長とする「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」の初会合を開催した。
- ▶ 本部は、今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、①多様な就労・社会参加の環境整備や、②健康寿命の延伸を進めるとともに、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるために設置されたもの。
- ▶ また、本部には、政策統括官（総合政策担当）をリーダーとする「横断的課題に関するプロジェクトチーム」が設置され、その下に、大臣官房審議官クラスが主査となる以下の 4 つのタスクフォースが設置されている。

- ①健康寿命延伸タスクフォース（疾病予防・介護予防に関する施策等）
- ②医療・福祉サービス改革タスクフォース（ロボット、AI、ICTの実用化等）
- ③高齢者雇用タスクフォース（高齢者の雇用就業機会の確保等）
- ④地域共生タスクフォース（縦割りを超えた地域における包括的な支援体制の整備等）

- ▶ 今回の本部の会合では、「雇用・年金制度改革」、「健康寿命延伸プラン」、「医療・福祉サービス改革プラン」の取組の方向性が示された。
- ▶ 「医療・福祉サービス改革プラン」では、2025 年以降、現役世代（担い手）の減少が一層進むことが見込まれる中で、「ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革」、「タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進」、「組織マネジメント改革」、「経営の大規模化・協働化」の 4 つの改革を通じて、生産性の向上を図ることにより、必要かつ適切な医療・福祉サービスが確実に提供される現場を実現することとされた。
- ▶ このうち「経営の大規模化・協働化」では、「医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営共同化、多角化方策の検討」、「医療法人と社会福祉法人の連携方策の検討」が挙げられている。
- ▶ 「健康寿命延伸プラン」、「医療・福祉サービス改革プラン」は、30 年夏頃を目途に策定する。

➤ 2018.10.15 消費税率 10%に引上げを表明

- ▶ 安倍晋三首相は、平成 30 年 10 月 15 日午後の臨時閣議で、2019 年 10 月に消費税率を 8%から 10%へ引き上げると表明した。
- ▶ 高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと転換し、同時に財政健全化も確実に進めていくとしたうえで、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう、全力で対応する考えを示した。

（首相発言のポイント）

- ・ 消費税率引上げ分の使い道を変更し、2%の引上げ分のうち半分を国民に還元。平成 31 年 10 月 1 日から、幼児教育を無償化。
- ・ 軽減税率を導入し、家計消費の 4 分の 1 を占める飲食料品については、消費税を 8%のまま据え置く（軽減税率導入）。
- ・ 引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じる。消費税引上げ後の一定期間に限り、中小小売業に対し、ポイント還元といった新たな手法による支援を行う。
- ・ 消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について、2019 年 10 月 1 日以降の購入にメリットが出るように、税制・予算措置を講じる。

➤ 2018.10.15 第 2 回 産業構造審議会「2050 経済社会構造部会」

- ▶ 平成 30 年 10 月 15 日、第 2 回 産業構造審議会 2050 経済社会構造部会が開催された。
（部会における検討テーマ）

(1)2050 年頃までの経済社会の構造変化

(2)持続可能な経済社会に向けた政策課題

①現役世代・子育て世代の安心確保 ②人生 100 年時代に対応した生涯現役社会の実現

➤ 2018.9.21 第 1 回 産業構造審議会「2050 経済社会構造部会」

- ▶ 2050 年頃までの構造変化を踏まえ、持続可能な経済社会を作るための将来像と政策課題を整理するため、産業構造審議会に「2050 経済社会構造部会」が設置された。
- ▶ 我が国は今後、2050 年頃にかけて、①現役世代の急減、②人生 100 年時代の到来、③単身世帯の増加など家族構成の変化、④地方の人口減少・高齢化の加速、⑤社会保障支出の増大など、大きな構造変化に直面する。
- ▶ 同時に、第 4 次産業革命やグローバル化等の進展により、産業構造や就業構造も大きく変化する見通し(産構審・新産構造部会『中間整理』(平成 28 年 4 月)では、2030 年までの試算を提示)であり、こうした構造変化の中で、次世代に持続可能な経済社会を残すためには、人生 100 年時代に合わせて国民や企業の行動を変えることで、全ての世代がエイジフリーで活躍できる健康長寿・生涯現役社会を実現する必要があるとしている。
- ▶ こうした問題意識の下、産業構造審議会に「2050 経済社会構造部会」を設置し、2050 年頃までの構造変化を踏まえ、持続可能な経済社会を作るための将来像と政策課題を整理するもの。

検討テーマ

(1)2050 年頃までの経済社会の構造変化

- ・人生 100 年時代における働き方・生き方の多様化
- ・第4次産業革命やグローバル化等による産業構造・就労構造の変化
- ・単身世帯の拡大や未婚率の上昇など家族構成の変化

(2)持続可能な経済社会に向けた政策課題

①現役世代・子育て世代の安心確保

- ・多様な生き方・働き方がリスクにならない経済社会制度
- ・兼業・副業などの柔軟な働き方の普及や中途採用市場の活性化
- ・子育て、介護、学び直しと仕事の両立に対する支援

②人生 100 年時代に対応した生涯現役社会の実現

- ・健康な高齢者が出来るだけ長く就労できる経済社会制度
- ・学び直しに対する支援や高齢者雇用支援を通じた労働移動の促進
- ・ナッジやインセンティブの活用による健康年齢延伸
- ・認知症と共生する経済社会システムの構築
- ・人口減少や単身化が進む中での持続可能な地域経済社会の構築

➤ 2018.6.15 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太方針 2018)を閣議決定

- ▶ 平成 30 年 6 月 15 日政府は、臨時閣議において「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太方針 2018)を閣議決定した。
- ▶ 今回の骨太方針では、財政健全化目標として、国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)黒字化の時期について、来年 10 月の消費増税分の使途の見直し等を受け、2020 年から 2025 年に改めることとされた。
- ▶ 2025 年度 PB 黒字化に向けては、団塊世代が 75 歳に入り始める 2022 年度の前までの 2019 年度から 2021 年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととしている。ただし、社会保障については、「高齢化による増加分が年によって異なることなどを考慮し、各年度の歳出抑制については一律ではなく柔軟に対応する」とされ、具体的な数値目標は示されなかった。

- ▶ 社会保障制度改革については、2020 年度の骨太の方針において、「総合的かつ重点的に取り組むべき政策をとりまとめる」とされた。
- ▶ 消費税については、「2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税率の 8%から 10%への引上げを実現する必要がある」と明記された。
- ▶ 幼児教育無償化については、2019 年 4 月と 2020 年 4 月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、2019 年 10 月からの全面的な無償化措置の実施をめざすこととされた。
- ▶ 財政制度等審議会財政制度分科会で取り上げられていた「介護事業所・施設の経営の効率化」に関しては、今回の骨太方針では、「医療・介護サービスの生産性向上」として、「介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する」という表現で盛り込まれた。
- ▶ さらに、「外国人材の受入れ」については、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設することが盛り込まれた。
- ▶ 加えて、東京都目黒区で起こった虐待死事件をうけて、「子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策」が書き込まれた。

➤ 2018.6.15 「未来投資戦略 2018」を閣議決定

- ▶ 平成 30 年 6 月 15 日、政府は、臨時閣議において「未来投資戦略 2018」を閣議決定した。
- ▶ 未来投資戦略では、この半年間の検討を踏まえて各種の施策の着実な実施を図りつつ、成長戦略の範囲とタイムフレームを広げて、第 4 次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society5.0」を本格的に実現するため、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を図ることとしている。
- ▶ 「Society5.0」の実現に向けた戦略的取組を推進するにあたって、「Society5.0」で実現できる新たな国民生活や経済社会の姿をできるだけ具体的に示し、従来型の制度・慣行や社会構造の改革を一気に進めていくことが重要であるとしている。
- ▶ 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ(旗艦)・プロジェクト」の 1 つとして、「次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト」が挙げられており、新たに講ずべき具体的施策として、「介護分野における多職種の介護情報の連携・活用」、「総合的な認知症対策、高齢者の社会参加等の促進、介護予防」、「自立支援・重度化防止に向けた科学的介護データベースの実装」、「ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入」、「書類削減、業務効率化、生産性向上」等が盛り込まれている。
- ▶ また、「ダイバーシティの推進」として、多様で柔軟なワークスタイルの促進が挙げられており、新たに講ずべき具体的施策として、副業・兼業の促進が盛り込まれている。具体的には、ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得ることとされている。
- ▶ また、国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進めることとしている。

➤ 2018.6.13 人づくり革命基本構想：人生 100 年時代構想会議とりまとめ

- ▶ 平成 30 年 6 月 13 日、安倍総理は、総理大臣官邸で第 9 回人生 100 年時代構想会議を開催し、「人づくり革命基本構想」をとりまとめた。
- ▶ 幼児教育の無償化、高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育、高齢者雇用の促進等について、8 回にわたる審議の内容をとりまとめたもの。
- ▶ 議論を踏まえての総理の発言は以下のとおり。

○安倍内閣は、少子高齢化が進む中においても、我が国が力強い成長を続けていくため、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組んでいます。

○このうち、人生 100 年時代を見据えた経済社会システムの大改革に挑戦するのが人づくり革命。そして、本日取りまとめていただいた基本構想がその屋台骨と主要政策となります。

○基本構想は策定しただけでは意味がありません。基本構想に沿ってPDCAを回し、確実に実行していくことが重要です。そのために、この構想会議を改組し、人生 100 年時代構想フォローアップ会合を設置することとします。有識者議員の皆さんには、フォローアップ会合のメンバーとして、引き続き、人づくり革命を牽引していただきたいと思います。

➤ 2018.5.10 **自治体戦略 2040 構想研究会(第 12 回):大都市圏の圏域マネジメント**

- ▶ 「今後、我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供する必要がある。」とし、「多様な自治体行政の展開によりレジリエンス(社会構造の変化への強靱性)を向上させる観点から、高齢者(65 歳以上)人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスティングに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討する」ことを目的として、総務大臣主催で「自治体戦略 2040 構想研究会」を開催している(第 1 回:平成 29 年 10 月 2 日)。平成 30 年 3 月 29 日、第 10 回研究会で第一次報告を取りまとめた。
- ▶ 平成 30 年 5 月 10 日、自治体戦略 2040 構想研究会(第 12 回)を開催し、大都市圏の圏域マネジメントについて意見交換を行った。

➤ 2018.5.4 **消滅可能性都市 896 市区町村のうち約 8 割の自治体で人口減が加速【読売新聞】**

- ▶ 民間の有識者らでつくる日本創成会議(座長・増田寛也元総務相)が 2014 年 5 月、「2040 年に消滅する可能性がある」(消滅可能性都市)と指摘した全国 896 市区町村のうち、約 8 割(713)の自治体で、人口減がより加速すると読売新聞社が報じた。
- ▶ 創成会議は、国立社会保障・人口問題研究所が 2013 年に公表した地域別将来推計人口のデータを基に、消滅可能性都市という考えを提唱。それから 5 年後の 2018 年に新たに公表された同推計人口を基に、40 年時点の消滅可能性都市の人口の変化を比較したもの。
- ▶ この結果、北海道や東北・九州地方など過疎地域の 713 自治体で、40 年時点の人口が減少。東京など 3 大都市圏を中心に 181 自治体では逆に増加した。減少した自治体の平均減少率は 11.3%で、最も大きかったのは奈良県上北山村の 48.9%、市では北海道歌志内市の 32.9%で 529 人減少したとのこと。

《経 過》

✓ 経済財政諮問会議(平成 30 年)

2018. 12. 10	第 16 回：経済・財政一体改革（社会保障をはじめとする改革工程表案）
2018. 11. 26	第 15 回：平成 31 年度予算編成の基本方針について
2018. 11. 20	第 14 回：今後の経済財政運営について
2018. 11. 12	第 13 回：金融政策、物価等に関する集中審議
2018. 10. 5	第 12 回：新内閣の重点課題
2018. 7. 9	第 11 回：中長期の経済財政に関する試算について
2018. 7. 6	第 10 回：平成 31 年度予算の概算要求基準について
2018. 6. 15	第 9 回：経済財政運営と改革の基本方針 2018（案）について
2018. 6. 5	第 8 回：新たな外国人材の受入れについて、骨太方針の原案について
2018. 5. 28	第 7 回：骨太方針の骨子案について
2018. 5. 21	第 6 回：金融政策、物価等に関する集中審議
2018. 4. 24	第 5 回：経済・財政一体改革（地方行財政）・（教育）
2018. 4. 12	第 4 回：経済・財政一体改革（社会保障）
2018. 3. 29	第 3 回：経済・財政一体改革の中間評価
2018. 2. 20	第 2 回：今年前半の主な検討課題・取組について
2018. 1. 23	第 1 回：中長期の経済財政の展望と経済財政諮問会議の今年の検討課題

✓ 未来投資会議

2019. 4. 3	未来投資会議（第 26 回）：地銀・乗合バス等の経営統合・共同経営について
2019. 3. 20	未来投資会議（第 25 回）：全世代型社会保障における疾病・介護の予防・健康インセンティブ
2019. 3. 7	未来投資会議（第 24 回）：モビリティ、コーポレートガバナンス
2019. 2. 13	未来投資会議（第 23 回）：デジタル市場のルール整備、フィンテック／金融分野
2018. 11. 26	未来投資会議（第 22 回）：経済政策の方向性に関する中間整理案について
2018. 11. 6	未来投資会議（第 21 回）：地方施策について
2018. 10. 22	未来投資会議（第 20 回）：介護報酬のインセンティブ措置の強化
2018. 10. 5	未来投資会議（第 19 回）：成長戦略の方向性（案）
2018. 6. 15	未来投資会議（第 18 回）：「未来投資戦略 2018」（案）
2018. 6. 4	未来投資会議（第 17 回）：「未来投資戦略 2018」（素案）
2018. 5. 17	未来投資会議（第 16 回）：AI 時代の人材育成／次世代ヘルスケアシステムの構築
2018. 4. 12	未来投資会議（第 15 回）：Society 5.0 の地方における社会実装／国際展開
2018. 3. 30	未来投資会議（第 14 回）：Society 5.0 の移動革命（自動走行）
2018. 2. 1	未来投資会議（第 13 回）：生産性革命パッケージの推進について
2017. 11. 17	未来投資会議（第 12 回）：生産性革命について
2017. 9. 8	未来投資会議（第 11 回）：成長戦略の課題と今後の進め方
2017. 6. 9	未来投資会議（第 10 回）：「未来投資戦略 2017」（同日、閣議決定）
2017. 5. 30	未来投資会議（第 9 回）：「未来投資戦略 2017」（素案）
2017. 5. 12	未来投資会議（第 8 回）：第 4 次産業革命に向けた諸課題
2017. 4. 14	未来投資会議（第 7 回）：新たな医療・介護・予防システムの施策に向けて
2017. 3. 24	未来投資会議（第 6 回）：ローカルアベノミクスの深化
2017. 2. 16	未来投資会議（第 5 回）：第 4 次産業革命の推進に向けた検討課題について

2017. 1. 27	未来投資会議（第 4 回）：産業競争力の強化に関する実行計画（案）
2016. 12. 19	未来投資会議（第 3 回）：公的資産の民間開放について
2016. 9. 9	未来投資会議（第 2 回）：「新しい医療・介護システム」予防・健康管理と自立支援
2016. 8. 2	「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定

✓ 休眠預金等活用審議会

2018. 9. 4	第 14 回休眠預金等活用審議会：指定活用団体の指定に係る面接等の進め方
2018. 5. 16	第 13 回休眠預金等活用審議会：指定活用団体に指定に係る審議
2018. 3. 30	休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針策定 内閣総理大臣決定
2018. 3. 27	第 12 回休眠預金等活用審議会：資金の活用に関する基本方針（案）
▶ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年 12 月 9 日成立）（以下、休眠預金等活用法）第 35 条に基づき、平成 29 年 4 月に休眠預金等活用審議会が内閣府に設置。 ▶ 「休眠預金等」とは、10 年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」。金融機関は、「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等について、HP で公告を行った上で、預金保険機構に移管する。預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、毎年 700 億円程度。 ▶ 休眠預金等活用法は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等を広く国民一般に還元し、「民間公益活動」の促進に活用することを意義・目的としている。	

✓ 財政・税制改正

2018. 5. 23	財政制度等審議会 財政制度分科会：新たな財政健全化計画等に関する建議
2018. 5. 21	財政制度等審議会 財政制度分科会：建議のとりまとめに向けた審議
2018. 5. 14	財政制度等審議会 財政制度分科会：経済団体からのヒアリング
2018. 4. 25	財政制度等審議会 財政制度分科会：後期高齢者の医療費負担について
2018. 4. 17	財政制度等審議会 財政制度分科会：幼児教育、高等教育の無償化について
2018. 4. 11	財政制度等審議会 財政制度分科会：社会保障 論点と改革の方向性
2018. 1. 26	財政制度等審議会・財政制度分科会：平成 30 年度予算及び財政制度分科会の今後の進め方等
2017. 12. 22	「平成 30 年度税制改正大綱」閣議決定
2017. 11. 29	財政制度等審議会 平成 30 年度予算の編成等に関する建議とりまとめ

✓ 一億総活躍、一億総活躍国民会議

2018. 5. 30	第 2 回「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合
2017. 5. 17	第 1 回「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合
2017. 5. 10	自由民主党・一億総活躍推進本部：一億総活躍社会の構築に向けた提言
2016. 6. 2	「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定

✓ 人生 100 年時代構想会議

2018. 6. 13	第 9 回人生 100 年時代構想会議：基本構想とりまとめ
	～
2017. 9. 11	第 1 回人生 100 年時代構想会議

✓ 地域医療構想・介護の総合確保の促進／医療制度改革

➤ 2019. 3. 20	第 20 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想の実現に向けた一層の取組(その 4)
➤ 2019. 2. 22	第 19 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想の実現に向けた一層の取組(その 3)
➤ 2019. 2. 22	第 19 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想の実現に向けた一層の取組(その 3)
➤ 2019. 1. 30	第 18 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想の実現に向けた一層の取組(その 2)
➤ 2018. 12. 21	第 17 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想の実現に向けた一層の取組
➤ 2018. 10. 26	第 16 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策
➤ 2018. 7. 20	第 15 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策
➤ 2018. 6. 22	平成 30 年度病床機能報告の見直しに向けた議論の整理
➤ 2018. 6. 15	第 14 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策
➤ 2018. 5. 16	第 13 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗状況
➤ 2018. 3. 28	第 12 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗状況
➤ 2018. 3. 2	第 11 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗状況
➤ 2017. 12. 13	第 10 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想の進め方に関する議論の整理
➤ 2017. 11. 20	第 9 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗等
➤ 2017. 10. 26	第 8 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗
➤ 2017. 7. 19	第 7 回地域医療構想に関するワーキンググループ：公的医療機関等改革プラン
➤ 2017. 6. 22	第 6 回地域医療構想に関するワーキンググループ：慢性期機能の病床の必要量
➤ 2017. 6. 2	第 5 回地域医療構想に関するワーキンググループ：大学病院等における地域医療構想への取組
➤ 2017. 5. 10	第 4 回地域医療構想に関するワーキンググループ：各都道府県の地域医療構想
➤ 2015. 5. 27	医療制度改革法：参議院可決・成立

✓ 「医療法人の事業展開等に関する検討会」等

➤ 2017. 4. 2	第 7 次改正医療法：施行（第 2 段階…地域医療連携推進法人制度の創設）
➤ 2017. 3. 10	第 8 次改正医療法案：閣議決定
《主な内容》 ○持ち分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長 ・「持ち分あり医療法人」は、平成 18 年医療法改正以降、新設を認めていない。平成 29 年 9 月末で「持ち分あり」から「持ち分なし」への移行促進策（相続税猶予・免税など）の期限が切れることから、3 年間延長するほか、移行促進策の対象要件を緩和するもの。 （現行）移行計画の認定制度の認定要件…社員総会の議決があること、移行計画が有効かつ適正であること、移行計画期間が 3 年以内であること （改正案）法人の運営が適正であることを要件として追加し、移行後 6 年間、当該要件を維持していることを求める 【主な運営の適正性要件】…法人関係者に利益供与しないこと、役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること、社会保険診療に係る収入が全体の 80%以上 等	
➤ 2016. 9. 1	第 7 次改正医療法：施行（第 1 段階…医療法人制度の見直し関係）
➤ 2015. 9. 28	第 7 次改正医療法：公布
➤ 2015. 9. 16	第 7 次改正医療法：参議院可決・成立

✓ 年金制度改革

2016. 12. 14	国民年金法等改正法：参議院可決・成立
--------------	--------------------

- ▶ 「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。本法は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずるもの。
- ▶ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（平成 29 年 4 月施行）、年金額の改定ルールの見直し（マクロ経済スライドによる調整：平成 30 年 4 月施行、賃金変動に応じた年金額の改定：平成 33 年 4 月施行）等が含まれている。
- ▶ 11 月 16 日には、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立している。
- ▶ 本法により、老齢基礎年金等の年金受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する措置について、施行期日が消費税 10%引上げ時から平成 29 年 8 月 1 日に改められた。

✓ 社会保障・税一体改革

2012. 8. 10 (8. 22 公布) 社会保障・税一体改革関連法成立（関連 8 法）

- ▶ 社会保障制度改革推進法、子ども・子育て関連 3 法、国税改正法、地方税改正法 他 4 法
- ▶ 改革の実施及び目標時期（第 4 条）

「政府は、基本方針に基づき、必要な法制上の措置については、法律施行後 1 年以内に、国民会議の審議結果等を踏まえて講ずる」

- ▶ 社会保障制度改革国民会議の設置（第 9 条～15 条）
- ▶ 生活保護制度の見直し（附則第 2 条） 等

【目的】（第1条）

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

【基本的な考え方・国の責務】（第2～3条）

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責務を有する

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てることを基本
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

【改革の基本方針】（第5～8条）

- ① 公的年金制度（今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民会議で検討し、結論を得る、年金記録問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入）
- ② 医療保険制度（国民皆保険を維持、国民負担の増大抑制と必要な医療の確保、医療保険制度の財政基盤の安定化等、個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議で検討し、結論を得る）
- ③ 介護保険制度（介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保）
- ④ 少子化対策（人生の各段階に応じた支援、待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上の措置）

【生活保護制度の見直し】（附則第2条）

不正受給への厳格な対処等の見直しを早急に行い、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む。

2. 規制改革

➤ 2019.4.10 規制改革推進会議 第9回医療・介護ワーキング・グループ:オンライン医療の普及促進 ▶ 4月10日、規制改革推進会議 第9回医療・介護ワーキング・グループが開催され、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」について中間報告がされた。 ▶ オンライン診療の適切な推進に向けては、①オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータや事例の収集、実態の把握を進める、②オンライン診療の普及状況、技術の発展やデータ等の収集結果に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について、定期的に内容を見直す、③診療報酬においては、「オンライン診療料」等の普及状況を調査・検証し、その結果等を踏まえて、次期以降の診療報酬改定に向けて必要な検討を行う、こととしている。
➤ 2019.3.29 規制改革推進会議 第13回保育・雇用ワーキング・グループ:ジョブ型正社員(勤務地合意・職務合意正社員)の雇用ルールに関するヒアリング ▶ 3月29日、規制改革推進会議 第13回保育・雇用ワーキング・グループが開催され、ジョブ型正社員(勤務地合意・職務合意正社員)の雇用ルールに関するヒアリングが行われた。 ▶ 厚生労働省から、ジョブ型正社員(勤務地合意・職務合意社員)の議論に関する資料が示された。 ○就業規則の策定状況および労働条件の書面交付状況 ➤ 就業規則を定めている企業は97.6% ➤ 雇用者規模が小さいほど、就業規則の策定割合も低下傾向 ○勤務地を約した社員制度導入および勤務地条件の書面確認状況 ➤ 従業員300人以上の企業の3割は勤務地を約した正社員制度を設けている ➤ 勤務地の約しがあっても、7割の企業は書面(就業規則・労働契約書)記載なし ○有期雇用契約者、無期雇用契約者の状況 … 無期雇用契約者は約200万人増加 ○無期雇用転換ルールの認知度は低く(知らない68.3%)、雇用契約への認識が弱い ○勤務先から無期転換の説明を受けた有期社員は4割に留まる ○契約期間が不明な雇用者は約478万人 ○正社員の4%、非正規社員の約16%は、「自身の契約内容がわからない」と回答
➤ 2019.3.20 規制改革推進会議(第42回):新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革 ▶ 3月20日、規制改革推進会議(第42回)が開催され、新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革について協議された。国土交通省から、規制改革実施計画(平成30年6月15日)に基づく、「多様なニーズに応える新たなタクシーサービスの実現」、「救援タクシー事業の明確化」について、検討状況等が報告された。
➤ 2019.2.26 規制改革推進会議(第41回):規制改革推進会議 第3期後期の重点事項 ▶ 2月26日、規制改革推進会議(第41回)が開催され、規制改革推進会議 第3期後期の重点事項が示された。 ▶ 「革新的ビジネスを促す規制・制度の改革」においては、①教育におけるAI、ビッグデータなどの最新技術の活用、②フィンテックによる多様な金融サービスの提供、③総合取引所の実現、④電力小売市場の活性化、⑤医療・介護分野における生涯にわたる医療等データを活用した健康づくり(データポータビリティの実現)、⑥デジタル化による事業者負担の軽減があげられた。 ▶ 「働き方改革に資する規制・制度の改革」では、①ジョブ型正社員のルールづくり(職務・勤務地・労

働時間を限定したジョブ型正社員の雇用ルールについて法制化を含めて検討)、②介護離職ゼロに向けた対策の強化(育児・介護休業法に基づく各種制度を利用しやすくし、キャリアを中断することなく働き続けられる環境整備を進める)、③副業・兼業やテレワーク等におけるルールの明確化、④各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大(保育士・介護福祉士など新姓への書換えが義務付けられている資格等について、女性の仕事の継続性の観点から旧姓使用の範囲を拡大)があげられた。

- ▶ このほか「重点フォローアップ事項」として、学童保育対策があげられ、年度内に、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施する「一体型」の政府目標達成工程表を策定し、小学校の施設整備指針にも追記する、とした。

➤ 2018.11.19 規制改革推進会議(第40回):規制改革推進に関する第4次答申取りまとめ

- ▶ 平成30年11月19日、規制改革推進会議(第40回)が開催され、規制改革推進に関する第4次答申が取りまとめられた。
- ▶ 保育・雇用ワーキング・グループで平成30年10月15日以降5回にわたって検討されてきた、「学童保育対策(いわゆる「小1の壁」の打破)」が盛り込まれた。「余裕教室」の放課後児童クラブへの転用促進や、「支援員」育成の研修機会の拡大等が挙げられたほか、質の確保等について、国は以下の取組も行うべきとした。
 - ・ 地方自治体に対し、保育所同様に指導監査指針を発出する。
 - ・ 福祉サービス第三者評価制度に準じ、放課後児童クラブの評価基準を策定する。
 - ・ 自己評価に際して子どもや親の意見を聞くよう、運営事業者に求める。
 - ・ 苦情受付の制度を整備するよう、運営事業者に求める。

➤ 2018.6.15 「規制改革実施計画」を閣議決定

- ▶ 平成30年6月15日、政府は、臨時閣議において「規制改革実施計画」を閣議決定した。
- ▶ 規制改革推進会議においてとりまとめた「規制改革推進に関する第2次答申」(平成29年11月29日)及び「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月4日)により示された規制改革事項を、期限を定めて着実に実現を図っていく。
- ▶ 計画では、「行政手続コストの削減」、「農林」、「水産」、「保育・雇用」、「医療・介護」、「投資等」、「その他重要課題」が改革の重点分野とされたが、「医療・介護」については、社会福祉法人・福祉施設に直接関係する事項は盛り込まれなかった。
- ▶ 「保育・雇用」については、第2次答申で示された「待機児童解消」の事項に加え、第3次答申で新たに追加された「大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し」が盛り込まれた。

<<経 過>>

✓ 規制改革推進会議、ワーキング・グループ（第 2 期：平成 29 年 7 月～30 年 10 月）

2017. 6. 9	「規制改革実施計画」閣議決定
▶ 政府は、9 日の臨時閣議で、平成 29 年の「規制改革実施計画」を閣議決定した。 ▶ 141 項目の規制緩和や制度の見直し策のうち、長時間労働の是正に向けて、いわゆる「36 協定」を締結しているかの調査を行うなど、企業の監督にあたる労働基準監督官の業務の一部を、平成 30 年度から社会保険労務士などの民間に委託すると明記した。 ▶ また、「混合介護」（介護保険の対象となるサービスと対象外のものを組み合わせて行う）について、自治体によって対応が異なる等の指摘を踏まえ、柔軟に組み合わせて導入できるよう明確なルールを作り、来年度の前半までに自治体に通知するとしている。	

✓ 規制改革推進会議（第 1 期：平成 28 年 9 月～平成 29 年 6 月）

2017. 5. 23	規制改革推進会議（第 18 回）：規制改革に関する第 1 次答申 とりまとめ
▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）を決定し、平成 29 年 6 月までの約 1 年間をサイクルとして審議を進めてきた。 ▶ 第 18 回会議では、「規制改革推進に関する第 1 次答申～明日への扉を開く～」をとりまとめた。 ▶ 答申では、介護保険サービスと保険外サービスの組合せ（いわゆる「混合介護」）について触れるも、具体的な項目は「平成 29 年度整理開始」、「平成 29 年度検討・結論」とするなど、医療・介護・保育ワーキング・グループで提案されていた内容から時期・対応が減退している。 ▶ 社会福祉法人関係では、「社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し」が挙げられている。これは、社会福祉法人の基本財産への担保設定について、現在、福祉医療機構を担保権者とするとき及び民間金融機関が同機構と協調融資をするとき以外は所轄庁の承認が必要とされているため、民間金融機関単独の借入れが敬遠されているとの指摘を受けて提案されたもの。民間金融機関が単独で担保権者となるときに所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかを平成 29 年度中に検討を始め、平成 30 年度中に結論を出すこととしている。 ▶ また、今回、答申とあわせて、「規制改革実施計画」の平成 29 年 3 月 31 日時点における実施状況のフォローアップ結果も公表されている。 ▶ 社会福祉法人関係では、「介護・保育事業における経営管理の強化とイコールフットィング確立」に関して、(1) 補助金等の情報開示、(2) 役員報酬等の開示、(3) 内部留保の明確化、(4) 所轄庁による指導・監督の強化、(5) 社会貢献活動の義務化の項目をフォローアップすることとされていたが、いずれの項目も「措置済」と判断された。	
2016. 9. 12	規制改革推進会議（第 1 回）：部会の設置等
▶ 2016 年 7 月末に設置期限となった規制改革会議の後継組織。 ▶ 平成 31 年 7 月 31 日までを設置期間とし、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制のあり方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議する。	

3. 地方創生・地方分権等

➤ 2019.4.8 第32次地方制度調査会 第13回専門小委員会:2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応

- ▶ 4月8日、第32次地方制度調査会 第13回専門小委員会が開催された。
- ▶ 第32次地方制度調査会第2回総会において、諮問事項のうちまず審議を進め取りまとめることとされた、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題」とその対応に関して検討を行っている。第13回専門小委員会は、有識者からの意見聴取、現地調査の報告、とりまとめに向けた検討の進め方について協議された。
- ▶ 夏頃のとりまとめに向けた検討について、①2040 年にかけての変化・課題、②地域ごとの変化・課題の現れ方、③2040 年にかけて求められる視点の3つの観点から検討するとされた。

【2040 年にかけての変化・課題】

- 年齢構造に起因する自然減を主因として、全国的に一貫して人口減少・少子高齢化が進行し、人口構成が大きく変化する見通し。特に、年少人口(5～14 歳人口)は、1980 年代から一貫して減少しており、2040 年にはピーク時(1961 年)の半分以上となる。8 割以上の市区町村が、公立小中学校の適正規模に関して、教育環境維持の観点から課題があると認識しているが、その約 2 割では検討の予定が立っていない。公立高等学校についても、近年、生徒数は一貫して減少しており、再編整備が進められているが、統合等に伴い高等学校がなくなった地域における社会活力の低下等が懸念される。
- 18 歳人口の減少に伴い、2018 年以降、大学進学率が上昇しても、大学進学者数は減少局面に突入するものと予測される。特に、定員割れにより、地方部の小規模私立大学の経営環境は厳しくなっており、地方部における高等教育の場の減少が懸念される。
- 三大都市圏及び指定都市を除く県庁所在地では、1970 年から 2010 年までに DID(人口集中地区)の面積が 2 倍になり、市街地が拡散しているが、2040 年には 1970 年と同水準の人口になる。また、空き地・空き家の増加に伴う都市のスポンジ化も懸念される。財政状況が厳しい中、市街地の低密度化が進行すると、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になるおそれがある。また、公共施設やインフラの維持管理に係る将来世代の負担増大も懸念される。
- 中山間地域などでは、地域活力の維持、住民の日常生活に必要な機能やサービスの確保、それらを担う人材の育成等が困難になるおそれがある。

【地域ごとの変化・課題の現れ方】

- 2040 年にかけての変化・課題の主たる要因は人口構造の変化、施設・インフラの老朽化と技術革新であり、その現れ方は地域によって大きく異なる。とりわけ地域ごとの人口構造の変化は、行政サービスの需要と供給の両面に大きな影響を与える。また、課題に対応するために活用可能なリソースも地域によって異なる。近年、地方創生の取組として地域の人口減少に歯止めをかけるための対策が講じられ、成果を上げる事例も見られる。今後、各地方公共団体が、幅広い分野にわたって生じる変化・課題を的確に把握し、効果的な対策を講じるためには、地域の人口構造の変化に対応した行政サービスの提供のあり方をそれぞれ検討することが重要になる。

【2040 年にかけて求められる視点】

- 生産年齢人口が減少する中でも、労働力を確保し、人材不足を克服するためには、性別や年齢、国籍のほか、結婚・出産・育児といったライフイベントや生活形態等に関わらず、働く意欲のある人の就労を実現できるよう、より一層強力に、高齢者、女性、就職氷河期世代、外国人等の就労環境の整備を進めることが考えられる。
- 具体的には、

- ・働く意欲のある高齢者のセカンドライフ就労(生きがい就労)の促進とそのための研修機会の充実
 - ・保育園・学童保育の一体的整備や病児保育の広域的な確保などによる子育て支援の充実
 - ・地方版ハローワークによる丁寧な相談対応・マッチング等、行政による雇用のマッチングの充実
 - ・生活全般の相談対応や日本語習得支援など、外国人材の定着に資する取組の充実
 - ・テレワーク環境の整備などによる時間や場所にとらわれない働き方の定着
- などを図ることが考えられるのではないかな。

○近年の高齢者の体力の若返りや潜在的な就労意欲等を踏まえ、高齢者の働く意欲を削がないよう、生涯現役を前提とした社会・仕組みに変えていくことが考えられるのではないかな。

○行政区域に関係なく、通勤や企業活動等が行われていることを踏まえ、人材のマッチング等について、行政区域をまたいでの広域的な産業・雇用施策を進めることが考えられるのではないかな。

➤ 2019.3.29 国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について(設置要綱) 通知

- ▶ 3月29日、国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について(設置要綱)が通知された。
- ▶ 地方裁量型認可化移行施設は、平成30年の国家戦略特別区域諮問会議において、新たな規制改革事項として大阪府から提案があり、厚生労働省から対応案が提示されていたもの。
- ▶ 国家戦略特別区域において、待機児童が多い都道府県が、保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型又は保育所型事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設や、保育士不足のため、認可保育所、認定こども園又は保育所型事業所内保育事業としての事業を維持できず休止し、再度、これらの事業を開始することを目指して認可外保育施設として事業を続ける施設について、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことにより、保育の受け皿整備を図ることを目的とする。
- ▶ 設置及び運営の主体は、市町村を実施主体とする認可化移行運営費支援事業による支援を受ける認可外保育施設を設置及び運営する事業所であって都道府県が適当と認めたもの。
- ▶ 設置基準について、必要職員数のうち 6割以上が保育士資格又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者、とされた。
- ▶ 既存の施設から地方裁量型認可化移行施設に移行する場合、「保育士確保に関し緊急の対応が必要な施設」として判断されることが必要であるが、判断に当たっては、都道府県において、以下①から③までに掲げる事項について確認をする。
 - ① 当該施設において、保育士確保のための取組(ハローワークや保育士・保育所支援センターでの一定期間以上の求人等)を行った上で、なお、保育士の確保が困難な状況であること。
 - ② 利用児童数と定員数が乖離していないこと(利用児童数が定員数を超過しているなどの場合は、適切に定員数を見直すこと)。
 - ③ 当該施設の職員の給与が、他の認可施設と比して著しく低くないこと。
- ▶ なお、事業実施に当たっての特例として、通常の「認可化移行運営費支援事業」において、各施設等は、5年間を上限とする認可化移行計画を策定することを原則としているが、地方裁量型認可化移行施設にあっては、計画の期間の上限を設けないこととされた。

➤ 2019.3.8 第9次地方分権一括法案閣議決定：幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長等

- ▶ 3月8日、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う第9次地方分権一括法案が閣議決定された。

＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(第9次地方分権一括法案)の概要※社会福祉法人・福祉施設関係

①幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長

- 幼保連携型認定こども園について、2019年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る特例を5年間(2024年度末まで)延長する。

※保育士と幼稚園教諭免許の両方の資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる

- 保育士登録を受けた者について、2019年度末まで設けられている幼稚園教諭免許状の授与要件に係る特例を5年間(2024年度末まで)延長する。

②介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・立入検査等の事務・権限の都道府県から中核市への移譲

- 介護サービス事業者について、事業所が一の中核市にとどまる場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲する。
- これにより、例えば事業所で不正事案が発生した際に、事業所への立入検査に加え、事業者本部への業務管理体制の検査による包括的な確認が可能となるなど、迅速かつ効率・効果的な監督に資する。

➤ 2018.12.25 地方分権改革推進本部(第12回):平成30年の地方からの提案等に関する対応方針

- ▶ 平成30年12月25日、地方分権改革推進本部(第12回)が開催され、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」について決定した。法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を次期通常国会に提出する。

《平成30年の地方からの提案等に関する対応方針-子育て・医療・福祉》

○放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し(児童福祉法)

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、地域の実情を踏まえて、「参酌すべき基準」とする。【法律改正等】

○お盆・年末年始等における共同保育の実施(児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

利用児童の少ないお盆・年末年始等において共同保育が実施可能であることが明確化されることにより、保育士等の勤務環境の改善や事業者の負担軽減が図られ、保育士等の就労促進や定着率の向上に繋がる。【通知】

○児童養護施設等の児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加(児童福祉法)

児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。これにより、安定的な運営のために必要な人材の確保を図る。【省令改正】

○幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る経過措置規定の延長(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、教育職員免許法)

幼保連携型認定こども園について、平成31年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る経過措置期間(保育士と幼稚園教諭普通免許の両資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる)が延長されることにより、計画的な資格取得の促進や同施設の安定的な運営のために必要な人材の確保に繋がる。【法律改正】

○施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分方法

2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。

- 2018.12.18 第32次地方制度調査会 第2回総会：分野別ヒアリングを踏まえた課題等の整理・今後の審議の進め方
- ▶ 平成30年12月18日、第32次地方制度調査会 第2回総会が開催された。専門小委員会(第1回：7月31日～第7回：11月29日)で行われた、2040年頃までに想定される各行政分野の課題等の識者や関係省庁等からのヒアリングを踏まえ、今後の審議の進め方について協議が行われた。
 - ▶ 地方団体の委員からは、「地方行政体制のあり方を検討するにあたっては、市町村合併をはじめ、広域連合等の特別地方公共団体の設置による事務の共同処理について、その成果と課題の検証・分析を行うべき。連携中枢都市圏等の市町村間の広域連携や都道府県による市町村の事務の補完についても、事例の検証を行うべき。(全国知事会：古田肇 岐阜県知事)」、「「圏域」や「連携」などの文言の定義を明確にしたうえで議論すべき。市町村合併の功罪について総括的検証が必要。東京一極集中に加えて地方の中心都市へのミニ一極集中の問題がある。(全国市長会：立谷秀清 相馬市長)」等の意見があげられた。
 - ▶ 医療・介護分野では、「医療・介護需要」「医療・介護の担い手」について、2040年にかけての変化・課題、現状の取組、求められる視点が以下整理された。
- ＜分野別ヒアリングを踏まえた課題・取組等の整理(医療・介護分野) ⇒求められる視点＞
- 医療需要(高齢化)は、今後、都市部を中心にピークを迎える一方、地方部では既にピークアウトしている地域もある
- ⇒各地域において、病床の機能分化・連携や、地域間の医師偏在の解消等が必要
 予防・健康づくりを推進し、健康寿命の延伸により、医療の受療率や介護の認定率の低下等を図り、医療・介護需要を抑制
- 2030年に向けて、「医療・福祉」の就業者数が全都道府県で増加(特に大都市圏での増加幅が大きい)
 - 全都道府県における支え手となる生産年齢人口の継続的な減少
- ⇒更なる総合的な介護人材確保対策(介護職員の更なる処遇改善、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の創設、外国人材の受入れ環境整備等)
- ⇒ICT、AI、ロボットの活用による医療・介護等における生産性の向上
- ⇒地域における支え合いによる活動への住民の主体的な参加を促す仕組みの検討

《経 過》

✓ まち・ひと・しごと創生本部等

2018. 6. 15	「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」閣議決定
-------------	----------------------------

✓ 地方分権改革推進本部・地方分権改革推進会議等

2018. 2. 19	第 32 回地方分権改革有識者会議：平成 29 年の取組の総括及び平成 30 年の提案募集の実施について
-------------	--

✓ 国と地方の協議の場

2017. 10. 26	国と地方の協議の場：平成 30 年度概算要求、地方創生及び地方分権改革の推進
2017. 5. 31	国と地方の協議の場：骨太の方針の策定及び地方創生及び地方分権改革の推進

✓ 国家戦略特別区域諮問会議

2019. 2. 14	国家戦略特別区域諮問会議（第 38 回）：スーパシティ構想の実現に向けた取組
-------------	--

4. 社会福祉法人等

➤ 2019.3.18 第2回成年後見制度利用促進専門家会議：成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等

- ▶ 3月18日、第2回成年後見制度利用促進専門家会議が開催され、成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等について報告があり、KPI(重要業績評価指標)の設定と平成31年度中間検証について意見交換された。

- ▶ 「適切な後見人の選任のための検討状況」について、最高裁と専門職団体の議論が行われており、以下の後見人等の選任の基本的な考え方が、平成31年1月に各家庭裁判所へ情報提供がされている。

○本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましい

○中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討

○後見人選任後も、後見人の選任形態等を定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う

- ▶ 今後は、各家庭裁判所において中央での議論等を踏まえ、自治体や各地の専門職団体等とも意見交換の上、検討が進められ、最高裁においても、引き続き専門職団体との間で検討が実施される。

➤ 2019.3.5 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議 開催：社会福祉充実残額がある法人は11.2%

- ▶ 3月5日、厚生労働省は、社会・援護局関係主管課長会議を開催した。

- ▶ 社会福祉法人関係では、社会福祉法人制度改革の趣旨・概要があらためて確認されるとともに、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、規制改革実施計画に関する対応、未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討等について説明がされた。

○社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画

平成30年度における社会福祉充実残額の算定状況が報告され、社会福祉充実残額がある法人は、19,652法人のうち2,192法人(11.2%)であり、総額は4,939億円。平成29年度においては、17,899法人のうち2,084法人(12%)であり、総額は約4,662億円であった。

○規制改革実施計画に関する対応

規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直しが指摘されたことを踏まえ、社会福祉法人が民間金融機関から単独で基本財産を担保に融資を受ける場合の所轄庁の承認については、以下の条件を満たす場合に不要とする予定であるとされた。

- 社会福祉施設の整備に対する融資であること
- 社会福祉法人が自治体の施設等担当部局の意見書を所轄庁に届け出ること

○未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討

「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成30年11月26日未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議)において、「経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する」とされた。

これを踏まえ、厚生労働省において、希望する法人が他法人と円滑に連携していくための環境整備等について、夏頃を目途に一定の方向性を得ることを目標に、検討を行うこととされた。

➤ 2019.1.28 経過措置が適用されている小規模法人 評議員の確保に向けたアンケート調査 ▶ 1月28日、厚生労働省は、評議員の経過措置適用法人に対して評議員の確保に向けた計画や評議員確保における課題等を把握するため、事務連絡「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条に規定する経過措置が適用されている小規模法人における評議員の確保に向けたアンケート調査について（依頼）」を発出した。 ▶ 評議員定数について、小規模法人は2020年3月末まで「4名以上」とする経過措置があるが、経過措置適用法人が経過措置期間の満了までの間に評議員を円滑に確保できるよう、評議員の確保に向けた計画や評議員確保における課題等について把握する。
➤ 2019.1.28 事務連絡「平成30年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの登録」及び「計算書類の不整合の修正」に係る今後の対応について（依頼）」発出 ▶ 1月28日、厚生労働省は、事務連絡「平成30年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの登録」及び「計算書類の不整合の修正」に係る今後の対応について（依頼）」を発出した。 ▶ 昨年11月の調査結果を踏まえ、所轄庁として不整合のある計算書類等の是正のために必要な今後の具体的な対応方針が示された。そのなかでは、パソコンやインターネット環境が整っていないためにシステムによる届出ができていない法人については、所轄庁による代理入力といった方法も提示している。
➤ 2019.1.28 事務連絡「平成30年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの登録」及び「計算書類の不整合の修正」に係るフォローアップ調査について（依頼）」発出 ▶ 1月28日、厚生労働省は、事務連絡「平成30年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの登録」及び「計算書類の不整合の修正」に係るフォローアップ調査について（依頼）」を発出した。 ▶ 本調査は、所轄庁を通じて2月15日（金）を期限として行われ、財務諸表等電子開示システムへ未登録だった法人の平成31年1月31日の登録状況並びに登録完了の予定時期を、不整合法人においては1月18日時点での改善状況を、その時点で未改善の法人にはさらに1月31日時点の対応状況ならびに修正完了の予定時期の回答が求められる。
➤ 2019.1.18 平成30年度全国厚生労働関係部局長会議 開催 ▶ 1月18日、厚生労働省は、平成30年度全国厚生労働関係部局長会議を開催し、来年度の予算案、今後の政策の方向性等について説明が行われた。 ▶ 「社会福祉法人制度改革」に関連する内容としては、①「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用推進、②「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充等が示されている。 ▶ 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（平成31年度予算案：約12億円）については、以下の点を追加し、事業の拡充を行うこととされた。 ● 実施主体に一般市区を追加 ● 法人間連携プラットフォームで行う福祉・介護人材確保の取組に、共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言等を追加 ● ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化を図るため、別法人を立ち上げる場合等に一定額を加算する措置を追加（初年度限り）

➤ 2019.1.17 会計監査未実施法人(収益 10 億円超又は負債 20 億円超)に対するアンケート調査の実施 ▶ 1 月 17 日、厚生労働省は、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等を把握するため、事務連絡「収益 10 億円超又は負債 20 億円超の法人であって会計監査未実施法人に対するアンケート調査の実施について」を発出した。 ▶ 厚生労働省では、会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の導入効果や課題を具体的・網羅的に把握することを目的としてアンケート調査を二段階で行うこととし、第一段階として、平成 30 年 11 月 2 日～19 日にかけて、平成 29 年度に会計監査を実施した全法人を対象に、会計監査の効果、監査報酬・事務に係る負担等について調査を行った。 ▶ 今般、第二段階として、収益 10 億円超又は負債 20 億円超の法人であって会計監査未実施の全法人(約 1,700 法人)を対象に会計監査に関する意識、監査実施に向けた準備状況、会計監査を導入するとした場合の課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。
➤ 2019.1.7 認定就労訓練事業所の認定状況(平成 30 年度上半期) 公表 ▶ 1 月 7 日、厚生労働省は、認定就労訓練事業所の認定状況(平成 30 年度上半期)を公表した。 ▶ 平成 30 年 9 月末時点における認定就労訓練事業所の認定件数は 1,509 件で、利用定員合計は、3,798 名。法人種別では、「社会福祉法人」が 866 件と最も多く、全体の 57.4%を占めている。「社会福祉法人」の認定件数は、平成 30 年 3 月末時点に比べ 61 件増加し、法人種別ごとの割合は 0.3 ポイント増加している。
➤ 2018.12.21 地域福祉計画策定状況等調査結果(平成 30 年 4 月 1 日時点) 公表 ▶ 平成 30 年 12 月 21 日、厚生労働省は、平成 30 年 4 月 1 日時点における地域福祉計画策定状況等調査結果を公表した。 ▶ 市町村地域福祉計画は、全 1,741 市町村のうち 1,316 市町村(75.6%)において「策定済み」で、前回調査と比較して 27 市町村(1.6 ポイント)増加した。 ▶ 市区部・町村部別の策定状況は、市区部(814 市区)は「策定済み」が 90.9%であるのに対し、町村部(927 町村)では 62.1%にとどまり、約 1.5 倍の差が生じている。 ▶ 計画を策定済みの 1,316 市町村のうち社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業(包括的な支援体制の整備)を「実施している」のは 464 市町村(35.3%)、「実施予定」は 210 市町村(16.0%)となっている。 ▶ また、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項について、計画のなかに位置付けている市町村の状況は以下のとおり。 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【1,096 市町村(83.3%)】 ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項【1,254 市町村(95.3%)】 ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項【974 市町村(74.0%)】 ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項【1,245 市町村(94.6%)】 ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項【354 市町村(52.5%)※】 ※母数は社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を「実施している」又は「実施予定」の 674 市町村 ▶ 「③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」のなかで、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を位置付けている市町村は 444 市町村(33.7%)。

<<経 過>>

✓ 社会保障審議会福祉部会

2017. 12. 18	第 20 回社会保障審議会福祉部会：退職手当共済制度 保育所等への公費助成
▶ 平成 29 年 12 月 18 日、第 20 回社会保障審議会福祉部会（会長：田中 滋 慶應義塾大学 名誉教授）が開催され、(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成に関する審議、(2) 社会福祉法人制度改革の実施状況に関する報告等が行われた。 ▶ 『社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～』（平成 27 年 2 月 12 日）において、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成は、平成 29 年度までに結論を得ることとされていた。 ▶ しかしながら、現在、平成 29 年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成 29 年 6 月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成 32 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消するための取り組みが行われている。 ▶ こうした状況を踏まえ、事務局（厚生労働省）から、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成 32 年度までに改めて結論を得るという提案がなされ、了承された。 ▶ 委員からは、「公費助成の期限の延長ではなく、継続して公費助成を行うべきである」、「保育士等の処遇改善のためには、公費助成制度の存続が必要である」、「公費助成の在り方については、社会福祉法人の経営状況も考慮に入れる必要がある」等の意見が出された。	
2016. 9. 26	社会保障審議会福祉部会（第 19 回）：政省令事項等
<<改正社会福祉法の施行に向けた政省令事項・概要>> 1. 会計監査人の設置義務法人の範囲 ○会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当。 ・平成 29 年度、平成 30 年度は、<u>収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人</u> ・平成 31 年度、平成 32 年度は、<u>収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人</u> ・平成 33 年度以降は、<u>収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人</u> と段階的に対象範囲を拡大。 ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。 【政令で規定する事項】 ○会計監査人設置の基準を、<u>最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人</u>と規定 2. 評議員の員数に係る経過措置 ○法人が経営する施設の数にかかわらず、平成 27 年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、<u>全法人の収益の平均額である 4 億円を超えない法人</u>とする。 【政令で規定する事項】 ○評議員に関する<u>経過措置（3 年間は 4 人以上とするもの）の対象となる法人の基準を、収益 4 億円を超えない法人</u>と規定 3. その他、政令で規定する事項 ○社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更（組合等登記令の一部改正） 資産の総額に変更があったときの<u>登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。</u>	

4. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者

○評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※法律（改正後の社会福祉法）では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額

○控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産（社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金）を規定する。（詳細及び係数については通知に記載）

(3) 社会福祉充実計画について

○社会福祉充実計画について、

- ・ 計画への記載事項（法人の基本情報や資金計画等）
- ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項（事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの）などの基本的事項を規定する。（詳細については通知に記載）

5. 施行期日

○平成 29 年 4 月 1 日

《社会福祉法人に対する指導監督の見直し・対応案》

1. 指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

○法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

2. 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

○指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

3. 監査周期等の見直しによる重点化

○前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

4. 監査を担う人材の育成

○社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成 29 年度より研修を実施する。

2015. 2. 12	社会保障審議会福祉部会（第 14 回）：報告書とりまとめ
-------------	------------------------------

✓ 成年後見制度の利用促進法

2019. 3. 18	成年後見制度利用促進専門家会議（第 2 回）
2018. 7. 2	成年後見制度利用促進専門家会議（第 1 回）
2018. 4. 1	成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令 施行
2017. 3. 24	成年後見制度利用促進基本計画：閣議決定
➤ 2016. 4. 8	成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立

5. 高齢者

➤ 2019.4.10 平成30年度介護従事者処遇状況等調査結果 公表

- ▶ 4月10日、厚生労働省は、「平成30年度介護従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表した。
- ▶ 介護職員処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得(届出)している」事業所は91.1%。また、加算の種類別(I～V)の取得状況をみると、加算(I)を取得している事業所が69.3%。このうち「介護老人福祉施設」の取得状況は、「取得(届出)している」が98.5%で、「加算(I)を取得している」が84.7%となっている。
- ▶ 介護職員処遇改善加算を取得(届出)していない事業所における加算を取得しない理由(複数回答)をみると、「事務作業が煩雑」が53.2%、「利用者負担の発生」が33.1%、「対象の制約のため困難」が25.8%となっている。「介護老人福祉施設」の状況をみると、「対象の制約のため困難」が44.6%と最も高くなっている。
- ▶ 介護サービス施設・事業所における介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法(複数回答)をみると、「定期昇給を実施(予定)」が69.9%、「各種手当の引き上げまたは新設(予定)」が31.3%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ(予定)」が21.1%となっている。「介護老人福祉施設」の状況をみると、「定期昇給を実施(予定)」が89.7%、「各種手当の引き上げまたは新設(予定)」が33.3%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ(予定)」が12.7%となっている。
- ▶ 介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、290,120円から300,970円へ10,850円増加している。同じく平均基本給額については、3,230円増となっている。

➤ 2019.3.29 認知症施策推進のための有識者会議(第2回):認知症に係るエビデンスについて

- ▶ 3月29日、認知症施策推進のための有識者会議(第2回)が開催され、認知症年齢別有病率の推移等に関する全国調査について報告された。
 - 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町(福岡県)研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
 - ✓ 同、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。
 - 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。
- ▶ 今後の認知症施策の方向性について、第1回の協議を踏まえ、大綱の新規・拡充事項(案)等が示された。新オレンジプランを踏まえ、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の項目について具体的な施策を検討し、認知症になりにくい社会・認知症発症後も自分らしく暮らせる社会を目指すとしている。

➤ 2019.3.28 介護現場革新会議基本方針～介護職員と介護サービス利用者のための「介護現場革新プラン」～ 公表

- ▶ 3月28日、厚生労働省は、介護現場革新会議基本方針～介護職員と介護サービス利用者のための「介護現場革新プラン」～を公表した。
- ▶ 本会議は、責任ある介護業務を担いながら、短期的にも中長期的にも難しい課題を背負っている介護現場が今後も持続可能であり続けるために、介護現場を預かる各団体の叡智を結集し、また、意識共有を図るために設置されたものである。基本方針のなかでは、介護現場の特性とマネジメントの重要性、介護業界のイメージ改善と人材確保・定着促進の2つの点から、課題を整理している。

- ▶ そのうえで、当面、優先的に取り組むべきこととして、次の項目について、関係団体と厚生労働省が一体となって優先的に取り組むこととしている。
- ①組織マネジメントのもと、業務の洗い出し・切り分けを行った上で、ロボット・センサー・ICTの活用と元気高齢者などの活躍を促し、介護施設をはじめとする介護現場における業務の効率化モデルを普及させる。
- ②中学生、高校生等が進路を考えるに当たって、介護職の魅力を認識し、仕事として選択をしてもらえるよう、学校や進路指導の教員などへの働きかけを行う。
- ▶ また、全国数か所の地域でパイロット事業を実施するとともに、好事例を収集し、横展開を図るとしている。さらに、今回の基本方針を共通認識とした上で、収集したノウハウを「生産性向上に資するガイドライン」に反映させることとしている。

➤ 2019.3.28 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

- ▶ 3月28日、10月1日から施行される2019年度介護報酬改定の内容を定める「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」が公布された。
- ▶ 主な改正内容は、①新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善（介護職員等特定処遇改善加算）、②消費税率10%引き上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取り扱い（本体報酬の引き上げ、食費・居住費の基準費用額の引き上げ等）。
- ▶ パブリックコメントで示された内容から変更はなく、「介護職員等特定処遇改善加算」（新加算）の加算率については、介護老人福祉施設で新加算（Ⅰ）：2.7%、新加算（Ⅱ）で2.3%、通所介護で新加算（Ⅰ）：1.2%、新加算（Ⅱ）：1.0%、認知症対応型共同生活介護で新加算（Ⅰ）：3.1%、新加算（Ⅱ）：2.3%。
- ▶ 消費税率10%引き上げに対応した基本報酬への上乗せは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、「従来型個室」、「多床室」では、要介護3：695単位⇒697単位（+2単位）、要介護4：763単位⇒765単位（+2単位）、要介護5：829単位⇒832単位（+3単位）への引き上げ。「ユニット型個室」では、要介護3：776単位⇒778単位（+2単位）、要介護4：843単位⇒846単位（+3単位）、要介護5：910単位⇒913単位（+2単位）への引き上げ。
- ▶ また、食費・居住費の基準費用額については、食費（日額）を、1,380円⇒1,392円（+12円）への引き上げ。居住費（日額）については、多床室（特養）は840円⇒855円（+15円）、従来型個室（特養）は1,150円⇒1,171円（+21円）、ユニット型個室は1,970円⇒2,006円（+36円）へ引き上げ。
- ▶ なお、「介護職員等特定処遇改善加算」の具体的な運用等については、4月上旬に別途示されることとされた。
- ▶ あわせて、2月13日から3月14日のまでの期間で実施されたパブリックコメントの結果が公表され、現行の処遇改善加算と同様に法人単位での申請を認める方向で検討していることが示された。

➤ 2019.3.26 平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果の公表

- ▶ 3月26日、厚生労働省は、平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表した。
調査結果によると、「養介護施設従事者等による虐待」については、相談・通報件数は1,898件、虐待判断件数は510件（前年度より58件増加）に、「養護者による虐待」については、相談・通報件数は30,040件、虐待判断件数は17,078件（前年度より694件増加）となっている。
- ▶ 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた510件の事例の施設・事業所の種別を見ると、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が155件（30.4%）で最も多く、次

いで「有料老人ホーム」が 110 件 (21.6%)、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」が 73 件 (14.3%)、「介護老人保健施設」が 53 件 (10.4%) であった。

- ▶ 虐待の種別 (496 件の事例における被虐待高齢者の総数 854 人) では、「身体的虐待」が 511 人 (59.8%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 261 人 (30.6%)、「介護等放棄」が 144 人 (16.9%) であった。「身体拘束あり」は 276 人 (32.3%) であった。
- ▶ また、虐待を行った養介護施設従事者等 (虐待者) の職種の状況 (440 件の事例における虐待者の総数 592 人) をみると、「介護職」が 472 人 (79.7%) と最も多いが、「管理職」で 28 人 (4.7%)、「施設長」で 18 人 (3.0%)、「経営者・開設者」で 9 人 (1.5%) と経営者・施設長等も 1 割を占めている。

➤ 2019.3.25 **ハラスメント被害に関する大規模実態調査：訪問介護職員の半数が被害を経験**

- ▶ 厚生労働省が委託実施した、訪問介護職員に対するハラスメント被害に関する実態調査によると、訪問介護職員の半数が、サービス利用者からのハラスメント被害を経験していた。
- ▶ 調査は、訪問介護のほかデイサービス等の全国の 2,155 事業所と職員 10,112 人が回答。ハラスメントの類型を①不必要な体への接触や性的発言などのセクハラ、②物を投げつけるといった身体的暴力、③攻撃的な態度や大声、人格・能力の否定などの精神的暴力に分けて集計、分析した。
- ▶ 回答数が 2,532 人と最も多かった訪問介護では、50%の職員がこれまでに利用者からハラスメントを受けていた。被害を類型別 (複数回答) に見ると、精神的暴力が 81%で最も多く、身体的暴力は 42%、セクハラが 37%。家族からのハラスメントでも精神的暴力が最多だった。ハラスメントが発生する原因については、43%が「利用者・家族がサービスの範囲を理解していない」と答え、最も多かった。「職員の仕事の意義や価値が低くみられている」(39%) との回答もあった。

➤ 2019.3.20 **第 76 回社会保障審議会介護保険部会：介護予防・健康づくりと保険者機能の強化**

- ▶ 3 月 20 日、第 76 回社会保障審議会介護保険部会が開催され、介護予防・健康づくりと保険者機能の強化について議論を行った。
- ▶ 介護予防・健康づくりに向けた地域支援事業等の更なる推進について、以下の論点を挙げている。

【地域包括支援センターについて】

- 地域保険としてのマネジメント機能の中核を担う地域包括支援センターの現状についてどう評価するか。
- 高齢化の進展への対応や介護離職ゼロの実現等の課題がある中、地域包括支援センターに今後求められる役割として、どのようなものが重要か。その役割を効果的に果たすためには、どのような取組が必要か。

【ケアマネジメントについて】

- 高齢者の多様なニーズに対応した適切なサービス提供を実現するためには、ケアマネジメントの在り方が重要であるが、その現状と課題についてどう考えるか。その際、介護支援専門員が果たす役割が重要となるが、その役割を効果的に果たすことが出来るようにするためには、どのような取り組みが必要か。

【総合事業等について】

- 平成 29 年度より全市町村で開始されている総合事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) の実施状況についてどう評価するか。
- 高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む観点から、また、現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上や、労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保を実現する観点から、総合事業をより効果的に推進する必要があるが、そのためにはどの

ような取組が必要か。制度的な対応が必要な点はあるか。

- 地域支援事業のうち、地域包括ケアシステムの推進のために導入された社会保障充実分の4事業の実施状況についてどう評価するか。より有効な展開に向けて、改善が必要な点があるか。

【地域支援事業等全体について】

- その他、地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化等の観点から、総合事業や地域包括支援センターを含む地域支援事業や、ケアマネジメントに関して、検討すべき事項としてどのようなものが考えられるか。市町村が、地域保険である介護保険制度の保険者として、予防・健康づくりをこれまで以上に推進していくとともに、地域のつながりを充実させていくことが重要であるが、現状ではその取組状況のばらつきが大きいことを踏まえ、どのような対応が必要か。
- ▶ 「一般介護予防事業」については、新たに「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」を設置し、今後求められる機能、専門職関与に向けた方策等を議論し、夏頃に中間報告、年内に最終報告を取りまとめるとの方針が示された。

➤ 2019.3.20 本年4月27日から5月6日までの10連休におけるサービス等提供体制の確保に関する対応について

- ▶ 3月20日、厚生労働省は、「本年4月27日から5月6日までの10連休における介護保険サービス等提供体制の確保に関する対応について」（厚生労働省老健局長通知 老発 0320 第8号）を発出した。
- ▶ 通知では、10連休においても利用者の生活に支障を来たすことがないように、必要なサービス等を確保すること等が示されている。

➤ 2019.3.19 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議:2019年度介護報酬改定 等

- ▶ 3月19日、厚生労働省は、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を開催し、2019年度介護報酬改定や指導監督業務の適切な実施、次期介護保険制度改正、生産性向上・業務負担軽減の取組等について説明を行った。
- ▶ 「新しい経済政策パッケージ」に基づく更なる処遇改善の「介護職員等特定処遇改善加算」については、「第169回社会保障審議会介護給付費分科会」（3月6日）で示された内容から変更はない。
- ▶ 指導監督業務については、効率的・効果的实施に資するように、平成31年度の早期に指導業務の留意事項が通知される予定。具体的には、①実地指導の標準項目、②実施指導の頻度、③実施指導の所要時間の短縮の取組、④同一所在地の実地指導の同時実施、⑤関連する法律に基づく指導・監査等の同時実施、⑥実施指導に関する運用の標準化、⑦実地指導における文書の効率的活用等が示される。

➤ 2019.3.14 第17回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会:平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査の結果について

- ▶ 3月14日、第17回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会が開催された。平成30年4月4日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において了承された「平成30年度介護報酬改定検証・研究委員会における調査項目」に掲げられた以下の7調査項目についての効果検証及び調査研究について報告された。
- (1) 介護保険制度におけるサービスの質評価関す調査研究事業
- (2) 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業
- (3) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の勤務等の実態に関する調査研究事業
- (4) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業
- (5) 介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業
- (6) 介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業
- (7) 介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業

- ▶ これらの調査結果について、とりまとめるとともに、調査に対する本改定検証・研究委員会の評価結果も含めて、調査結果として介護給付費分科会に報告する。

➤ 2019.3.12 介護分野における生産性向上に向けたガイドライン 策定

- ▶ 3月12日、厚生労働省は、介護分野における生産性向上に向けたガイドラインを策定した。
- ▶ ガイドラインは、実際に業務改善に取り組む介護事業者を支援するため、業務改善の手引きを作成し、介護サービス事業所・施設における生産性向上に取り組むためのノウハウを普及するもの。「施設サービス」、「居宅サービス」、「医療系サービス」の3種類。

＜介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（居宅サービス）のねらい＞

- ① 「介護の生産性向上」は、効率重視やケアの画一化ではなく、1人でも多くの利用者に質の高いケアを届けることで介護に対する認識を利用者・家族・介護職員自身がより価値を感じられるようにするという観点で「介護の価値を高めること」と読み替える。
- ② 生産性向上の取組経験がない事業所でも手軽に取り組みやすくする。
- ③ 活動の流れや取組方法をステップ形式で説明し、実際の実践例を用いて解決のしかたを紹介。
- ④ 介護サービスの取組に製造業のカイゼン活動を応用。例えば、5Sや3Mの視点。
- ⑤ 課題のみえる化ツールとして「気づきシート」、「因果関係図」、「業務時間調査票」を活用。
- ⑥ 取組を「職場環境の整備」、「記録・報告様式の工夫」、「ICT活用等による情報共有の効率化」など7つに分類。

＜介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（施設サービス）のねらい＞

- ① 「介護サービスにおける業務改善」の上位目的は介護サービスの質の向上。取組を通じ楽しい職場・働きやすい職場が実現し介護で働く人のモチベーションが向上することにより、人材の定着・確保に繋がり、その結果、介護サービスの質の向上に結びつく考え。
- ② 業務改善の取組経験がない施設でも手軽に取り組みやすくする。
- ③ 活動の流れや取組方法をステップ形式で説明し、先進事例や本事業で創出した事例を用いて解決のステップを紹介。
- ④ 介護施設の事例には介護職以外の人材の活用例や介護ロボットの活用例も掲載。例えば、シルバー人材、見守り機器など。
- ⑤ 課題のみえる化ツールとして「気づきシート」、「因果関係図」、「業務時間調査票」を紹介。
- ⑥ 取組を「職場環境の整備」、「業務の明確化と役割分担（テクノロジーの活用）」、「情報共有の効率化」など7つに分類。

➤ 2019.3.7 第6回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会：中間まとめ以降の課題の整理

- ▶ 3月7日、第6回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会が開催された。
- ▶ 2018年3月30日に中間とりまとめを公表し、介護領域のエビデンスの構築のために新たにデータを収集するデータベースをCHASE（Care, Health Status & Events）と名付け、CHASEの初期仕様（データ収集項目）案を策定し、初期仕様案は随時バージョンアップしていくこととされていた。
- ▶ 2018年4月以降、CHASEの初期仕様案をもとに調達仕様書の作成・調整を行い、2018年6月15日未来投資戦略2018にて、「自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの運用を平成32年度に本格的に開始する。これにより、効果が裏付けられた介護サービスについては、次期以降の介護報酬改定で評価する」との方針が示された。
- ▶ また、2018年5月より「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」において、医療保険レセプト情報及び特定健診等のデータベース(NDB)との連結解析等について報告が行われ、2020年

度に両データベースの連結解析が行えるよう、法改正を含む必要な措置を講ずることとされた。

- ▶ 第 6 回検討会では、中間取りまとめで示された今後の課題を踏まえ、CHASE の構築に係る課題の整理の仕方についての案が示された。

1) 初期仕様案のバージョンアップ及び将来的に収集が有意義と思われる項目について

○ 分析を可能とする一定以上のデータを収集するために、収集する項目の優先順位についてどう考えるか。

○ 入力する項目について、評価の基準が異なり、信頼性・妥当性が担保できていない項目がある可能性についてどう考えるか。

2) 各事業者からのデータ提出に対する動機付けについて

○ 事業所におけるデータ収集・入力のインセンティブ付与のため、収集したデータをもとに事業所に対して有意義なフィードバックを行う方法についてどう考えるか。

3) データベースの活用等にかかる事項について

○ 介護領域の質の高いエビデンスを構築していくために、データをどのように分析するかモデル研究の実施等を通じて検討することについてどう考えるか。

- ▶ 今後のスケジュールについては、4 月以降、月 1～2 回程度検討会を開催し、本年夏頃に報告書を取りまとめる予定。

▶ 2019.3.6 第 169 回社会保障審議会介護給付費分科会：介護人材の処遇改善について

- ▶ 3 月 6 日、第 169 回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、介護職員等特定処遇改善加算の算定に関する論点と対応案が示されるとともに、新たな在留資格「特定技能」の配置基準の考え方が示された。

- ▶ 「新しい経済政策パッケージ」に基づく更なる処遇改善である介護職員等特定処遇改善加算の算定にあたって、4 つの論点と対応案が示され、概ね了承された。

① 処遇改善加算の職場環境等要件の取組については、職場環境等要件の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」それぞれの区分で、1 つ以上の取組を行う。また、ホームページへの掲載等を通じた見える化については、介護サービス情報公表システムを活用して、必要な項目を報告する。

② 経験・技能のある介護職員が「月額 8 万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収 440 万円）」を設定することが困難な場合の考え方については、以下の具体例のとおり。

- 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- 8 万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

③ 勤続 10 年の考え方の事業所の裁量については、同一法人のみの経験でなく、他法人や医療機関等での経験等も通算でき、10 年以上の勤続年数を有しない者であっても、業務や技能等を勘案し対象とできる。

④ 事業所内における配分にあたっての法人単位での対応については、現行の処遇改善加算でも一括した申請を認めていることから、法人単位での対応を認める。

- ▶ 新たな在留資格「特定技能」の配置基準の考え方について、特定技能 1 号の外国人は、技能実習 3 年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定されることになった。
- ▶ ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制を整えることとされた。
- ▶ 委員からは、「特定技能が入国後すぐに配置基準上、人員として算定されること踏まえ、EPA、技能

実習の配置基準の考え方についても検討を行ってはどうか」、「介護技能評価試験では、介護技術の質を担保するものでなければならない」等の意見が出された。
➤ 2019.2.24 社会保障審議会介護保険部会(第75回):次期制度改正に向けた主な検討事項・今後のスケジュール ▶ 2月24日、社会保障審議会介護保険部会(第75回)が開催された。 ▶ 介護保険制度は3年を1期として、サービス提供体制の整備や保険料の設定などが行われ、2021-23年度を期間とする「第8期介護保険事業(支援)計画」の策定に向けた議論が開始された。 ▶ 主な検討事項案について、2025年以降現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上、労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保を図るため、以下の5つのテーマが示された。 (1) 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸) (2) 保険者機能の強化(地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化) (3) 地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備) (4) 認知症「共生」・「予防」の推進 (5) 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新 ※検討項目については、今後の議論に応じて見直すこととされ、各テーマの詳細については現時点では明示されていない。 ▶ 今後のスケジュールは、2019年末までに制度改正等の内容を固め、2020年の通常国会に介護保険法等改正案を提出。改正法等を受け、2020年度に市町村で第8期介護保険事業計画、都道府県で第8期介護保険事業支援計画を策定し、2021年度から第8期介護保険事業(支援)計画を実施する。
➤ 2019.1.30 認知症施策推進のための有識者会議(第1回):認知症施策の今後の方向性 ▶ 1月30日、認知症施策推進のための有識者会議(第1回)が開催された。新オレンジプランの進捗状況を踏まえ、今後の方向性について検討がされた。 ＜今後の認知症施策の方向性＞ ○ 予防や生活環境、研究、産業化などの多くの省庁に関係する分野の課題を解決するため、政府全体として認知症についての総合的な施策を一層強力に進めていく。 ○ 予防法、治療法などに関するエビデンスの蓄積を進めつつ、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、認知症発症前を含めた予防の取組を強化する。 ○ 認知症当事者の視点に立った生活環境の整備(認知症バリアフリー)について、例えば、移動手段の確保、消費者被害の防止、金融機関や小売へのアクセスなどの分野においてKPIの設定を含め取組を強化する。 ○ 認知症に関する研究開発を強化すると共に、官民連携を促進するプラットフォームを構築し、マッチング、情報共有、情報発信を促進する。
➤ 2018.12.26 社会保障審議会介護給付費分科会「2019年度介護報酬改定に関する審議報告」公表 ▶ 平成30年12月26日、厚生労働省は、社会保障審議会介護給付費分科会「2019年度介護報酬改定に関する審議報告」を公表した。 ＜2019年度介護報酬改定に関する審議報告＞(抜粋) 1. 介護職員の処遇改善 (1) 基本的な考え方 ○ 2019年度介護報酬改定では、現行の介護職員処遇改善加算に加えて、介護職員の更なる処遇

改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うことが適当である。

- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、介護職員以外の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることが適当である。

(2)加算の対象(取得要件)

- これまでの介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得している事業所を対象とすることとし加えて
 - ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていることを求め、加算の取得要件とすることが適当である。

(3)加算率の設定

① サービス種類ごとの加算率

- ・ 経験・技能のある介護職員が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて設定することが適当である。

② サービス種類内の加算率

- ・ 同じサービス種類の中でも、経験・技能のある介護職員の数が多い事業所や職場環境が良い事業所について更なる評価を行うことが望ましい。このため、介護福祉士の配置が手厚いと考えられる事業所を評価するサービス提供体制強化加算等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定することが適当である。

なお、より精緻に経験・技能のある介護職員が多い事業所や職場環境が良い事業所を把握する観点から、その方法について、今後検討することが必要である。

(4)事業所内における配分方法

- 配分に当たっては、経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。

① 経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種の設定の考え方

- ・ 経験・技能のある介護職員は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。
- ・ その他の介護職員は、経験・技能のある介護職員以外の介護職員とする。
- ・ その他の職種は、介護職員以外の全ての職種の職員とする。

② 具体的な配分の方法

- ・ 経験・技能のある介護職員において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(年収440万円)以上となる者を設定・確保すること。これにより、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現。

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。

- ・ 経験・技能のある介護職員は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の2倍以上とすること。
- ・ その他の職種は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の2分の1を上回らないこと(※)。また、更なる処遇改善において、リーダー級の介護職員について他産業と遜色のない賃金水準を目指す中

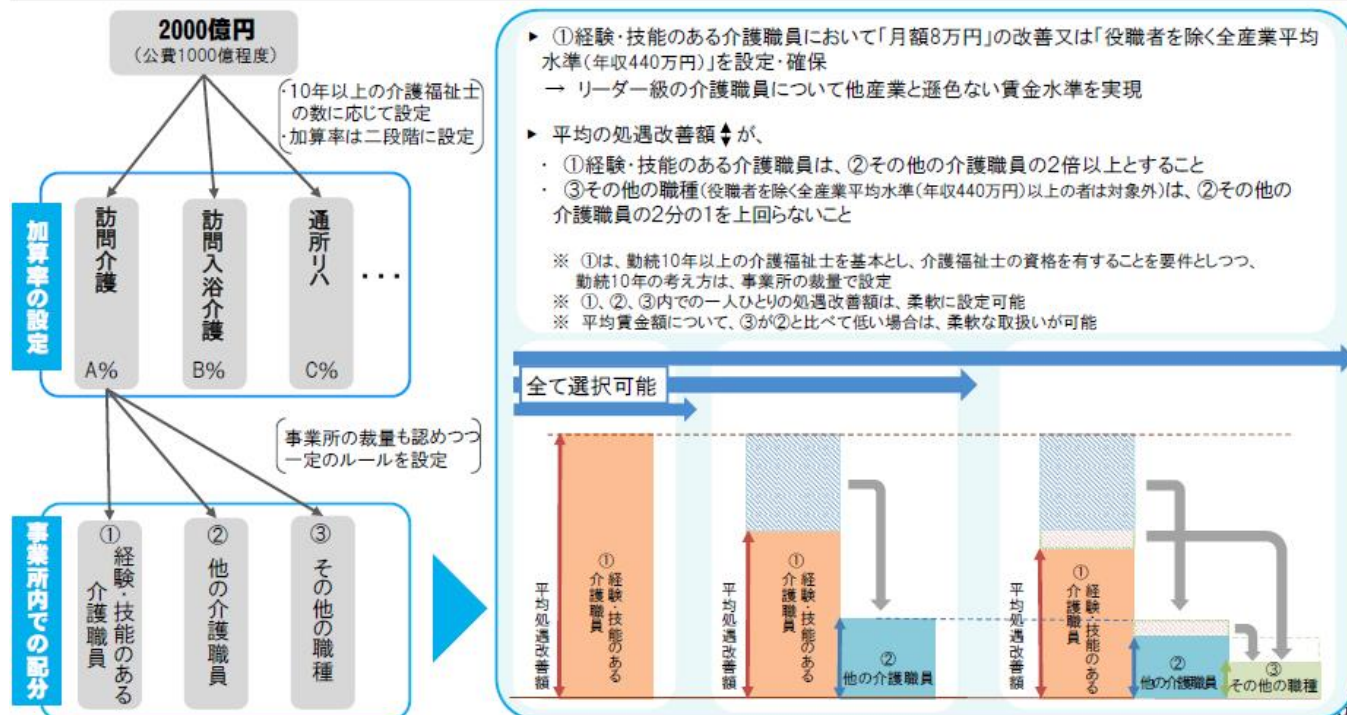
で、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金(年収 440 万円)を超えない場合に改善を可能とすること。

※ 平均賃金額について、その他の職種がその他の介護職員と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

○ 新しい経済政策パッケージ(抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



2. 介護保険サービス等に関する消費税の取扱い

(1) 基本単位数の取扱い

○ 基本単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本単位数への上乗せ率を算出することが適当である。

(2) 加算の取扱い

○ 課税経費の割合が大きいと考えられる加算については、基本単位数への上乗せと同様に課税費用に係る上乗せを行うことが適当である。

○ 一方、上乗せすべき単位数が1単位に満たない等個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算については、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めた上乗せ対応を行うことが適当である。

○ その際、単位数ではなく基本単位数の割合で設定されている加算や、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乗せ対応を行わないことが適当である。

(3) 区分支給限度基準額

○ 消費税引上げに伴う基本単位数等への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じる可能性があること等から、消費税率引上げの影響分について、区分支給限度基準額を引き上げることが適当である。

(4) 基準費用額、負担限度額

○ 2017 年度介護事業経営実態調査による平均的な費用額と基準費用額を設定した際の平均的な

費用額に一定の変動幅がみられるとともに、一部費用については、消費税率引上げにより負担が増加することが見込まれる。このため、利用者負担への影響を加味しつつ、8%から 10%への消費税率引上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せを行うことが適当である。

○ また、基準費用額については、今後介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、どのような対応を図るべきか引き続き検討することが適当である。

○ 他方、食費・居住費に係る負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めており、これは消費税率の引上げにより直接的に変動するものではないことから、見直しは行わないことが適当である。

(5) 特定福祉用具販売、住宅改修サービス費及び福祉用具貸与

○ 特定福祉用具販売及び住宅改修サービス費については、市場価格による保険給付が行われており、特段の対応は行わない一方で、本年 10 月から設定された福祉用具貸与の上限額について、税率引上げ分を引上げることが適当である。

6. 障害者

➤ 2019.4.11 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案 衆議院可決 ▶ 4月11日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案が、衆議院において全会一致で可決され、参議院に送付された。被害者へのおわびと、一時金320万円の支給を柱とする。対象は法施行時に生存している本人に限り、記録のない人についても医師の所見や本人、家族の証言などを基に判断するとしている。
➤ 2019.4.10 「平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果 公表 ▶ 4月10日、厚生労働省は、「平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表した。 ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得(届出)している」事業所等が82.8%、処遇改善特別加算を「取得(届出)している」事業所等が1.4%、加算を「取得(届出)していない」事業所等が15.7%。加算の種類別では、加算(Ⅰ)を取得している事業所等が61.0%。 ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算等を取得(届出)していない事業所全体における加算を取得しない理由(複数回答)をみると、「事務作業が煩雑」が25.6%、「対象職種の制約のため困難」が15.1%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が14.1%となっている。一方、「入所施設」の状況を見ると、「対象の制約のため困難」が33.3%と最も高くなっている。 ▶ 各事業所等における障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法(複数回答)をみると、「定期昇給を実施(予定)」が66.7%、「各種手当を引上げまたは新設(予定)」が29.1%、「定期昇給以外の賃金水準を引上げ(予定)」が25.9%となっている。「入所施設」の状況を見ると、「定期昇給を実施(予定)」が85.9%、「各種手当を引上げまたは新設(予定)」が27.9%、「一時金の支給金額を引上げまたは新設(予定)」が17.4%となっている。 ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、平成29年9月の284,716円から平成30年9月の297,761円へ13,045円増加している。一方、平均基本給額については、4,144円増となっている。
➤ 2019.3.27 第2回障害児入所施設の在り方に関する検討会：関係団体ヒアリング ▶ 3月27日、第2回障害児入所施設の在り方に関する検討会が開催され、関係団体へのヒアリングが行われた。ヒアリング実施団体は、全国児童発達支援協議会、全国児童青年精神科医療施設協議会、日本ファミリーホーム協議会。 【ヒアリング項目】 ・障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等(4つの機能：発達支援機能、自立支援機能、社会的養護機能、地域支援機能) ・障害児入所施設全般に関して課題と感ずること ・障害児入所施設に期待すること ▶ 障害児入所施設全般に関する課題について、ヒアリング団体からは、「障害児相談支援や市区町村が、入所利用等の決定過程に関与できていない」、「在宅移行や外泊時に、通所支援や在宅サービスを柔軟に活用できていない」、「入所・退所の調整や家族関係再構築に児童相談所の関与が低い」、「社会的養護と障害児入所施設の関係性が稀薄」等の意見があげられた。
➤ 2019.3.25 2019年度障害福祉サービス等報酬改定の内容 告示 ▶ 3月25日、10月1日から施行される2019年度障害福祉サービス等報酬改定の内容を定める「障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」が公布された。

- ▶ 主な改正内容は、①新しい経済政策パッケージに基づく更なる処遇改善(福祉・介護職員等特定処遇改善加算)、②消費税率 10%引き上げにあわせた障害福祉サービス等報酬に係る消費税の取り扱い(本体報酬の引き上げ)、③訪問系サービスの福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率の見直しの 3 点。
- ▶ 2 月 15 日に開催された「第 5 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において示された内容から変更はなく、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(新加算)の加算率については、生活介護で新加算(Ⅰ):1.4%、新加算(Ⅱ)で 1.3%、就労継続支援B型で新加算(Ⅰ):2.0%、新加算(Ⅱ):1.7%、福祉型障害児入所施設で新加算(Ⅰ):5.5%、新加算(Ⅱ):5.0%、施設入所支援で 1.9%(1 段階の加算率)。
- ▶ 消費税率 10%引き上げに対応した基本報酬単位数への上乗せは、生活介護(利用定員 41 人以上 60 人以下)では、区分 6:1,104 単位⇒1,111 単位(+7 単位)、区分 5:819 単位⇒824 単位(+5 単位)、区分 4:570 単位⇒573 単位(+3 単位)、区分 3:504 単位⇒507 単位(+3 単位)、区分 2 以下:461 単位⇒464 単位(+3 単位)。
- ▶ なお、2 月 15 日から 3 月 16 日までの期間で実施されたパブリックコメントの結果が公表され、今回の更なる処遇改善の「国費 90 億円」について、障害福祉人材約 6 万人(平成 31 年度の勤続 10 年以上の介護福祉士等の見込み数)×8 万円×5 月×約 8 割(福祉・介護職員特定処遇改善加算の取得見込み率)×1/2(国費分)の計算方法により算出していることが示された。
- ▶ 支給方法については、現行の福祉・介護職員処遇改善加算において、賃金改善は、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)の改善を実施しており、新加算においても同様の取扱いとする方向で検討していることが示された。

➤ 2019.3.19 **障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 閣議決定**

- ▶ 3 月 19 日、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された。
- ▶ 障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるとした。

＜概要＞

1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

(1)国及び地方公共団体に対する措置

- ①国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
- ②厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
- ③国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)及び障害者職業生活相談員(各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任しなければならないこととする。
- ④国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
- ⑤国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。

(2)民間の事業主に対する措置 ①短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者(特定短時間労働者)を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。 ②障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主(常用労働者 300 人以下)を認定することとする。 2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 (1)厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。 (2)国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。 (3)障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。	
➤ 2019.3.14 本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休におけるサービス等提供体制の確保に関する対応について ▶ 3 月 14 日、厚生労働省は、「本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における障害福祉サービス等提供体制の確保に関する対応について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発 0314 第1号)を発出した。 ▶ 通知では、10 連休においても利用者の生活に支障を来たすことがないように、必要なサービス等を確保すること等が示されている。	
➤ 2019.3.7 障害保健福祉関係主管課長会議:平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定等 ▶ 3 月 7 日、障害保健福祉関係主管課長会議が開催され、(1)平成 31 年度障害保健福祉関係予算案、(2)平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定、(3)就学前の障害児の発達支援の無償化、(4)障害福祉関係施設等の整備等について説明が行われた。 ▶ 平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定について、施行日は 2019 年 10 月となるが、報酬告示等については、改定内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3 月下旬から 4 月上旬に公布する予定とされた。 ▶ また、福祉・介護職員処遇改善加算に係る処遇改善計画等の提出については、4 月から加算の算定を開始する場合、2 月末日までに各都道府県知事等へ提出する必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、4 月 15 日までに処遇改善計画を提出することとされた。 ▶ 就学前の障害児の発達支援の無償化については、2019 年 10 月から実施される。 ※「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定) 3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、「就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)」についても、併せて無償化を進めていく」	
➤ 2019.2.22 社会保障審議会障害者部会(第 93 回):障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い、障害福祉人材の処遇改善 ▶ 2 月 22 日、社会保障審議会障害者部会(第 93 回)が開催され、平成 31 年度予算について説明があり、障害者による文化芸術活動の推進に関する国の基本的な計画(案)、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針等について協議された。 ▶ また、相談支援の質の向上に向けた検討会(30 年度内に 3 回程度実施し報告書を取りまとめる予定)や、障害児入所施設の在り方に関する検討会(2019 年 12 月取りまとめ予定)についての開催状況について報告された。	

➤ 2019.2.19 第 85 回労働政策審議会障害者雇用分科会：改正法律案要綱について（諮問） ▶ 2 月 19 日、第 85 回労働政策審議会障害者雇用分科会（分科会長：阿部 正浩 中央大学経済学部 教授）が開催された。 ▶ 「今後の障害者雇用対策の在り方」について、平成 30 年 12 月 18 日以降 5 回にわたって検討されてきたところ、2 月 13 日に意見書「今後の障害者雇用施策の充実強化について」がとりまとめられ、2 月 19 日に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」について諮問された。 ▶ 民間企業について、現状は「週 20 時間以上」の障害者の雇用に支給している国の助成金について、短時間なら働くことができる障害者*の雇用を支援するため、「週 10 時間以上」の短時間勤務者の雇用でも支給することとされた。 *特定短時間労働者：特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者 ▶ また、民間企業は障害者を解雇した場合にハローワークへの届け出が義務づけられているが、不当解雇防止や再就職支援のために、国の機関にも同様の義務を課し、職場の人間関係や健康管理などの相談に乗る「障害者職業生活相談員」を国の機関にも配置することを求めている。 ▶ なお、現状では厚生労働省に国の機関の雇用実態を調査する権限はないが、厚生労働省による国の機関や自治体への障害者雇用実態に関する報告を求めることや、実態把握に必要な関係資料の保存について規定している。
➤ 2019.2.15 第 5 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム：2019 年度障害福祉サービス等報酬改定について ▶ 2 月 15 日、第 5 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催され、2019 年度障害福祉サービス等報酬改定について示された。 ▶ 「新しい経済政策パッケージ」に基づく加算の名称は、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」。介護報酬と同様に、サービス種類毎に「新加算（Ⅰ）、新加算（Ⅱ）」の 2 段階で加算率が設定される。 ▶ サービス種類毎の加算率は、勤続年数 10 年以上の介護福祉士等の数を反映しつつ、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多し事業所について更なる評価を行うため、福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して加算率を 2 段階設定する。 ▶ 加算の取得要件は、介護報酬と同様、現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し複数の取組を行っていること、福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組についてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること、とされた。 ▶ 事業所内における配分方法については、①経験・技能のある障害福祉人材（勤続 10 年以上の介護福祉士等）、②他の障害福祉人材（勤続 10 年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員）、③その他の職種に従事する職員（①②以外の職員）の順に配分される。 ▶ なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、研修等で専門的な技能を身に付けた勤続 10 年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に含めること、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③の職員について②他の障害福祉人材に含めること、が可能とされた。 ※③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準（年収 440 万円）以上の者は対象外 ※どのような職員について、職員区分を変更するのか報告を求める
➤ 2019.2.6 第 1 回障害児入所施設の在り方に関する検討会：検討会の設置・検討の進め方 ▶ 2 月 6 日、第 1 回障害児入所施設の在り方に関する検討会（座長：柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授）が開催され、今後の検討の進め方等について議論がされた。

- ▶ 本検討会は、平成 24 年の児童福祉法改正時に、障害児入所施設が「福祉型」、「医療型」に再編され、平成 26 年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされた状況を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮し、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うために設置されたもの。
- ▶ 検討の視点として、これまでの動向を踏まえつつ、平成 26 年の障害児支援の在り方に関する検討会で整理された、「発達支援機能」、「自立支援機能」、「社会的養護機能」、「地域支援機能」について、それぞれの機能強化等を中心に検討を行うこととされた。
- ▶ 今後、障害児入所施設の役割や、入所児童及び退所後の支援等についての現状・課題等について関係団体へヒアリングを行い、ヒアリング結果を踏まえ、8 月に検討会の中間報告を整理し、12 月に最終的なとりまとめを行う。

《経 過》

✓ 障害者総合支援法等

2017. 3. 31	障害福祉計画、障害児福祉計画（平成 30～32 年度）の基本指針が公布
《障害福祉サービス及び相談支援並に市町村都道府県の地域生活事業提供体制の整備並びに自立支援給付及地域生活事業円滑な実施を確保するため基本的な指針の一部を改正する告示について（概要）》	
2 主な改正内容	
(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定	
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
平成 28 年度末時点における施設入所者の <u>9%</u> 以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から <u>2%</u> 以上削減することを基本とする。	
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。	
・平成 32 年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	
・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	
・都道府県は、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。	
・都道府県は、平成 32 年度末における入院 3 ヶ月後時点、入院後 6 ヶ月時点、入院後 6 ヶ月時点及び入院後 1 年時点の退院率の目標値をそれぞれ 69%以上 84%以上及び 90%以上として設定することを基本とする。	
③ 地域生活支援拠点等の整備	
市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。	
④ 福祉施設から一般就労への移行等	
・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の <u>1.5 倍以上</u> にすることを基本とする。	
・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを目指す。	
・就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。	
・各年度における就労定着支援による <u>支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本</u> とする。	
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	
・平成 32 年度末までに、 <u>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本</u> とする。	
・平成 32 年度末までに、 <u>すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本</u> とする。	
・平成 32 年度末までに、 <u>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本</u> とする。	
・平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、	

教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

✓ 障害者権利条約

2016. 7. 5	障害者権利条約「第 1 回政府報告」
▶ 障害者権利条約の第 1 回政府報告が国連・障害者の権利に関する委員会に提出された後、外務省ホームページに掲載された。 ▶ 政府報告は、障害者権利条約の規定に基づき、内閣府障害者政策委員会における障害者基本計画の実施状況の監視の議論も踏まえ、関係省庁が作成したもの。 ▶ 障害者政策委員会では、障害者施策における重点的な課題として、成年後見制度も含めた意思決定支援、精神障害者・医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援、インクルーシブ教育システム、雇用、情報アクセシビリティについて、分野横断的な課題として、障害のある女性、障害者に関する統計について、重点的に検討し、これらを踏まえた内容も盛り込まれている。 ▶ 報告では「日本政府としては、条約の実施については不断の努力が必要であるとの認識であり、障害当事者・関係者の方からの意見を求めながら、今後政策を実施していきたい。課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい」としている。	
2014. 1. 22	「障害者の権利に関する条約」を公布
▶ 平成 25 年 12 月 4 日、「障害者の権利に関する条約の締結について国会の承認を求めるの件」（10 月 15 日・閣議決定）が、参議院本会議で承認された。その後、平成 26 年 1 月 20 日、条約批准書を国連に提出し登録された。2 月 19 日から効力が生じる。 ▶ 政府はこれまで、障害のある人の参画により障害者制度改革推進会議等での議論を重ね、障害者基本法をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などの国内法の整備を進めてきた。	

✓ 障害者政策委員会

2017. 12. 22	障害者政策委員会（第 40 回）：・障害者基本計画（第 4 次）の策定に向けた障害者政策委員会意見（案）
2017. 10. 20	障害者政策委員会（第 39 回）：・障害者基本計画（第 4 次）の策定に向けた障害者政策委員会意見（案）

✓ 障害者雇用

2018. 10. 22	第79回労働政策審議会障害者雇用分科会：国の行政機関等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況の再点検結果について②
2018. 9. 28	第78回労働政策審議会障害者雇用分科会：国の行政機関等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況の再点検結果について
2018. 8. 22	第77回労働政策審議会障害者雇用分科会：障害者雇用対策の政策目標について
2018. 3. 12	第76回労働政策審議会障害者雇用分科会：障害者雇用対策基本方針の策定等
2018. 2. 5	第75回労働政策審議会障害者雇用分科会：障害者雇用対策基本方針の改正について
2017. 12. 22	第74回労働政策審議会障害者雇用分科会：精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法
2017. 12. 12	平成29年 障害者雇用状況の集計結果 公表

✓ 障害者虐待防止法：障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

2017. 12. 27	平成 28 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」公表
--------------	--

7. 子ども・家庭福祉

➤ 2019.3.29 平成 31 年度公定価格単価(告示)及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布
▶ 3 月 29 日、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件(告示)」及び「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布された。 ▶ 今回の改正では、子ども・子育て会議における議論等を踏まえ、保育士等の処遇改善、講師配置加算の創設、居宅訪問型保育の給付の算定方法の見直し等の改正を行うもの(施行日:平成 31 年 4 月 1 日)。 ▶ 保育士等の処遇改善については、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)を踏まえ、保育士等の処遇の 1%(3,000 円相当)の改善を行うため、処遇改善等加算Ⅰの加算率のうち賃金改善要件分が 1%引き上げられた。 ▶ また、基本分単価には非常勤講師の配置費用が含まれているが、幼稚園及び認定こども園において必ずしも配置されていない実態を踏まえ、当該費用を基本分単価から切り出し、配置がある場合の加算として「講師配置加算」が創設された。 ▶ さらに、現行の公定価格告示における「平均勤続年数」という表現について、立法趣旨としては、特定の施設における勤続年数ではなく、保育士等としての経験年数を意味し、運用上でもそのように取り扱われていることから、用例を踏まえ、「平均経験年数」に改められた。
➤ 2019.3.18 企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告 公表
▶ 3 月 18 日、企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会の 4 回にわたる検討を経て、検討会報告が公表された。 ＜検討会報告 ※今後の方向性、抜粋＞ ○保育事業者設置型の新規参入は、自治体における認可保育所の事業者の選定例を参考に、一定の事業実績(5 年以上)のある者に限るべきである。単独設置型・共同設置型・共同利用型の設置者が、今後、保育事業者へ委託する場合も同様とする。 ○保育事業者設置型については、定員 20 名以上の施設は、保育士割合を 75%以上(現 50%以上)に上げるべきである。本事業の既存施設には、3 年程度の経過措置を設けることが適当である。 ○平成 31 年度以降の企業主導型保育事業の実施体制については、国と実施機関(※現行は、公益財団法人児童育成協会)との役割分担を明確にしつつ、実施機関に求められる役割とその要件を整理すべきである。本年夏を目途にあらためて国において本事業の実施機関を公募し、選定することが適当である。平成 31 年度分の新規の企業主導型保育事業の実施施設の募集については、選定された実施機関のもとで、実施されることとなる。
➤ 2019.3.8 企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(第 4 回)開催
▶ 3 月 8 日、企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(第 4 回)が開催され、検討会報告案が示された。
➤ 2019.3.4 第 47 回社会保障審議会児童部会:平成 31 年度新たに追加する小児慢性特定疾病
▶ 3 月 4 日、第 47 回社会保障審議会児童部会が開催された。平成 31 年度に新たに追加する小児慢性特定疾病についての審議のほか、社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後

の予定について及び最近の子ども家庭行政の動向について報告された。

- ▶ 今後の予定について、ひとり親家庭等に関する国の方針(「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成 27 年厚生労働省告示第 417 号))の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とされており、平成 32 年度に向けて改正する必要があること等から、今後、「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」において検討を行うこととされた。
- ▶ また、幼児教育・保育の無償化を契機として、いわゆるベビーシッターの質の確保・向上を図っていく必要があることから、居宅で保育するというベビーシッターの性質に応じた指導監督が不十分である現状に鑑み、ベビーシッターの指導監督基準が創設されることとされ、同基準の在り方を検討するため、3 月下旬以降、専門委員会を開催する予定とされた。

➤ 2019.3.4 第 4 次少子化社会対策大綱策定のための検討会(第 1 回):第 3 次大綱の進捗状況

- ▶ 3 月 4 日、第 4 次少子化社会対策大綱策定のための検討会(第 1 回)が開催された。座長には、第 3 次大綱をとりまとめた際の座長でもある佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授が選任された。副座長は大日向 雅美恵泉女学園大学学長。
- ▶ 少子化の現状、少子化対策の最近の取り組み、第 3 次大綱の施策の進捗状況について事務局から説明された。

＜少子化の現状(概観)＞

出生数:92 万 1,000 人(2018 年(年間推計)) [94 万 6,065 人(2017 年(確定数))]

※ 団塊ジュニア世代(1971 年～1974 年生まれ)は 40 歳代に

← 団塊ジュニア世代は毎年約 200 万人生まれていた

合計特殊出生率: 1.43(2017 年(確定数)。2016 年(1.44)から微減)

生涯未婚率(50 歳時の未婚割合):男性 23.37%/女性 14.06%(2015 年)

← 男性 2.60%/女性 4.45%(1980 年)

平均初婚年齢:夫 31.1 歳/妻 29.4 歳(2017 年) ← 夫 27.8 歳/妻 25.2 歳(1980 年)

女性の第 1 子出産平均年齢:30.7 歳(2017 年) ← 26.4 歳(1980 年)

→ 現在の傾向が続けば、2065 年には人口が約 8,808 万人まで減少

＜少子化・人口減少問題と安倍内閣の主な取組＞

- 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる。(2015 年『少子化社会対策大綱』)
- 平成 72 年(2060 年)に 1 億人程度の人口の確保を展望(2015 年まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』)
- 希望出生率 1.8 の実現(2016 年『ニッポン一億総活躍プラン』)
- 幼児教育の無償化を一気に加速、待機児童解消に向け、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020 年度末までに 32 万人分の受け皿整備(2017 年『新しい経済政策パッケージ』)
- ▶ 事務局からの説明の後、各委員から少子化対策をめぐる課題(共働き社会の実現、女性の働き方の問題、男性の家事育児参画、子育てに温かい社会の実現等)について意見が交わされ、4 月以降に開催する次回検討会から、順次論点について議論していくこととされた。

➤ 2019.2.28 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

- ▶ 2 月 28 日、内閣府・厚生労働省・文部科学省は、千葉県野田市で発生した事案を受け、増加する児童虐待に対応するため、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適

切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、取組の徹底について通知した。

▶ なお、児童虐待への対応に当たっては、

・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと

・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと

・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと

・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として連携などの取組を進めることが必要であるとした。

＜対策の強化を図るべき事項＞

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

(3) 保護者からの要求への対応について

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

(5) 児童虐待に関する研修の更なる充実について

➤ 2019.2.28 **安全確認できていない子どもの状況(2019 年 2 月):2,936 人安全確認できず**

▶ 2 月 28 日、厚生労働省は、全国の乳幼児健診の未受診者や未就園児のうち、昨年 11 月末時点で、2,936 人の子どもが目視などによる安全確認ができなかったとの調査結果を公表した。

▶ 調査は、東京都目黒区で昨年、5 歳の女兒が虐待死した事件を受け、政府が実施を決定。対象は、乳幼児健診未受診者や、幼稚園や保育所、小中高校に通っていない子どものうち、自治体など関係機関が昨年 6 月 1 日時点で安全を確認できていなかった 15,270 人。市町村が目視などによる調査を進めた結果、2,936 人の安全確認ができなかった。

▶ 内訳は、小学校入学前が 2,480 人(84.5%)と最多で、小学生が 263 人(9.0%)、中学生が 147 人(5.0%)、中学校卒業後の子どもが 46 人(1.6%)。

▶ 都道府県別では、東京都が 921 人と最も多く、大阪府の 254 人、千葉県が 238 人が続いた。

➤ 2019.2.27 **困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会：今後議論する論点**

▶ 2 月 27 日、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会(第 6 回)が開催された。

▶ 第 5 回(平成 30 年 11 月 26 日)では中間的な論点の整理がされ、今回、引き続き今後議論する論点について協議された。

▶ 新たに「運用面における改善事項の検討(案)」が示され、①他法他施策に関する取扱い、②一時保護委託の対象拡大、③携帯電話等の通信機器の使用制限の取扱い、④民間支援団体との連携強化、⑤婦人保護事業実施要領の見直し、⑥婦人保護施設の周知・理解、⑦母子生活支援施設の活用促進について、現状・課題に対する意見が示されている。

➤ 2019.2.25 企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(第3回)開催
▶ 2月25日、企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(第3回)が開催され、検討会取りまとめの骨子案が示された。
➤ 2019.2.20 子ども・子育て会議(第42回):2019年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査
▶ 2月20日、子ども・子育て会議(第42回)が開催され、2019年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査等について議論が行われた。 ▶ 「この調査は、子ども・子育て支援新制度施行後5年後の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所の経営実態を把握するもので、施設の所在地・規模を考慮し無作為に抽出して調査が行われる。 ▶ 前回調査から、公定価格の検討に資するような調査項目を追加するとともに、より実態に近い収支差を把握・算出するために、教育・保育に係る事業活動区分外の収益・費用の一部(受取利息・借入金利息補助金・本部経費・借入金利息等)についても収支差に含めることとされている。また、回答者の記入負担軽減のため、回答項目の簡略化が図られる予定。 ▶ 調査票の主な変更点は以下のとおり。 ● 運営実態把握のための追加項目例 処遇改善への取組状況の把握(処遇改善等加算の取得状況、未取得の理由、職員給与の推移 等) ● 収支差の算出方法の変更への対応 収益項目として「受取利息」を追加 収益項目として「支払利息」「法人本部に帰属する経費」を追加 ● 回答者の記入負担軽減への対応例 地域子ども・子育て支援事業の実施状況に関する項目を削除 建物の状況に関する項目を削除 地方単独補助事業に基づく職員配置の項目を削除 収益項目において可能な限り内訳を削除
➤ 2019.2.14 法制審議会総会:「特別養子縁組制度の見直しに関する諮問」答申
▶ 2月14日、法制審議会総会が開催され、特別養子制度部会において決定された「特別養子制度の見直しに関する要綱案」に関する審議結果等が報告された。要綱案は全会一致で原案どおり採択され、法務大臣に答申された。 ▶ 原則として「6歳未満」となっている子の対象年齢を、「15歳未満」に引き上げる。また、現在は、特別養子縁組が成立するまで、実の親が同意を撤回することができるが、見直しに関する要綱案では、成立に同意して、2週間が過ぎた場合は撤回ができないことなどが盛り込まれた。養子の年齢引き上げや養父母の手続きの負担軽減により、虐待や貧困の環境にある子どもを、より多く救済することを狙いとする。
➤ 2019.2.8 『「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について』決定
▶ 2月8日、千葉県野田市で発生した児童虐待事案を受けて、『「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について』が、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された。 ＜緊急総合対策の更なる徹底・強化について(ポイント)＞ ○ 今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、そのための児童福祉法の改正法案の提出に向けて取り組む。 ○ 当該緊急点検の結果については、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において共有す

るとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。

○ 今すぐできること、今すぐやるべきことを徹底して洗い出し、今後の児童虐待防止対策につなげていく。

1 緊急安全確認

- 児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 保護者が虐待を認めない場合、転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この場合、躊躇なく一時保護、立入調査する等の確な対応をとること

2 新ルールの設定

- 子どもの安全を第一に、「通告元は一切明かさない、資料は一切見せない」という新たなルールを設定すること
- 保護者が威圧的な要求等を行う場合には、複数の機関で共同対処すること。そのための、新たなルールを設定すること
- 学校欠席等のリスクファクターを見逃さない新たな情報提供のルールを設定すること

3 抜本的な体制強化

- 新プラン(2019 年度～2022 年度)に基づき、児童福祉司を 2,020 人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること
特に、初年度(2019 年度)について、児童福祉司を 1,070 人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校・教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

➤ 2019.2.7 児童虐待疑い 8 万人超—警察庁「2018 年犯罪情勢」公表

- ▶ 2 月 7 日、警察庁は、2018 年の犯罪情勢を公表した。
- ▶ 虐待を受けた疑いがあるとして児童相談所に通告した 18 歳未満の子どもは、前年比 22.4%増の 8 万 104 人で、統計のある 2004 年以降を初めて 8 万人を超えた。
- ▶ 通告児童数は過去 5 年間で約 2.8 倍に増加し、暴言などの心理的虐待が 7 割(5 万 7,326 人)。暴力による身体的虐待が 1 万 4,821 人、ネグレクトなどの怠慢・拒否が 7,699 人、性的虐待が 258 人で、いずれも前年を上回った。

➤ 2019.1.28 子ども・子育て会議(第 41 回):平成 31 年度公定価格の対応等について

- ▶ 1 月 28 日、子ども・子育て会議(第 41 回)が開催され、平成 31 年度予算案・平成 31 年度公定価格への対応等について議論が行われた。
- ▶ 「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)で示されたとおり、消費税率 10%への引き上げを前提として、増収分 1.7 兆円を、幼児教育・保育の無償化や、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善等に充てることとしている。
- ▶ また、平成 30 年度国家公務員給与改定に伴い、保育士及び幼稚園教諭等の人件費を「+0.8%程度」改定することとされ、30 年度補正予算にて対応し、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用される。
- ▶ その他、幼児教育の無償化への対応、栄養管理加算の拡充(嘱託→週 3 日程度の非常勤栄養士)、チーム保育推進加算の要件緩和(平均勤続年数 15 年以上→12 年以上)が実施される。
- ▶ また、平成 30 年 7 月に実施された「保育所等における運営実態の調査研究事業」について、調査結

果の速報が示された。

- ▶ 調査内容は、保育所・認定こども園・小規模保育事業所における基礎的な情報(利用定員、入所児童数、開所日数・時間 等)に加え、職員の勤務状況、休日手当等の支給状況、各種加算の取得状況および未取得の理由、実費徴収の状況、給食への取組など、運営実態を把握する調査項目。
- ▶ 各種加算の取得状況のうち、平成 29 年度に創設された処遇改善等加算Ⅱ(技能・経験に着目した更なる処遇改善:最大+4 万円)は、取得率 79.6%。第三者評価受審加算は取得率 8.5%。
- ▶ 給食への取組について、入所児童 1 人当たりの食材料費(月額)は、0~2 歳児が 4,977 円(主食 619 円:副食 4,358 円)、3~5 歳児が 5,423 円(主食 703 円:副食 4,720 円)。

➤ 2019.1.16 第 25 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会:「ワーキンググループとりまとめ」(報告)

- ▶ 平成 31 年 1 月 16 日、第 25 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会が開催され、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループのとりまとめについて報告された。
- ▶ とりまとめは、「児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方」、「要保護児童の通告の在り方」、「児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策」、「子どもの意見表明に関する仕組み等」について、(現状・課題)、(主な議論)、(目指すべき方向性)、(対応)が記載されている。
- ▶ なお、常勤弁護士配置や中核市・特別区における児童相談所の設置義務化については、賛否が分かれ両論併記となっている。
- ▶ 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討について、「新たな国家資格を創設すべき」という意見と「社会福祉士等の既存の国家資格の活用促進や充実を図るべき」という意見の両論があったが、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進めるとした。

➤ 2018.12.28 平成 30 年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 公表

- ▶ 平成 30 年 12 月 28 日、厚生労働省は、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数に係る平成 30 年(2018 年)の実施状況を取りまとめ公表した。
- ▶ 「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年(2017 年)12 月 8 日閣議決定)では、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの 2019 年度末までの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を 1 年前倒して、平成 30 年度(2018 年度)末までに達成することとした。

○ 登録児童数は 1,234,366 人【前年比 63,204 人増】(平成 29 年:1,171,162 人)。平成 27 年度からの 4 年間で 29.8 万人(約 30 万人)の受け皿整備となり、プランの目標を達成した。

○ 放課後児童クラブ数は 25,328 か所【前年比 755 か所増】(平成 29 年:24,573 か所)。うち放課後子供教室との一体型 4,913 か所【前年比 359 か所増】。

○ 利用できなかった児童数は全体で 17,279 人【前年比 109 人増】(平成 29 年:17,170 人)

○ 放課後児童支援員数は、90,769 人【前年比 3,940 人増】。うち、認定資格研修を受講した者の数は、53,132 人(58.5%)

※平成 32 年 3 月 31 日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者で可。

○ 放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士:23,010 人(25.4%)

高等学校卒業者等で、2 年以上児童福祉事業に従事した者:30,198 人(33.3%)

教育職員免許状を有する者:25,825 人(28.5%) 等

※()内は放課後児童支援員の総数(90,769 人)に占める割合

➤ 2018.12.26 第7回市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ

- ▶ 平成30年12月26日、第7回市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループが開催され、前回に引き続きとりまとめ(案)について議論され、翌27日にとりまとめが公表された。

＜ワーキンググループとりまとめ ※(対応)抜粋＞ 下線等政策企画部

1 児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方

(対応)

(1) 都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備

① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定

- 児童相談所が保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応がとれるよう、保護機能と支援マネジメント機能に応じた部署分けや、保護の際に対応した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当できるようにするなどの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示す。

- 各都道府県等において、国において示した方向性を踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。国においては、各都道府県等における検討が進むよう支援する。

② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化

- 児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、児童福祉司等と共に対応できるような体制整備を推進する。

- 上記の体制整備に当たっては、「常勤弁護士を必置とすべき」という意見と「常勤弁護士の必置には反対であり、日常的に弁護士と協働できる体制とする種々の配置方法が認められるべき」という意見の両論があった。しかし、常勤弁護士を含む弁護士配置を促進することが望ましいという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、少なくとも日常的に弁護士と共に対応できる体制の実現に向けて法令上の措置の検討や経験豊富な外部弁護士に相談できるバックアップ体制も含む財政支援の強化など体制強化の推進方策の具体化を図る。

③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化

- 児童相談所において医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に医師が関与し、児童福祉司等と共に対応できるような体制整備を推進する。

- 上記の体制整備に当たっては、「常勤医師を必置とすべき」という意見と「常勤医師の確保は難しく、虐待対応等に関与する医師の在り方を考えることが必要」という意見の両論があった。しかし、常勤医師の配置を促進することが望ましいという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、少なくとも日常的に医師と共に対応できる体制を実現するため、国による医師確保の支援策を含む体制強化の推進方策の具体化を図る。

- あわせて、配置された医師には、虐待対応等に対する知見が必要であることから、研修の充実等の必要な取組を行う。

④ 保護機能を強化するための研修等の充実

- 児童福祉司における義務研修(スーパーバイザー研修を含む。)において、保護機能に重点をおいた内容とするなどの充実を図るほか、国において保護機能に着目した研修を実施する。

⑤ 外部委託等の推進

- 児童相談所が現在行っている業務のうち、外部への委託が適切で、かつ、効果的に業務の目的が達成されることが期待される業務(里親養育支援、電話案内業務、保護者支援プログラムの実施、安全確認業務等)については、民間団体等への委託を推進する。療育手帳の判定業務について、その一部

等を児童相談所以外の機関が実施している事例等を把握した上で、障害児・者施策との整合性にも留意しつつ、その在り方を今後議論する必要がある。

(2)市町村等の地域の相談支援体制の強化

① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

- 新プランに基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司の配置や人事交流などの方法も活用し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。
- 新プランに基づき、2022 年度までに全ての市町村において要保護児童対策地域協議会の調整担当者の常勤の専門職配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。
- 要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域において子どもの最善の利益を優先して考慮した対応を行う子ども家庭相談支援体制作りが進むようにする。

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- 新プランに基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点について、2022 年度までに全市町村での設置を促進するとともに、国はそのために必要な支援を行う。
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを 2018 年度中に策定し、市町村が設置しやすい環境を整備する。
- 子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことにより、市町村での子ども家庭相談支援体制の強化を図る。

③ 民間を含めた地域資源の充実

- 地域における子どもや家庭を支援する資源を活用したショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

(3)児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

- 児童相談所の業務について、全国どの地域においても子どもの権利が守られることを目的に児童相談所の質の確保・向上が図られるよう、業務(一時保護所を含む。)について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む。
- 具体的には、既に取り組んでいる自治体の取組例や海外の例等も参考とし、国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないよう、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、全国展開に向けて段階的に取り組む。

(4)中核市・特別区における児童相談所の設置促進

- 地域におけるきめ細かな対応を進めるため、平成 28 年改正法附則において、「政府は、(改正法)施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする」とされているが、中核市における設置が進んでおらず、より一層の設置促進策を講じることが必要である。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置促進を図るためには、「設置の義務化を法的に図るべき」という意見と「設置が進まない要因分析や国の財政支援などが先であり、設置の義務化については慎重に検討すべき」という意見の両論があった。しかし、より一層の設置促進策を講じることが必要であるという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、5 年を目途に全ての中核市・特別区に児童相談所が設置できるようにすることを目指した平成 28 年改正法附則の趣旨の実現に向けて、法令上の措置の検討を含め自治体の実態把握や関係者間での協議の場の設置など国による更なる設置促進策の具体化を図る。

2 要保護児童の通告の在り方

(対応)

(1) 通告窓口の一元的な運用方策の提示

- 希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する。

(2) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

- 市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りや情報収集が行えるよう、研修を新たに実施する。

② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

- 市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、事前に協議し、都道府県においてガイドラインなどの策定、及びその使用に関する専門性の向上に向けた取組を推進する。
- 新プランに基づき、児童相談所に市町村支援のための児童福祉司の配置や人事交流などの方法も活用し、上記ガイドライン策定に向けた取組など市町村と児童相談所の間の連携体制強化を図る。
- 国においては、上記ガイドラインのモデル案や、策定に向けた行程や活用方法等を示すとともに、児童福祉司等に対する義務研修に盛り込む。さらに、市町村支援のための児童福祉司の活動ガイドラインの策定や、当該児童福祉司向けの研修を行う。

③ 面前 DV 通告への市町村、児童相談所の対応等

- 児童相談所が通告を受理した後の安全確認は児童福祉法第 25 条の 6 及び児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 8 条第 2 項により市町村等の他機関に依頼することができる規定を踏まえ、児童相談所における面前 DV 通告に関する振り分けを行う体制、児童相談所と市町村の間の共通のガイドライン等の策定による共通認識の醸成、児童相談所の市町村担当支援児童福祉司による連携・協働する体制づくりなどにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する協働を前提とした役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを都道府県で進める。
- 国において、面前 DV 通告への対応に関する市町村、児童相談所におけるガイドラインの策定、活用方法等を示す。

④ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し

- 市町村、児童相談所が市町村送致等の際に活用することとして作成された共通リスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するとともに、アセスメントツールが補助的に使われるものであることなどその活用方法の在り方等を含め検討し、市町村、児童相談所がより実践的に活用できるものに見直す。あわせて、「在宅アセスメント・プランニングシート」(2017 年度調査研究事業「児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究」より)の活用も検討する。

(3) 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化(再掲)

(4) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

- 市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進めるため、必要なガイドライン等の策定を行うなど、国において必要な支援を行う。

(5) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

(対応)

(1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制等の強化

- 新プランに基づく人員体制の強化等を講ずる。
- 都道府県等において、子ども家庭相談支援に高い専門性を有した職員の育成を長期的に検討することが必要である。このため、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示し、各都道府県等において、これを踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。国においては、こうした方向性を示し、各都道府県等における検討が進むよう支援する。
(一部再掲)

② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

- 当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。
- スーパーバイザー要件について、児童福祉司としての業務経験おおむね 5 年以上及び上記要件に加えて、現行のスーパーバイザー研修の成果を踏まえた義務研修充実策の検討等求められる要件について引き続き検討する。

③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

- 児童福祉司、児童相談所長の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

- 児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

(2) 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討

- 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上と、それを客観的に把握できる枠組みを検討する必要がある。
- その具体的な枠組みとして、「新たな国家資格を創設すべき」という意見と「社会福祉士等の既存の国家資格の活用の促進や充実を図るべき」という意見の両論があった。しかし、児童相談所のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点にも専門的人材が必要なこと、フォostering機関、施設、児童家庭支援センター等においても、人材の資質の向上が求められていることから、これら人材の専門性を向上させる必要性及びその具体的な方策について更なる検討が必要であるという点においては意見が一致したところであり、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。

4 子どもの意見表明に関する仕組み等

(対応)

(1) 子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築

① 児童福祉審議会等の活用

- 児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の措置や対応と一致しないときには、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申立てを行うことができることについて、全国会議等において改めて周知徹底を図る。
- 児童虐待を受けた子どもや要保護児童が自ら意見を表明できる機会を確保するため、子ども自身が行政処分等に不服がある際に自ら都道府県児童福祉審議会等に申し出ることを可能とし、同審議会等が子どもの意見等を調査審議して児童相談所に意見具申を行う枠組みを構築し、全国展開を図る。国においては、2018 年度中にガイドラインの作成、2019 年度にモデル実施等を行い、全国展開に向けた取組を行う。

② アドボケート制度の構築

- 全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケート制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケートの在り方について検討を行う場を設け、海外事例を含む先行事例等の把握を含め検討を行い、その結果を踏まえたモデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けた必要な取組を進める。

➤ 2018.12.18 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン) 策定

- ▶ 本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされた。これを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(緊急総合対策)が7月20日に取りまとめられた。
- ▶ 平成30年12月18日、緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築をめざし、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取り組みに加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を策定した(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)。
- ▶ 児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となって、必要な取組を強力に進めていくとした。

<新プランの概要(項目及び内容等)>

【対象期間】 2019年度から2022年度まで

【児童相談所の体制強化】

- ・児童福祉司の増員 目標 2017年度 3,240人→2022年度 5,260人(+2,020人程度)
- ・スーパーバイザーの増員 目標 2017年度 620人→2022年度 920人(+300人程度)
- ・児童心理司の増員 目標 2017年度 1,360人→2022年度 2,150人(+790人程度)
- ・保健師の増員 目標 2017年度 140人→2020年度各児童相談所(+70人程度)
- ・弁護士配置等 任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置
- ・一時保護の体制強化 個室化の推進、一時保護専用施設の設置促進、里親等一時保護委託先確保

【児童相談所の専門性強化】 児童福祉司に受講が義務づけられた研修実施状況の検証

【市町村の体制強化】

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の強化 目標 2018年度 106市町村→2022年度全市町村
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関に配置の常勤担当者
目標 2018年度 988市町村→2022年度全市町村

【市町村の専門性強化】 子ども家庭総合支援拠点の職員について、研修の実施等により専門性を確保

➤ 2018.11.28 「都道府県社会的養育推進計画」の策定に向けた作業スケジュール等について 事務連絡を発出

- ▶ 都道府県は、2019年度末までに新たな「都道府県社会的養育推進計画」を策定することとされているが、11月28日、厚生労働省は事務連絡「推進計画の策定にあたっての作業スケジュールのイメージ」、「児童養護施設・乳児院の各施設の推進計画の策定に関する留意事項等について」及び「推進計画の策定における都道府県と指定都市・児童相談所設置市の連携について」を発出した。
- ▶ 事務連絡の中で、「来年(2019年)の夏頃に、施設の計画に関する数値や予定される取組の内容について、各都道府県を通じて把握する予定」であり、「2019年度以降の予算において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が、子どもの最善の利益を保障するものとなるよう、施設職員の配置基準や専門性の強化に向けた財源の確保に向けて、最大限努力していく」として、各施設の計画は、必要な財源が確保されることを前提として策定するよう要請している。

▶ 児童養護施設及び乳児院については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定することとされており、概ね 10 年程度で実現することを念頭に置き、分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位について、2029 年度末までの箇所数・定員を見込むこととしている。 ▶ 併せて、以下については推進計画の策定を待つことなく、速やかな取り組みを依頼している。 ・ フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けた、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めた実施機関やその配置の調整・検討 ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討 ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組 ・ 里親等委託が必要な子ども数の調査
➤ 2018.11.26 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会：中間的な論点の整理 ▶ 平成 30 年 11 月 26 日、厚労省の第 5 回困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会が開催された。 ▶ 第 1 回から第 3 回まで実施された構成員からの提案・発言を踏まえ、10 月 26 日の第 4 回から中間的な論点の整理に向けた議論を開始し、第 5 回においても引き続き議論を行った。 ▶ 今後、従来の婦人保護事業の枠組みの見直しはもとより、若年女性に対する支援のあり方など今日的な社会課題への対応も含めて、困難な問題を抱える女性に対する支援のあり方について、以下に掲げる事項について議論を深めるとした。 ▶ なお、制度の見直しを含めた議論を具体的に進めていく中において、通知等の改正や予算の要求を通じて対応可能な事項があれば、本検討会の議論を踏まえ、厚生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである、と指摘した。 【今後議論する論点】 1. 対象となる女性の範囲とニーズに対応した支援について (1) 対象となる女性の範囲について (2) 困難な問題を抱える女性のニーズに対応した支援について 2. 各実施機関における役割や機能について (1) 都道府県と市区町村の役割について (2) 支援の実施機関に求められる役割・能について (3) 民間シェルター等の関係団体と連携について 3. 他法他施策との関係や根拠法の見直しについて (1) 他法他施策との連携の推進について (2) 売春防止法の見直しについて
➤ 2018.10.3 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について ▶ 平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで 14 次にわたって報告を取りまとめてきた。 ▶ 委員会の新たな試みとして、平成 30 年 3 月に東京都目黒区の事例のみを検証し、事例から問題点を抽出して、それに対する対応策をまとめ、公表した(10 月 3 日)。本事例が自治体間をまたがる課題等もあることから、関係自治体と連携を取りながら、当該自治体の検証結果を待たずに並行して検討を行った。 (検証結果を踏まえた国への提言) ・ 本事例における対応策は、リスクアセスメント、それを踏まえたソーシャルワーク、子どもの安全確認、関係機関同士の情報共有及び連携など、これまでの死亡事例等の検証でも指摘された内容や、平

成 28 年の児童福祉法の改正をはじめとした虐待防止のために取り組んできている内容が多く含まれている。

- ・ 本事例を踏まえて、国において、平成 28 年、29 年児童福祉法改正で規定された内容の着実な実施、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)の本事例を踏まえた効果的な実施、これまでの死亡事例等の検証で指摘された事項について、研修等の活用などによる周知、全国で取組が確実に実践されるような体制整備を進めることが必要である。

【国への提言】

- 虐待のリスクアセスメントや親や家族関係のアセスメントなど児童相談所職員のアセスメント力を抜本的に向上させるため、客観的な資質の向上に資する人材強化策に取り組むこと
- 要保護児童対策地域協議会における関係機関や医療機関からの情報提供に対して的確に判断できるよう、児童相談所職員のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士の専門職の常勤配置をこれまで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
- 一時保護等の措置の解除の際や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を具体的に支援するための計画を作成すること、また、計画を確実に行うため必要に応じて家庭裁判所の勧告制度を活用することの徹底。解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有し、リスクが高まった場合には、客観的なアセスメントに基づき、再度一時保護することの徹底
- 乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児などで、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全確認できていない子どもについて、年に1回は状況を確認すること
- 未就園児等の転入に際して、その地域の福祉保健制度を紹介するための家庭訪問を実施
- 特定妊婦には継続的な支援を念頭に置くことの周知
- 協同面接で得られた情報や結果の取扱いについて、検察庁、警察、児童相談所の3者が共通認識をし、その情報を児童相談所において有効活用することを周知
- 緊急性や重症度の高い事例の引継ぎは、原則、対面で実施し、転居前の自治体は、アセスメントを行ってきた記録を転居後の自治体へ確実に引き継ぐことを徹底
- 通告後、保護者が子どもの面会を拒否する等により子どもの安全確認ができない場合、その事実に対して適切にアセスメントを行った上で、立入調査を実施することの徹底
- 子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神又は発達に様々な悪影響を及ぼしうるため、基本的には不適切であることを徹底するなど、体罰によらない子育ての推進
- 都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組み(児童福祉法第8条第6項)の活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

《経 過》

✓ 子ども・子育て支援

2018. 2. 6	福祉系国家資格（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）を所有する者への保育士養成課程・試験科目の一部免除等を行う関係省令等の改正
▶ 平成 30 年 1 月 15 日、福祉系国家資格（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）を所有する者への保育士養成課程・試験科目の一部免除等を行う関係省令等の改正が行われた。 ▶ 平成 29 年 5 月 24 日に「保育士養成課程等検討会」（座長：汐見 稔幸 白梅学園大学学長）がとりまとめた報告書を踏まえて、以下の改正を行ったもの。 ①福祉系国家資格所有者（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）に対し、保育士試験の一部の科目（社会福祉・児童家庭福祉・社会的養護）の受験を免除するとともに、その他の科目についても、指定保育士養成施設において、試験科目に対応した教科目を履修した場合には、当該試験科目の受験を免除 ②介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士に対し、保育士養成施設での履修科目の一部を免除	
2017. 12. 4	第 9 回保育士養成課程等検討会：保育士養成課程等の見直しについて
▶ 「保育実習Ⅰ」における実習対象施設に「企業主導型保育事業」を追加する案が示されたことに対して、宮田 裕司構成員（全国経営協 保育事業経営委員会委員長）から、「企業主導型保育事業は制度的に質の担保がない認可外施設。質の担保が重要と考える。」との意見が、網野武博構成員から、「実習Ⅰは、児童福祉施設としてふさわしい場所が必要。企業主導型保育事業を加えるのであれば条件を付す必要がある。」との意見があった。 ▶ 村松幹子構成員（全国保育士会 副会長）は、「<u>保育士を代表する立場として、質の高い実習指導を担保する観点から、「企業主導型保育事業」を実習対象施設に加えることについては慎重に検討する必要があると考える。</u>」と意見している。 ▶ とりまとめ・公表、関係省令等の改正、新たな保育士試験の適用（予定）については以下のとおり。 《スケジュール》 平成 29 年 12 月下旬 「保育士養成課程等の見直し（検討の整理）」とりまとめ・公表 平成 30 年 3 月 中関係省令・告示及び通知の改正 平成 30 年度 各養成施設における準備・周知等 平成 31 年度 新たな保育士養成課程の適用（新たな幼稚園教職課程の適用と同時期） 平成 32 年度 養成課程の見直しに伴う新たな保育士試験の適用	
2017. 3. 31	改定保育所保育指針、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領、改訂幼稚園教育要領が告示

✓ 社会的養護（施設の小規模化・家庭的養護の推進等）

2017. 8. 2	「新しい社会的養育ビジョン」とりまとめ
▶ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：奥山眞紀子 国立成育医療研究センターこころの診療部長）は、平成 28 年 7 月から 16 回にわたる議論をとりまとめ、「新しい社会的養育ビジョン」を、厚生労働大臣に手交した。 ▶ ビジョンでは、「平成 28 年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした」とし、改正法の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を全面的に見直し、その具体化への工程を示している。	

▶ その上で、特別養子縁組の推進は、概ね 5 年以内に現状の約 2 倍である年間 1000 人以上を目指すとの数値目標を掲げている。 ▶ また、就学前の子どもについては、「家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成 32 年度までに全国で行われるフォスタリング機関（包括的支援体制）事業の整備の確実に完了する」ことが明記されている。 ▶ 具体的には、代替養育としての里親委託率の向上に向けた取組を開始するとし、「3 歳未満は概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね 7 年以内に里親委託率 75%を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内に 50%以上を実現する」としています。加えて、「ただし、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は 1 年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても 3 年以内を原則とする。」としている。	
2017. 6. 14	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律成立
▶ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が、平成 29 年 6 月 1 日衆議院で可決、参議院で 6 月 14 日に可決・成立した。 《改正の趣旨》 虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。 《改正の概要》 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法） ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第 28 条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。 ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。 ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法） ○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して 2 ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律） ○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。	
2016. 5. 27	児童福祉法等の改正法：参議院可決・成立

✓ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

2016. 3. 10	社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：報告（提言）
-------------	---

✓ 子どもの貧困対策

2016. 8. 1	子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況：公表
2014. 8. 29	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定
2013. 6. 19	「子どもの貧困対策を推進するための法律案」可決・成立

8. 生活困窮・生活保護

➤ 2019.4.8 第2回「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」：住宅政策との連携

- ▶ 4月8日、第2回「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」が開催され、住宅政策との連携をテーマに関係者からのヒアリングが行われた。

ヒアリング出席者：

伊藤 大輔氏(旭化成ホームズ株式会社執行役員 設計本部長シニア・中高層事業担当)

奥田 知志氏(認定NPO 法人抱樸理事長)

岸 英恵 氏(積水化学工業株式会社住宅カンパニー高齢者事業推進部長兼セキスイオアシス株式会社代表取締役)

下河原忠道氏(株式会社シルバーウッド代表取締役)

高野 茂幸氏(ヤマトホールディングス株式会社地域共創プロジェクトシニアマネージャー)

- ▶ 居住支援法人制度について、32都道府県で138法人が指定(平成30年9月時点)されているが、株式会社及びNPO法人が全体の約75%、社会福祉法人の指定数は17(12%)となっている。
- ▶ 今後の取り組みとして、福祉・住宅行政の連携の強化が挙げられており、特に福祉サイドからの、社会福祉法人等への居住支援法人の指定促進を働きかけが必要とされている。

➤ 2019.3.29 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成31年1月)

- ▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成31年1月分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑤))	増収者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑥))	就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり				
全国集計値	19,522	15.3	5,862	4.6	2,603	2.0	1,354	405	68%

各月における支援状況

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑤))	増収者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑥))	就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり				
4月分	18,986	14.8	6,207	4.9	2,781	2.2	1,155	398	56%
5月分	21,550	16.8	6,636	5.2	2,861	2.2	1,238	405	57%
6月分	19,896	15.5	6,588	5.1	2,819	2.2	1,290	419	61%
7月分	20,589	16.1	6,416	5.0	2,854	2.2	1,279	441	60%
8月分	20,358	15.9	6,472	5.1	2,760	2.2	1,335	460	65%
9月分	18,357	14.3	6,268	4.9	2,677	2.1	1,260	426	63%
10月分	20,804	16.3	6,819	5.3	3,015	2.4	1,360	463	60%
11月分	21,638	16.9	6,672	5.2	3,047	2.4	1,359	432	59%
12月分	16,565	12.9	5,875	4.6	2,562	2.0	1,391	429	71%
1月分(再掲)	19,522	15.3	5,862	4.6	2,603	2.0	1,354	405	68%
合計	198,265	15.5	63,815	5.0	27,979	2.2	13,021	4,278	62%

- ▶ 前年同月と比較すると、新規相談受付件数(+1,071)・プラン作成件数(+419)・就労支援対象者数(+224)・就労者数(+62)・増収者数(+65)。

➤ 2019.3.26 第5回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会 ▶ 3月26日、第5回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会が開催された。 ▶ 第4回で行われた無料低額宿泊事業の最低基準の考え方に関する議論を踏まえ、あらためて最低基準の考え方(案)が示された。 ＜第4回から加筆・修正等が行われた主な点＞ 【多人数居室に係る経過措置】 ○ 施行日以前より存在する無料低額宿泊所の多人数居室については、<u>3年の間に解消を図ること</u>。 ※ 多人数居室の解消に向けて、福祉事務所は、 ・<u>他に利用可能な施設等がない場合などやむを得ない場合を除き、生活保護受給者に多人数居室を紹介しないこと</u> 【簡易個室に係る経過措置】 ○ 施行日以前より存在する無料低額宿泊所(簡易個室)については、<u>3年の間に解消を図ること</u>。 ※ 簡易個室の解消に向けて、福祉事務所は、 ・<u>他に利用可能な施設等がない場合などやむを得ない場合を除き、生活保護受給者に簡易個室を紹介しないこと</u> ・<u>既に簡易個室に入居している者について、施行後1年以内に転居先の提示等を行うなど、居宅への移行や、個室への転居を推進すること</u> 【入居申込者等に対する説明等】 ○ 契約において、<u>1年を超えない範囲の契約期間及び解除に関する事項を定めなければならないこと</u>。 ○ <u>入居者の希望及び関係機関の意見を十分に勘案し、必要と認められた場合は、1年を超えない範囲で契約の更新又は新たに契約を行うことを妨げないこと</u>。 【入浴】 ○ <u>1日に1回の頻度で入浴の機会を提供すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、入居者に対し説明を行うことで、1週間に3回以上の頻度とすることができること</u>。 【状況把握】 ○ <u>入居者に対し、訪問等の方法による状況把握を原則として1日に1回以上行うこと</u>。 ▶ なお、無料低額宿泊所のうちサテライト型住居の取扱いについて、地域事情により運営の実態が異なる(無料低額宿泊所のほとんどがサテライト型の地域がある)ことから、事業の位置づけ等についてあらためて整理した上で、次回検討会に示すこととされた。	➤ 2019.3.11 第4回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会 ▶ 3月11日、第4回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会が開催された。 ▶ 無料低額宿泊事業の最低基準の考え方について、これまでの検討会での議論等を踏まえた全体像が示されたが、居室要件、職員配置、入居期間、利用料の受領については、さらに議論が必要な論点として、経過措置等の考え方が示され、協議された。 【居室面積】 ・原則 7.43 m²以上とし、地域の事情に応じて 4.95 m²以上とする。 ・居室面積が 4.95 m²に満たない居室については、一定の条件を付した上で使用を認める<u>経過措置</u>。 →新基準に満たない既存施設について、以下の条件を満たす場合には使用を認めることとしてはどうか。 ①基準を満たしていないことを重要事項説明書等に記載した上で、入居者に説明し了解を得ること ②以下の代替策が講じられていること
---	--

・入居者の共用スペースの確保 ・私物の収納・保管場所を別に確保する

・(将来の改築、移転)改善計画を策定・提出すること

③同一施設において居室の増は認められないこと ④居室の床面積が 3.3 m²以上であること

【居室の定員】

・現行のガイドラインどおり原則として個室(家族用の居室等を除く)。

・その上で、現存する多人数居室については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置。

→多人数居室については、基本的に改修工事等は必要なく、居室毎の定員を減らせれば対応できるため、2025 年 3 月末まで(2020 年 4 月から 5 年)期限を限定した経過措置を設けてはどうか。

【人員に関する基準】

・法律の規定どおり専任(※)として、特に専従規定を設けないこととしてはどうか。

＜職員の配置基準(案)＞

1 施設長1名

2 職員施設の入居者数及び提供するサービス内容に応じた数

→その上で、無料低額宿泊事業の共通の業務として、「利用者の状況把握」を行うこととしてはどうか。

利用者の状況把握については、他の事業等も参考にして、原則、1 日 1 回以上行うこととしてはどうか。

【無料低額宿泊所の利用期間】

○これまでで一時的な利用を前提としていたが、検討会では、期間の限定等は行わず、居宅と社会福祉施設等との間の中間的な施設としての位置づけを提示。

→無料低額宿泊所の利用者は、何らかのニーズを有していたり、直ちに単身での生活が困難な場合や、他の社会福祉施設等の利用対象とはならない方も利用している実態があると考えられる。利用者のニーズは多様であり、無料低額宿泊所に入居せざるを得ない実態もあることから、一律に入居期間等を限定することは困難ではないか。

→ただし、入居の必要性等の検討が行われないうまま、入居期間が長期化することは適切ではないことから、無料低額宿泊所の利用契約期間については、1 年以内とすることを規定する、契約更新にあたっては、入居者本人の意思確認及び関係機関等(生活保護受給者の場合は福祉事務所)とのカンファレンス等により、その更新の必要性について必ず検討を行うこととしてはどうか。

【利用料】

→①居室使用料、②食事の提供に要する費用、③光熱水費、④共益費、⑤日用品費、⑥利用者の選定によるサービスに要する費用の金額の設定については、考え方や根拠を明確にして利用者に説明を行うとともに、指導監査等の求めに応じて提示ができるよう求めてはどうか。

→また、上記の金銭の支払いを求める場合には、その内容及び費用を記した書面を交付して説明を行い、契約を締結しなければならないこととしてはどうか。

➤ 2019.1.21 第 3 回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会

▶ 1 月 21 日、第 3 回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会が開催された。

▶ 第 3 回は、無料低額宿泊事業の人員・設備に関する基準、運営に関する基準について、厚生労働省から案が提示され、協議が行われた。

▶ 検討にあたっての考え方について、厚生労働省は、「無料低額宿泊事業の事業内容は、事業者によって様々であり、居室の提供のみを行っている場合から日常生活上の支援を行う事業者まで様々であることから、そのような多様性も考慮して、最低基準を設定する必要がある。」とした上で、主な事業実施パターンを①住居・居室のみ提供している場合(利用者から居室使用料を受領)、②住居の提供とあわせて食事の提供等を行っている場合(利用者から居室使用料+食事の提供等に要する

費用を受領)、③住居の提供、食事の提供等を行っているほか、入居者の状況把握及び相談支援、その他入居者の課題に応じた生活支援を行っている場合(利用者から居室使用料＋食事の提供等に要する費用＋生活支援に要する費用を受領)の3つに整理し、①～③ともに、無料低額宿泊事業として最低限守らなければならない内容については最低基準として規定し、③の場合、日常生活支援の委託(委託費の交付)を受ける条件として、上乗せで求める基準は、別途、省令で規定する「日常生活支援住居施設の認定要件」の中で整理するとした。

- ▶ 施設管理者の配置については、専任(当該業務を専ら担当。他の業務と兼務可)の施設管理者の配置を求めることが提案された。
- ▶ 無料低額宿泊所の建物については、既存建物を利用している場合が多く、その規模や構造は様々であることから、一律な規定を設けることは困難であるが、建物の構造等については、その規模等に応じて建築基準法に基づく規制に服することとなっていることから、最低基準上は「建築基準法の規定を遵守した建築物であること」とすることが提案された。

➤ 2019.1.7 認定就労訓練事業所の認定状況(平成30年度上半期)公表

- ▶ 1月7日、厚生労働省は、認定就労訓練事業所の認定状況(平成30年度上半期)を公表した。
- ▶ 平成30年9月末時点における認定就労訓練事業所の認定件数は1,509件で、利用定員合計は、3,798名。法人種別では、「社会福祉法人」が866件と最も多く、全体の57.4%を占めている。「社会福祉法人」の認定件数は、平成30年3月末時点に比べ61件増加し、法人種別ごとの割合は0.3ポイント増加している。

➤ 2018.12.17 第2回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会

- ▶ 平成30年12月17日、第2回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会が開催された。
- ▶ 第2回は、無料低額宿泊事業の範囲及び社会福祉住居施設の設備基準について、厚生労働省から案が提示され、協議が行われた。

<無料低額宿泊事業の範囲(案)>

1. 生計困難者を対象とした事業であること

生計困難者の範囲: 生活保護の要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者

「生計困難者」を対象とした事業であるか否かの判断基準

- ①以下のいずれかに該当し、生計困難者の利用を前提としている場合
 - 生活保護受給を入居の要件としたり、「生活保護受給者向け」等と標榜するなど、入居の対象を生計困難者としている場合(通常の賃貸住宅として入居者募集を行わず、実質的に生計困難者の利用に限定している場合も含む)
 - 入居者に対して生活保護の申請を要求したり、手続きの補助を行っている場合
 - 路上生活者等へ声かけしたり、生活相談等を実施し、相談者に入居を斡旋するなどの募集行為を行っている場合
- ②主に生計困難者を対象(※1)として、施設の利用契約など賃貸借契約以外の契約によって施設を利用させている場合

※1 生活保護受給者が継続して入居定員の概ね5割以上を占める場合など外形的に判断可能な指標を設ける
- ③主に生計困難者を対象(※1)として、住宅の提供とあわせて、家賃・共益費(※2)以外に利用料等を徴収して、食事の提供、掃除や洗濯等の家事、健康管理、状況把握及び生活相談、その他のサービスを提供している場合

※2共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道料、清掃費等

2. 家賃・居室の利用料が、住宅扶助基準額以下であること

3. 入居の定員が5人以上であること

○社会福祉法における「社会福祉事業」の規定に基づき定員5人以上の事業を対象とする。

○ただし、複数の小規模な住宅やアパートの居室等を用いて、一体的に事業運営している場合、当該事業全体の利用定員が5人以上であれば無料低額宿泊事業に含むものとする。

※一体的に事業運営しているとする要件等は別途整理

4. 他法によって必要な規制等が行われている事業については他法を優先させることを前提とし、無料低額宿泊事業としての届出を要しないこと

○有料老人ホームの要件に該当するものについては、有料老人ホームとしての届出を求める

○介護保険サービス、障害福祉サービス等の提供を前提としている事業については、無料低額宿泊事業には該当しない。

＜社会福祉住居施設の設備基準－居室面積基準等－（方向性）＞

居室の面積基準

・居室面積については、現行ガイドラインの規定を基本として、

①原則 7.43 m²以上とし、

②地域の事情に応じて 4.95 m²以上とすることができることと整理してはどうか。

・その上で、平成 27 年のガイドライン改定以前から無料低額宿泊事業を実施していた施設であって、居室面積が 4.95 m²に満たない居室については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか。

居室の定員（多人数居室）

・居室は現行のガイドラインどおり原則として個室としてはどうか。（家族用の居室等を除く）

・その上で、現存する多人数居室については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか。

・また、その場合でも多人数居室については一時的な使用に限定するなど、個室との取扱いと区分してはどうか。（日常生活支援住居施設の要件上の取扱いは別途検討）

いわゆる「簡易個室」の取扱いについて

○いわゆる「簡易個室」については、プライバシーが十分確保されていると断言がたいことから、「個室」については、天井まで達している硬質の壁で区切られていること、廊下から居室への入り口は独立の硬質の扉が設けられていることを要件としてはどうか。

※なお、一居室として採光のための窓等が確保されていないなど、建築基準法違反となる場合は、居室として認められない。

○間仕切りが天井まで達していないなど「個室」の要件を満たさない居室については、段階的に解消を図っていくこととしてはどうか。その上で、現存する「簡易個室」については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか。

○また、その場合でも、通常の個室との差を設ける観点から、「簡易個室」における住宅扶助基準の適用については、一定の減額を行う等の取扱いを検討してはどうか。（日常生活支援住居施設の要件上の取扱いは別途検討）

➤ 2018.10.12 第1回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会

▶ 平成 30 年 11 月 15 日、第 1 回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会が開催された。

▶ 平成 30 年 6 月 8 日に公布された生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、住居の用に供する施設を設置して第 2 種社会福祉事業を行う場

合の施設(社会福祉住居施設)について最低基準を設けるとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者の日常生活上の支援を一定の質が確保されている無料低額宿泊所等(日常生活支援住居施設)に委託できる仕組みが創設される(平成 32 年 4 月 1 日施行)。

▶ 改正法の施行に向け、社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関して、検討会は、有識者からの意見を聴取することを目的に設置された。

▶ 検討会における意見聴取内容は以下のとおり。

(1)社会福祉住居施設(無料低額宿泊事業)の対象範囲

(2)社会福祉住居施設の設備、人員、運営に関する基準の在り方

(3)無料低額宿泊所等における住宅扶助基準の面積減額の適用の在り方

(4)日常生活上の支援が必要な者の範囲の考え方

(5)日常生活上の支援の内容

(6)日常生活支援住居施設の認定基準の在り方

(7)日常生活支援の委託の在り方

▶ 検討会では、来年 7 月頃までにこれらの課題について検討を行い、その後来年 10 月～11 月を目途に厚生労働省において省令案を作成するスケジュールが示された。

➤ 2018.10.1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行

▶ 平成 30 年 10 月 1 日、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が施行された。(一部は、平成 31 年 4 月 1 日、32 年 4 月 1 日、33 年 4 月 1 日 等、施行)

▶ 施行されたのは、以下の項目(全体の概要から抜粋)。

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進

・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設

・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)

② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設

③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例

▶ 10 月 1 日の施行に先立って、9 月 4 日に「生活保護関係全国係長会議」が開催され、改正内容に係る周知が行われた。

▶ また、今回の施行にあわせて、以下、関係通知等が発出されている。

「生活保護法による保護の基準」等の改正

「生活困窮者自立支援法と生活保護制度の連携について」の一部改正について

「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について(通知)」の一部改正について

「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について(通知)」の一部改正について

「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について

「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」の一部改正について
「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」の一部改正について
生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について
「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について(通知)」の一部改正について
生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について
「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について(通知)」の一部改正について
「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について(通知)」の一部改正について
「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について
「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について(通知)」の一部改正について
「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について(通知)」の一部改正について
生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて
生活困窮者自立支援法の一部改正を踏まえた認定就労訓練事業の実施の更なる促進について
生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について *以上、厚生労働省社会・援護局保護課
生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について(通知) *文部科学省

▶ 2018.7.26 平成30年度「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果:公表

- ▶ 平成30年7月26日、平成30年度の「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果をとりまとめ、公表した。本調査は、全国の福祉事務所設置自治体における事業実施状況を国において把握し、その調査結果を自治体へ提供することにより各自治体における取組の推進に資することを目的とするもの。主な調査内容は、①自治体の基礎データ、②法に規定する事業の実施状況、③自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業における支援員の配置状況。

《概要》

(1) 任意事業の実施状況

○任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加

- ①就労準備支援事業 391自治体 ⇒ 435自治体
- ②家計相談支援事業 361自治体 ⇒ 403自治体
- ③一時生活支援事業 258自治体 ⇒ 277自治体
- ④子どもの学習支援事業 506自治体 ⇒ 536自治体

○任意事業の実施割合(実施予定を含む)は、就労準備支援事業は48%、家計相談支援事業は45%、一時生活支援事業は31%、子どもの学習支援事業は59%

2 自立相談支援事業

○自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて64.9%の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会が76.2%と最も多く、次いでNPO法人(11.8%)や社会福祉法人(社協以外)(8.7%)

○被保護者就労支援事業と一体的に実施している自治体は約5割

3 就労準備支援事業

○就労準備支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて約9割の自治体が委託により実施し、委託先はNPO法人(30.3%)が最も多く、次いで社会福祉協議会(27.8%)

○被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している自治体は約6割

4 家計相談支援事業

○運営方法については、直営方式との併用を含めて約9割の自治体が委託により実施

○委託先は社会福祉協議会が70.1%と最も多い

○窓口の開設頻度は、82.6%の自治体が常時開設

5 子どもの学習支援事業

○運営方法については、直営方式との併用を含めて約 8 割の自治体が委託により実施

○委託先は、NPO 法人(39.2%)が最も多く、次いで社会福祉協議会(20.4%)

○支援内容については、学習支援の他、居場所の提供型(58.0%)や親に対する養育支援(44.2%)

6 一時生活支援事業

○運営方法については、自立支援センターと施設方式シェルターは約 9 割、借り上げ方式シェルターは約 5 割が委託により実施

○委託先は NPO 法人(33.3%)が最も多く、次いで社会福祉法人(社協以外)(26.2%)

7 都道府県の取り組み(管内一般市等への支援)

○都道府県の職員の配置状況について、専従職員を配置している自治体は 3 割程度

○支援内容は、「都道府県研修の開催(95.7%)」「任意事業実施促進の働きかけ(93.6%)」が多い

8-(1) 支援員の配置状況【自立相談支援事業】

○事業従事者数は、実人数で 5,179 人

○職種別では、相談支援員が約 3,000 人

○兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合(41.0%)が最も高く、次いで、「被保護者就労支援事業(23.4%)」、「家計相談支援事業(22.8%)」

○支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている

○保有資格について、3 職種とも「社会福祉士」「社会福祉主事」の保有割合が高く、また、就労支援員は他職種に比べて、「キャリアコンサルタント」や「産業カウンセラー」の割合が高い

8-(2) 支援員の配置状況【就労準備支援事業】

○事業従事者数は、実人数で 1,640 人

○就労準備支援担当者のうち、専任は 37.1%

○兼務の状況では、被保護者就労準備支援事業を兼務している割合(48.4%)が最も高く、次いで、「自立相談支援事業(37.1%)」、「左記以外の事業(32.7%)」

○支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている

○保有資格について、「社会福祉士」「社会福祉主事」「キャリアコンサルタント」の保有割合が高い

8-(3) 支援員の配置状況【家計相談支援事業】

○家計相談支援事業における事業従事者数は、実人数で 928 人

○家計相談支援員のうち、専任は 25.1%

○兼務の状況では、自立相談支援事業と兼務している割合(88.6%)が最も高く、次いで、「左記以外の事業(40.8%)」「就労準備支援事業(25.1%)」

○支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている

○保有資格について、「社会福祉士」「社会福祉主事」「ファイナンシャルプランナー」の保有割合が高い

➤ 2018.7.13 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果 公表

- ▶ 平成 30 年 7 月 13 日、厚生労働省は、平成 30 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果を公表した。本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号)等に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、毎年、各自治体の協力を得て行っているもの。

【全国調査(概数調査)結果 概要】

1. ホームレスが確認された自治体は、300 市区町村であり、前年度と比べて 8 市区町村(▲2.6%)減少している。

2. 確認されたホームレス数は、4,977 人(男性 4,607 人、女性 177 人、不明 193 人)であり、前年度と比べて 557 人(▲10.1%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは東京都(1,242 人)である。次いで多かったのは大阪府(1,110 人)、神奈川県(934 人)である。なお、東京都 23 区及び指定都市で全国のホームレス数の約4分の3を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、前年度から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」22.7%、「河川」31.0%、「道路」18.0%、「駅舎」4.9%、「その他施設」23.4%)

《経 過》

✓ 生活困窮者支援、生活保護制度等

2019. 4. 3	生活保護の被保護者調査（平成 31 年 1 月分概数）の結果：公表
▶ 厚生労働省は、平成 31 年 1 月分の被保護者調査（概数）の結果をとりまとめ、公表した。	
《概要》	
○被保護実人員は 2, 093, 324 人となり、前月より 2, 432 人減少した。また、対前年同月と比べると、25, 533 人減少。	
○ <u>保護率（人口百人当）は、1. 66%となった（前年同月 1. 67%）。</u>	
○被保護世帯は 1, 637, 611 世帯となり、前月より 1, 255 世帯減少した。また、対前年同月と比べると、2, 400 世帯減少。これを <u>世帯類型別にみると、対前年同月では、高齢者世帯（特に単身世帯）の数は増加し、高齢者世帯を除く世帯の数は減少した。</u>	
○高齢者世帯は 882, 134 世帯（54. 1%）となり、対前年同月差で 17, 651 世帯増加し、同伸び率は 2. 0%となった。なお、 <u>高齢者世帯の内訳は、単身世帯が 805, 795 世帯（49. 5%）、2 人以上世帯が 76, 339 世帯（4. 7%）</u> となっている。	

9. 人材確保等

➤ 2019.3.29 介護分野における特定技能協議会 設置
▶ 3月29日、介護分野における特定技能協議会が開催された。 ▶ 本協議会は、「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成30年12月25日閣議決定)の規定に基づき、設置されたもの。 ▶ ①構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ること、②各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずることを目的としている。 ▶ 在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人・機関は、初めて1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内の間に、同協議会の構成員になることが必要となる。 ▶ 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会が置かれている。今後、協議会は必要に応じて、運営委員会は3ヶ月に1回程度の開催を予定とされている。
➤ 2019.3.22 平成30年末現在における在留外国人数
▶ 3月22日、法務省は、平成30年末現在における在留外国人数を公表した。 ▶ 平成30年末現在における中長期在留者数は240万9,677人、特別永住者数は32万1,416人で、これらを合わせた在留外国人数は273万1,093人となり、前年末に比べ、16万9,245人(6.6%)増加し、過去最高となった。 ▶ 男女別では、女性が140万3,200人(構成比51.4%)、男性が132万7,893人(構成比48.6%)となり、それぞれ増加した。 ▶ 在留資格別では、「永住者」が77万1,568人(対前年末比2万2,377人(3.0%)増)と最も多く、次いで、「留学」が33万7,000人(2万5,495人(8.2%)増)、「技能実習」が32万8,360人(5万4,127人(19.7%)増)、「特別永住者」の地位をもって在留する者が32万1,416人(8,406人(2.5%)減)と続いている。
➤ 2019.3.20 介護職種の技能実習生に関する日本語要件緩和に関する告示(N3要件の撤廃)
▶ 3月20日、介護職種の技能実習生に関する日本語要件緩和に関する告示が公布された。 ▶ これまで介護職種の技能実習生の日本語要件は、入国時(1年目)が日本語能力試験「N4」程度、入国2年目が日本語能力試験「N3」程度とされていた。 ▶ 今回の改正では、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みについて検討を進めるとされたことを踏まえ、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とすることとされた。 ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。 ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければならない。
➤ 2019.3.20 介護分野における特定技能外国人受入れに関する運用要領 公表
▶ 3月20日、法務省は、介護分野における特定技能外国人受入れに関する運用要領を公表した。 ▶ 運用要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、介護分野における特定

技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としている。

- ▶ 具体的には、①特定技能外国人が従事する業務、②特定技能外国人が有すべき技能水準、③特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準、④上陸許可に係る基準が示されている。
- ▶ 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において、実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければならない。訪問介護などの訪問系サービスについては、利用者、1号特定技能外国人双方の人権擁護、適切な在留管理の観点から、受け入れ対象にはならない。
- ▶ 1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人「等」の常勤の介護職員の総数を超えないこととされている。この日本人「等」については、①介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士、②在留資格「介護」により在留する者、③永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者とされている。このため、日本人「等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者、留学生は含まれない。
- ▶ また、初めて介護分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければならない。

➤ 2018.12.28 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 公表

- ▶ 平成30年12月28日、厚生労働省は、同一法人における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すため、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」を公布した。
- ▶ 同一労働同一賃金については、平成28年12月20日に、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が公表されたところであるが、働き方改革関連法の国会審議や厚生労働省労働政策審議会における議論等を踏まえ、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(ガイドライン)として示された。
- ▶ 指針では、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、不合理なもの・不合理でないものの原則となる考え方と具体例を示している。
- ▶ 「基本給」、「昇給」、「ボーナス(賞与)」、「各種手当」といった賃金のみならず、「教育訓練」や「福利厚生」等についても記載されている。
- ▶ ガイドラインに記載がない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇差の解消等が求められる。
- ▶ また、正社員の待遇を不利益に変更する場合は、原則として労使の合意が必要であり、就業規則の変更により合意なく不利益に変更する場合であってもその変更は合理的なものである必要があるが、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するに当たり、基本的に、労使の合意なく正社員の待遇を引き下げることが望ましい対応とはいえない、とされている。
- ▶ なお、ガイドラインは、改正法の施行時期である2020年4月1日に合わせて適用される(ただし、中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日)。

➤ 2018.12.8 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

- ▶ 外国人材受け入れのための新たな在留資格創設に係る出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案は、第197回国会(臨時会)に提出され、11月27日衆議院を通過し、12月8日未明、参議院本会議にて可決、成立した。
- ▶ 深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため、新しい在留資格「特定技能」を創設。在留資格「特定技能」には、「特定技能1号」と「特定技

能 2 号」があり、「特定技能 1 号」では家族帯同が認められず、在留期間の上限は通算で 5 年とされる。

【特定技能 1 号】:不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

【特定技能 2 号】:同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ▶ 現状では、特定技能 1 号は「介護」を含む 14 業種とされる一方、特定技能 2 号は 2 業種(「建設」、「造船・船用工業」)となっている。
- ▶ 特定技能 1 号に基づく介護人材について、厚生労働省は 5 年間で 5 万人～6 万人、そのうち初年度においては 5 千人程度を推計している。
- ▶ 技能実習制度に基づき 3 年間(最長 5 年間)の研修を終えた場合には、「特定技能 1 号」に移行することが可能とされている。
- ▶ 特定技能 1 号で介護の仕事を 3 年以上続けた後に、介護福祉士の資格を取得すれば、既存の在留資格「介護」に移行でき、在留資格の更新に制限がなくなる。
- ▶ 特定技能 1 号の技能水準は、受入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識又は経験を有することとし、対象となる各業の所管省庁が定める試験等によって確認することとしている。
- ▶ また、日本語能力水準については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認することになる。
- ▶ なお、技能実習 2 号の修了者(技能実習 3 年修了者)は、これらの試験等が免除される。

➤ 2018.6.29 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 成立

- ▶ 平成 30 年 6 月 29 日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)が参議院で可決・成立した。
- ▶ 働き方改革関連法は、労働基準法や労働契約法など合計 8 つの法律で構成され、(1)残業時間の上限規制、(2)高度プロフェッショナル制度、(3)同一労働同一賃金が盛り込まれている。

(1)残業時間の上限規制

- 現行の労働基準法が定めている労働時間は「1 日 8 時間、週 40 時間」だが、企業と労働者が協定を結んだ場合に限り、法定労働時間を超えて仕事をさせることが可能だった(いわゆる 36 協定)。
- 厚生労働省では、36 協定を結んだ場合でも、残業時間について「月 45 時間、年 360 時間」を限度にする目安を定めていたが、強制力はなかった。
- 今回、残業時間の上限規制では「月 45 時間、年 360 時間」という基準が明確化され、繁忙期など、残業を行う必要がある場合においても、45 時間を超えて残業できるのは 6 か月までとされ、年間の上限は 720 時間となる(休日労働を含めない場合)。休日労働を含めた場合、単月では 100 時間未満、複数月の平均では 80 時間未満に制限される。
- 上限規制を超えて労働させた企業には、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科される。
- 大企業は 2019 年 4 月から、中小企業は 2020 年 4 月からの適用となる。
- また、10 日以上有給休暇が付与される労働者に対し、使用者は 5 日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。
- なお、新技術・新商品の研究開発業務には上限規制が適用されず、自動車運転、建設、医師に対する上限規制の適用は 5 年後となっている。

(2)高度プロフェッショナル制度

- 高度プロフェッショナル制度は、年収が高い一部の専門職について労働時間規制の対象から外す。
- 対象の年収は、1 年間に支払われると見込まれる賃金が「平均の 3 倍を相当程度上回る水準」と規定し、政府は年収を 1,075 万円以上と想定、詳細は今後政省令で定める。

○制度を導入するためには、労働側と企業が合意し、対象者本人も適用に同意することが条件となっている。また、実際に制度を運用する場合には、年間 104 日の休日取得が義務付けられる。

○企業規模を問わず 19 年 4 月からの適用となる。

(3)同一労働同一賃金

○正社員と非正社員は、現行でも仕事の内容や責任の程度、転勤・異動の範囲などが同じなら待遇も同じにする必要がある。今回の法改正では、待遇ごとの性質や目的などに照らして不合理かどうか判断すべきとした。企業には、待遇差の内容やその理由を非正社員に説明する義務が課される。

○具体的にどのような待遇差が違法かは、今後、労働政策審議会で議論し「ガイドライン」を定め、法の施行と同時に適用される。厚労省が 2016 年 12 月に公表したガイドライン案では、通勤手当などの手当や、食堂の利用などの福利厚生では原則、待遇差を認めておらず、基本給や賞与は経験や能力の差などに応じた違いを認めている。

○大企業は 2020 年 4 月から、中小企業は 2021 年 4 月からの適用となる。

10. 予 算

➤ 2019.3.27 平成 31 年度予算 成立

- ▶ 3 月 27 日、平成 31 年度予算は、政府案どおり成立した。

○平成 31 年度厚生労働省予算（一般会計）の主要事項（ポイント）

【地域共生社会実現】

- ▶ 包括的な支援体制整備の促進(26 億円→28 億円)
 - ・ 身近な圏域での相談体制整備、活動拠点づくり等、市町村の取り組み支援
- ▶ 仕事と地域活動の両立促進(新規 1.1 億円)
 - ・ 労働者の地域活動への参加を促す民間機関等の取り組みの促進

【生活困窮者自立支援制度】

- ▶ 法改正を踏まえた相談支援体制の強化(432 億円→438 億円)
 - ・ 居住支援の推進、就労・定着支援体制の充実、など
- ▶ 生活困窮者の自立支援を担う人材育成(0.6 億円→1.2 億円)

【福祉・介護人材確保対策】

- ▶ 人材確保対策の推進
 - ・ 介護職の機能分化等による業務効率化、生産性向上の先駆的取り組みへの支援(新規 5.9 億円)
 - ・ 介護の仕事の魅力等に関する全国的な PR 活動の推進(3.7 億円→6.8 億円)
- ▶ 外国人介護人材の受入れ環境整備等(2.7 億円→11 億円)

【社会福祉法人関係】

- ▶ 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進(6.3 億円→12 億円)

【高齢者関係】

- ▶ 介護分野における生産性の向上
 - ・ 介護事業所における生産性向上推進事業(3.2 億円→4.4 億円)
- ▶ 認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくり(97 億円→119 億円)
 - ・ 認知症施策の総合的な取り組み(15 億円→24 億円)
 - ・ 認知症に係る地域支援事業の推進

【障害関係】

- ▶ 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保(1.33 兆円→1.45 兆円)
- ▶ 地域生活支援事業等の拡充(一部新規 493 億円→495 億円)

【児童関係】

- ▶ 保育の受け皿拡大、保育人材の確保等(1,071 億円→1,071 億円)
- ▶ 子ども・子育て支援新制度充実、幼児教育・保育無償化対応
(2 兆 6,034 億円→2 兆 8,834 億円 内閣府で予算計上)
- ▶ 児童虐待防止対策、社会的養護の迅速かつ強力な推進

➤ 2019.2.7 平成 30 年度第二次補正予算 成立

- ▶ 2 月 7 日、平成 30 年度第二次補正予算が、政府案どおり成立した。
- ▶ 内閣府第二次補正予算では、「子どものための教育・保育給付等」に 394 億円が計上された。平成 30 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善等を行うとして、公定価格の平成 30 年度単価において、保育士及び幼稚園教諭等の人件費が「+0.8%程度」改定され、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用される。

- ▶ 厚生労働省第二次補正予算では、社会福祉施設関係は、「社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等」に 172 億円、「待機児童解消に向けた保育園等の整備」に 420 億円、「保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進」に 15 億円、「保育園等における事故防止対策の推進」に 2.5 億円、「保育士修学資金貸付等事業、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保」に 19 億円、「介護事業所における生産性向上の推進」に 4.6 億円が計上されている。

➤ 2018.12.21 平成 30 年度第二次補正予算案・平成 31 年度予算案 閣議決定

- ▶ 政府は、平成 30 年 12 月 21 日の閣議において、平成 30 年度第二次補正予算案並びに平成 31 年度予算案を決定した。
- ▶ 平成 31 年度予算案における一般会計の総額は 101 兆 4,564 億円と、平成 30 年度当初予算から 3.8%、3 兆 7,437 億円増となり、7 年連続で過去最大を更新するとともに当初予算において初めて 100 兆円を超えた。税収は、62 兆 4,950 億円(平成 30 年度当初予算比 5.8%、3 兆 4,160 億円増)と過去最高を見込む一方で 10%への消費税率引き上げ対策等のための「臨時・特別の措置(中小小売業等に関する消費者へのポイント還元、低所得・子育て世帯向けプレミアム商品券、住宅の購入者等への支援、防災・減災、国土強靱化対策等)」として 2 兆 280 億円が計上された。
- ▶ また、新規国債発行額は 32 兆 6,598 億円(同△3.1%、1 兆 324 億円減)と 9 年連続で縮減された。社会保障関係費については、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化、社会保障の充実として 7,157 億円の増を確保する一方で、「新経済・財政再生計画」のもと歳出改革の取り組みを継続、薬価引き下げ等により高齢化等による実質的な増加額は 4,768 億円(概算要求+6,000 億円)に抑制された。

注:その後、勤労統計問題を受け、当初予算を 101 兆 4,571 億円に、国債発行額を 32 兆 6,605 億円に修正(平成 31 年 1 月 18 日)。

- ▶ 厚生労働省予算案(一般会計)は、人生 100 年時代を見据え、一億総活躍社会の実現に向けて全世代型社会保障の基盤強化に取り組むとして、平成 30 年度当初予算(31 兆 1,262 億円)比 2.9%、9,095 億円増の 32 兆 358 億円となった。
- ▶ 内訳は、「年金」が 3.1%増の 11 兆 9,870 億円、「医療」が 1.6%増の 11 兆 9,974 億円、「介護」が 3.7%増の 3 兆 2,301 億円、生活保護などの「福祉等」が 5.3%増の 4 兆 3,321 億円、「雇用」が 5.9%増の 470 億円。

区分	30 年度 当初予算(A)	31 年度 予算案(B)	増△減 額(C) ((B)-(A))	増△減 率 (C)/(A)
一般会計	311,262	320,358	9,095	2.9%
社会保障関係費	307,073	315,937	8,864	2.9%
年金	116,260	119,870	3,610	3.1%
医療	118,079	119,974	1,895	1.6%
介護	31,153	32,301	1,148	3.7%
福祉等	41,136	43,321	2,185	5.3%
雇用	444	470	26	5.9%
その他の経費	4,189	4,421	232	5.5%

(単位:億円)

- ▶ 平成 30 年度第二次補正予算案は、総額 2 兆 7,097 億円となり、西日本豪雨や北海道の地震を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成 30 年 12 月 14 日閣

議決定)に盛り込まれた事項のなかでも、とくに速やかに着手すべきものに要する費用を計上することを中心に安倍首相の指示により行われたもの。

- ▶ 厚生労働省第二次補正予算案(追加額 1,355 億円)では、上記「緊急対策」関連で社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備(172 億円)に加え、待機児童解消に向けた保育園の整備(420 億円)、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進(15 億円)等が計上された。

➤ 2018.11.7 平成 30 年度補正予算 成立:被災地の復旧・復興支援等 315 億円

- ▶ 平成 30 年 11 月 7 日、平成 30 年度補正予算は、政府案どおり成立した。
- ▶ 厚生労働省補正予算案では、大阪北部地震、西日本 7 月豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧・復興支援等に、315 億円が計上されている。概要は以下のとおり。

■ 大阪北部地震、西日本 7 月豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧・復興支援等 計 315 億円

第1 災害応急復旧等 289 億円

- (1)水道施設の災害復旧 89 億円
- (2)医療施設等の災害復旧 94 億円
- (3)保健衛生施設等の災害復旧 6.1 億円
- (4)社会福祉施設等の災害復旧 91 億円

被災した高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

- (5)防災・減災対策の強化 8.4 億円

児童福祉施設について、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に要する費用に対して補助を行う。

第2 生活の再建 9.9 億円

- (1)医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置 9.8 億円

平成 30 年 7 月豪雨で被災した住民について、医療保険、介護保険、障害福祉サービス、児童入所施設等を利用・入所した際の一部負担金(利用者負担)や保険料の免除等を実施した場合に、保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

- (2)被災者の心のケア支援 12 百万円

北海道胆振東部地震による被災者等に対する心のケアを行うため、専門職種(精神保健福祉士、保健師等)による相談支援等、中・長期間継続した精神保健活動を行うための体制を確保する費用を補助する。

※ 平成 30 年 7 月豪雨については、予備費で対応済み。

第3 生業の再建 17 億円

➤ 2018.8.31 平成 31 年度厚生労働省予算概算要求:30 年度比 2.5%増 31 兆 8,956 億円

- ▶ 平成 30 年 8 月 31 日、厚生労働省は、平成 31 年度厚生労働省予算概算要求を取りまとめた。
- ▶ 国の平成 31 年度一般会計の概算要求は、102 兆 7,658 億円。今後、年末に予定される政府予算案の取りまとめに向け、これまでに定められていた社会保障の充実および昨年末に策定された「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等に関する予算の取り扱いが検討されることとなる。
- ▶ 厚生労働省の平成 31 年度予算の概算要求額は、「人生 100 年時代を見据えた誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、全世代型社会保障の基盤整備に取り組む」として 31 兆 8,956 億円(平成 30 年度予算比 2.5%増)となった。
- ▶ なお、本年 6 月に閣議決定された「骨太方針 2018」では、高齢化に伴う社会保障費の自然増抑制

の目安は示されず、概算要求において 6,000 億円の増となっている。

(単位：億円)

区分	30 年度 予算額 (A)	31 年度 要求・要望額 (B)	増△減 額 (C) (B) - (A)	増△減 率 (C) / (A)
一般会計	306, 873	314, 298	7, 426	2. 4%
うち 年金・医療等に係る経費	288, 481	294, 972	6, 491	2. 3%
うち 新しい日本のための優先課題推進枠	—	2, 005	2, 005	—

11. 災害対策

➤ 2019.1.21 第 28 回復興推進委員会：「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて(骨子案)

- ▶ 1 月 21 日、第 28 回復興推進委員会が開催され、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて(骨子案)が示された。
- ▶ 「復興・創生期間」における政府の基本姿勢について、「地震・津波被災地域においては、地域ごとに復興の進捗状況が異なることから、遅れている地域について復興を加速化させ、復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指す」とし、「福島原子力災害被災地域においては、本格的な復興に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、風評の払拭に向けた取組等を進める。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。」としている。
- ▶ 宮城県、岩手県、福島県の 3 県から報告・意見があげられ、意見交換を行ったほか、有識者からのヒアリングが行われた。
- ▶ 復興庁の後継組織について骨子案では、「今後、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、後継組織のあり方について検討する。」としている。

➤ 2018.12.14 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を閣議決定

- ▶ 平成 30 年 12 月 14 日、近年激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策(11 月 27 日)」等を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定された。概要は以下のとおり。

<「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(概要)>

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における 45 のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等 20 プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3 年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策 160 項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね 7 兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.6 兆円程度
(1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね 3.0 兆円程度
(2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	おおむね 0.4 兆円程度
(3)避難行動に必要な情報等の確保	おおむね 0.2 兆円程度
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.4 兆円程度

(1)電力等エネルギー供給の確保	おおむね 0.3 兆円程度
(2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね 1.0 兆円程度
(3)陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね 2.0 兆円程度
(4)生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね 0.02 兆円程度

(※1) うち、財政投融资を活用した事業規模としておおむね 0.6 兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね 0.3 兆円程度と想定している。平成 30 年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模 0.3 兆円を含む。

(※2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3.本対策の期間と達成目標

○期間:2018 年度(平成 30 年度)～2020 年度(平成 32 年度)の 3 年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

➤ 2018.12.11 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」とりまとめ

- ▶ 平成 30 年 12 月 11 日、中央防災会議 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループは、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」をとりまとめた。
- ▶ ワーキンググループで検討した防災対応は、突発的な地震発生に備えた対策が引き続き重要であるとの認識のもと、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、不確実ではあるものの、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高いと評価された場合を想定して、その評価を活かして被害の軽減を図ることを目的としたもの。
- ▶ 「半割れケース*」「一部割れケース*」において、後発地震に対して備える必要がある地域(被害が及んでいない想定震源域)が最も警戒すべき期間として、自治体アンケートから社会的な受忍の限度を踏まえ、最初の地震発生後「1 週間」を基本とした

*半割れケース:南海トラフの想定震源域内で大規模地震(M8クラス)が発生し、残りの領域で大規模地震の発生可能性が高まったと考えられる状況

一部割れケース:南海トラフでの事例は知られていないが東北地方太平洋沖地震のような事例として、大規模地震に比べて一回り小さい地震(M7クラス)が発生した後に、より大きなM8クラス以上の地震が発生する可能性がある状況

ゆっくりすべりケース:基準を超えたひずみ計の変化を捉えることでプレート境界面での大きなすべりが観測され、前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている状況

➤ 2018.10.29 平成 30 年北海道胆振東部地震による被害状況

- ▶ 平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時 7 分ごろ、北海道胆振地方中東部を震源として最大震度 7 の地震が起きた。10 月 29 日 17 時 30 分時点の被害状況は、死者 41 人、負傷者 749 人(重傷 18 人、軽傷 731 人)、住宅の全壊 409 棟、半壊 1,262 棟、一部破損 8,463 棟。
- ▶ 平成 30 年 10 月 29 日 15 時 00 分時点での開設避難所数は 10 箇所、避難者数は 329 人。

➤ 2018.10.2 平成 30 年台風 21 号による被害状況

- ▶ 台風 21 号は 9 月 4 日 12 時頃、非常に強い勢力で徳島県に上陸した後、速度を上げながら近畿地方を縦断した。その後、日本海を北上し、9 月 5 日 9 時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。
- ▶ 死者 14 人、負傷者 954 人(重傷 46 人、軽傷 897 人、程度不明 11 人)、住宅の全壊 26 棟、半壊 189 棟、一部破損 50,083 棟、床上浸水 66 棟、床下浸水 505 棟。(10 月 2 日 17:00 現在)

➤ 2018.8.3 平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージの公表

- ▶ 政府「平成 30 年 7 月豪雨被災者生活支援チーム」は、「平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支

援パッケージ」をとりまとめ公表した。

1. 基本方針

○被災地の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。今後も、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保し、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、随時、予備費等の措置を講じていく。

○地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望をもって取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。

2. 緊急対応策

(1)生活の再建

○廃棄物、がれき、土砂の処理 ○住宅再建等 ○金融支援等(生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付等) ○切れ目のない被災者支援(仮設住宅入居者等への見守りや日常生活上の相談支援等)

(2)生業の再建

○中小企業・小規模事業者の支援等(「寄り添い型支援」の創設) ○観光業の風評被害対策

○農林漁業者の支援(営農維持・一日も早い経営再開) ○地域の雇用対策

(3)災害応急復旧 ○災害復旧事業の迅速化 ○河川の浚渫、樹木の撤去、岩・土砂等への対応

(4)災害救助 ○応急救助 ○自衛隊の活動

➤ 2018.7.9 平成 30 年 7 月豪雨による被害(台風 12 号の被害状況を含む)

- ▶ 台風 7 号及び前線等の影響により、東日本から西日本の 11 府県で大雨特別警報が発表されるなど、広範囲での豪雨により甚大な被害が発生した。8 月 8 日 19 時 00 分現在、死者 221 人、行方不明者 9 人、負傷者 414 人(重傷 69 人、軽傷 342 人、程度不明 3 人)、住宅の全壊 5,617 棟、半壊 8,291 棟、一部破損 4,890 棟、床上浸水 8,867 棟、床下浸水 19,181 棟(消防庁まとめ)。

➤ 2018.6.18 平成 30 年 6 月 18 日 大阪北部を震源とする地震

- ▶ 平成 30 年 6 月 18 日午前 7 時 58 分ごろ、大阪府北部を震源として最大震度 6 弱の地震が起きた。大阪北部で震度 6 弱を観測したほか、近畿地方の広い範囲で被害が出た。7 月 29 日 9 時 30 分時点の被害状況は、死者 5 人、負傷者 435 人(重傷 17 人、軽傷 418 人)、住宅の全壊 12 棟、半壊 273 棟、一部破損 41,459 棟。避難所については、8 月 4 日をもってすべて閉鎖された。

➤ 2018.6.8 改正災害救助法が成立

- ▶ 平成 30 年 6 月 8 日、改正災害救助法が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。大規模災害時の避難所運営や仮設住宅整備など 10 項目に関する権限を、都道府県から政令市に移すことを可能にする。

➤ 2018.6.6 国土強靱化アクションプラン 2018 決定

- ▶ 平成 25 年 12 月 11 日に国土強靱化基本法(以下、「基本法」)が公布・施行され、平成 26 年 6 月 3 日には、基本法に基づき、国土強靱化基本計画(以下「基本計画」)が閣議決定された。さらに、取り組むべき具体的な個別施策等を示した国土強靱化アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)を国土強靱化推進本部においてこれまで 4 回決定している。
- ▶ 6 月 6 日、国土強靱化推進本部は中長期的な視野の下で国土強靱化を推進していくため、PDCA サイクルを機能させるべく「国土強靱化アクションプラン 2018」を決定した。
- ▶ 国土強靱化アクションプラン 2017 等に掲げたプログラムの進捗状況を把握・評価するほか、新たに発生した災害等を踏まえ、プログラムの充実・改善を図り、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に進化させるとともに、基本計画策定以降の4年間の施策の達成状況の整理を行い、5 年目を迎える基本計画の見直しにも反映させていくこととしている。

<<経 過>>

✓ 避難所

2017. 3. 31	「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」
▶ 内閣府は、平成 28 年熊本地震で明らかとなった課題等を踏まえ、平成 28 年 10 月から「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置して議論を進め、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定した。	
2016. 3. 7	避難所の確保と質の向上に関する検討会（第 4 回）：避難所ガイドライン等
▶ 内閣府は、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対応策を講じていくための検討会を設置し（第 1 回・平成 27 年 7 月 22 日）、議論を進めている。 ▶ 本検討会は、避難所の運営等に関する実態調査（平成 27 年 3 月内閣府（防災担当））により、避難所や福祉避難所が未指定であること、要配慮者への支援体制、相談対応等が未整備となっている市町村が多いこと等が判明した。また、平成 26 年 8 月、広島市で発生した土砂災害の際に避難所の生活環境に関する様々な問題が指摘されたほか、避難所のトイレの改善に関する課題などもあり、検討会はこれらの課題や問題を議論するものである。 ▶ 主な検討項目としては、①内閣府（防災担当）が策定した避難所に関する取組指針等の見直し内容、②災害時のトイレの「モデルケース」の具体的内容、③避難所の確保と福祉避難所の施設・要員確保等に向けた今後の取組方策、を掲げている。 ▶ また、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、検討会にもとに「質の向上ワーキンググループ」及び「福祉避難所ワーキンググループ」が設置・開催される。福祉避難所ワーキンググループでは、福祉避難所の確保策、人材、運営等について検討が進められている。 ▶ 第 4 回会議では、避難所運営ガイドライン（案）などをもとにとりまとめの議論を行った。 ▶ 避難所ガイドライン等については、平成 28 年 4 月に示された。 ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定） ・避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月） ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月） ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）	

✓ 災害対策基本法

2014. 1. 17	中央防災会議：防災基本計画の見直し
2013. 6. 17	「災害対策基本法改正案」成立
2012. 6. 27	改正「災害対策基本法」 公布

12. その他

➤ 2019.4.12 人口推計(平成 30 年 10 月確定値、平成 31 年 3 月概算値)公表 ▶ 4 月 12 日、総務省は、人口推計(平成 30 年 10 月確定値、平成 31 年 3 月概算値)を公表した。 ▶ 平成 30(2018 年)10 月 1 日時点の外国人を含む総人口は、1 億 2,644 万人(前年同月比▲26 万 3,000 人)。減少は 8 年連続で、減少率は 0.21%。 ▶ 1 年間の出生数から死亡者数を差し引いた人口の自然増減は 42 万 4,000。自然減は 12 年連続で高齢者の増加と出生数の減少が背景。
➤ 2019.3.29 中高年ひきこもり 61 万人 内閣府調査 ▶ 3 月 29 日、内閣府は、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の 40～64 歳が、全国で推計 61 万 3,000 人いるとの調査結果を発表した。7 割以上が男性で、ひきこもりの期間は 7 年以上が半数を占めた。15～39 歳の推計 54 万 1,000 人を上回り、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になった。中高年層を対象にしたひきこもりの調査は初めて。 ▶ 内閣府はひきこもりを、自室や家からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が 6 カ月以上続く場合と定義。専業主婦・主夫は過去の同種調査では含めなかったが、今回は家族以外との接触が少ない人はひきこもりに含めた。 ▶ 調査は 2018 年 12 月、全国で無作為抽出した 40～64 歳の男女 5,000 人に訪問で実施し、3,248 人が回答。
➤ 2019.3.28 平成 30 年中における自殺の状況 ▶ 3 月 28 日、厚生労働省は、平成 30 年中における自殺の状況を公表した。 ▶ 平成 30 年の自殺者数は 20,840 人となり、対前年比 481 人(約 2.3%)減。平成 22 年以降、9 年連続の減少となり、昭和 56 年以来、37 年ぶりに 2 万 1,000 人を下回った。 ▶ 男女別にみると、男性は 9 年連続の減少となった。一方、前年過去最少だった女性の自殺者数は、55 人の増加となった。また、男性の自殺者数は、女性の約 2.2 倍となっている(男性 68.6%、女性 31.4%)。 ▶ 平成 30 年の自殺死亡率は 16.5 となり、平成 22 年以降、9 年連続の低下となっている。また、昭和 53 年から始めた自殺統計で過去最小となった。 ▶ 男女別にみると、男性は 9 年連続で低下し、女性是对前年比 0.1 上昇。また、男性は、女性の約 2.3 倍となっている。 ▶ 年齢階級別自殺者数は、平成 30 年は 29 年と比較して、10 歳代、70 歳代及び 80 歳以上では前年より増加し、それ以外の年齢階級では減少した。30 歳代は平成 20 年から 10 年連続、40 歳代、50 歳代及び 60 歳代は 9 年連続で減少した。平成 30 年は 29 年と比較して、60 歳代が最も大きく減少し、260 人の減少となった。 ▶ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。個々の要因別にみると、経済・生活問題は 9 年連続、家庭問題は 7 年連続、健康問題は 5 年連続で減少した。平成 30 年は 29 年と比較して、健康問題が最も大きく減少し、355 人の減少となった。
➤ 2019.2.25 即位日等休日法の施行に伴う大型連休(10 連休)への対応について(関係省庁等連絡会議) ▶ 2 月 25 日、即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議が開催された。

- ▶ 即位日等休日法の施行に伴う本年 5 月の大型連休への対応について、国民生活に支障が生じないよう、関係省庁等が連携し政府として万全を期していくこととして、「安心・安全」（電気、ガス、水道等のライフラインの維持等）、「医療」、「交通」、「雇用」、「保育その他の福祉サービス」、「教育・青少年」等について、現時点の対応状況を取りまとめ、今後も引き続きフォローアップを行うとしている。
- ▶ このうち、「保育その他の福祉サービス」については、一時預かり事業について補助の加算を創設するとともに、必要な保育が確保されるよう自治体に要請し、介護サービスは利用者の処遇に支障をきたさないよう医療機関等の連携協力体制の確保を、また、必要な障害福祉サービス等の提供を自治体等にそれぞれ要請する予定としている。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 41 号」Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>